

# 自動車検査員研修資料

令和7年度版



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

# 目 次

## 第一章 整備事業関係

1	指定自動車整備事業におけるOBD検査の適切な実施について 〔令和6年9月26日 事務連絡〕	1
2	運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について（注意喚起） 〔令和6年9月26日 事務連絡〕	3
3	輸入車のOBD検査開始までの間における自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用 について（注意喚起） 〔令和6年9月26日 事務連絡〕	7
4	「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」 の一部改正について 〔令和6年10月15日 国自整第155号の2、国官参自保第336号の2〕	9
5	「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」 の一部改正について 〔令和6年11月11日 国自整第172号の2、国官参自保第392号の2〕	13
6	各検査におけるOBD検査の要否について（周知依頼） 〔令和6年12月23日 事務連絡〕	17
7	自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について 〔令和7年1月31日 国自整第211号の2〕	19
8	「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」 の一部改正について 〔令和7年2月5日 国自整第215号の2〕	23
9	特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて 〔令和7年3月24日 国自整第261号の3〕	27
10	自動車の「訪問特定整備」制度を新設します 〔令和7年3月31日 報道発表資料〕	37
11	自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程について 〔令和7年3月31日 国土交通省〕	39
12	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について 〔令和7年3月31日 国自整第263号の2〕	52
13	「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改 正について 〔令和7年3月31日 国自整第264号の2〕	61
14	点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について 〔令和7年6月11日 国自整第59号〕	78
15	「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について 〔令和7年7月4日 国自整第87号の2〕	79
16	これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～ 〔令和7年7月8日 報道発表資料〕	82
17	「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について 〔令和7年7月8日 国自整第77号の2〕	111
18	点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、 保存又は交付に関する取扱いについて 〔令和7年7月8日 国自整第85号〕	144

19	大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について 〔令和7年7月9日 事務連絡〕	151
20	「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」の一部改正について 〔令和7年7月17日 国自整第98号の2〕	153
21	指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼） 〔令和7年7月17日 事務連絡〕	158
22	ホイールボルトやナットやディスクホイール、ハブの錆に注意、 防ごう大型車の車輪脱落事故	160

## 第二章 検査業務関係

1	自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大します！ 〔令和6年9月20日 報道発表資料〕	164
2	速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて 〔令和6年10月2日 国自基第90号の3、国自整第150号の3、国自技環第103号の3〕	167
3	原動機付自転車の区分を見直します ～道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の制定について～ 〔令和6年11月13日 報道発表資料〕	172
4	「フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン」の公表 ～高速バス等のフルフラット座席の安全対策～ 〔令和6年11月19日 報道発表資料〕	176
5	消防・救助活動を円滑にする EV トラック・バスへの識別表示を行います！ ～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～ 〔令和7年1月10日 報道発表資料〕	186
6	新たな地域名表示（ご当地ナンバー）による 地方版図柄入りナンバープレートの交付開始日 決定！ ～つけて走って広げよう、地域の魅力！～ 〔令和7年2月28日 報道発表資料〕	190
7	ペダル付き電動バイクの安全対策を講じます！ ～道路運送車両の保安基準及び関係告示の一部改正・制定について～ 〔令和7年2月28日 報道発表資料〕	193
8	「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について 〔令和7年3月24日 国自整第262号の3〕	199
9	運転支援システムの特性や限界を知ってみよう！ ～「衝突被害軽減ブレーキ」の不要作動に慌てないためのビデオを公表します～ 〔令和7年4月18日 報道発表資料〕	209
10	GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートのデザイン及び交付開始日等を決定！！ ～事前申込の受付は6月9日から開始します！～ 〔令和7年5月3日 報道発表資料〕	210

## 第三章 実務の設問と解説

1	最近の自動車検査員教習の問題から	212
---	------------------	-----

## 第四章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第59次改正） 〔令和6年9月20日 報道発表資料〕	216
2	審査事務規程の一部改正について（第61次改正） 〔令和6年12月26日 報道発表資料〕	217
3	審査事務規程の一部改正について（第63次改正） 〔令和7年3月13日 報道発表資料〕	218
4	車検時にはヘッドライトテストを用いて ロービームを計測します	219
5	ロービームの光度及び向き適切な整備・調整のお願い	220
6	令和6年10月28日（月）より並行輸入自動車の事前書面審査の届出がオンラインで可能になります！	221
7	並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します	222
8	令和7年4月21日（月）よりオンライン届出システムにて新規検査等届出のオンライン届出も可能になります！	223
9	用途等の変更をする使用過程車等は事前書面審査が必要です	224
10	新規検査等届出書を提出するみなさまへ	225
11	OBD検査の概要	226
12	OBD検査対象車の受検時のお願い事項について	234
13	自動車技術総合機構からのお知らせ ～秩序維持のための遵守事項について～	235
14	自動車技術総合機構からのお知らせ ～検査実施のための遵守事項について～	237
15	自動車技術総合機構からのお願い等	239

## 第五章 軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等	244
---	--------------	-----

2	構内・検査コースの事故防止について	245
3	お願い	247
4	警告灯が点灯又は点滅している自動車について	249
5	受検者の皆様へ	250
6	検査の高度化機器の本格運用を行います	254
7	諸元測定した車両の写真撮影について	256
8	車両番号標取付け注意喚起について	257
9	申請案内サイトの公開について	258
10	次回重量税額メール通知サービスについて	259
11	軽自動車OSS（継続検査）開始のお知らせ	260
12	構内徐行運転にご協力ください	262
13	軽自動車税納付確認システムについて	263
14	電子車検証ICタグ情報 事前確認のお願いについて	265
15	走行距離計表示値の確実な確認のお願い	266
16	受検時の遵守事項をお守りください！	266
17	後退時車両直後確認装置の基準が適用される自動車について	267
18	車検時の新たな検査項目として「OBD検査」が追加されました	268
19	OBD検査対象車の受検時のお願い事項について	269

# 第一章 整備事業関係

事務連絡  
令和6年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課  
整備事業班長

## 指定自動車整備事業におけるOBD検査の適切な実施について

令和6年10月1日よりOBD検査が開始されることに伴い、OBD検査対象車にあっては指定自動車整備事業の完成検査においても検査用スキャンツールを使用してOBD検査を実施することとなること。

今後、完成検査を実施する場合には下記の注意点に留意し、OBD検査対象車については確実にOBD検査を実施していただくとともに、「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」（令和6年3月28日付け国自整第278号）により適切に取扱われたい。

つきましては、以下について傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。  
なお、各地方運輸局等あて別紙のとおり通知していることを申し添える。

## 記

### 1. 完成検査時の注意点

- ・自動車検査証等の備考欄に「OBD検査対象」と記載があるか確認すること。
- ・自動車検査証の備考欄等の「OBD検査開始年月日」を確認すること。

なお、確認の結果「OBD検査開始年月日」に至っている場合には、特定DTC照会アプリを使用してOBD検査要否の詳細確認を行うこと。

### 2. OBD検査時の注意点

- ・特定DTC照会アプリは、「検査モード」で使用する。
- ・検査車両と入力情報に相違がないこと。
- ・検査時は、「原動機ON」または「READY」で実施すること。

以上

事務連絡  
令和6年9月26日

各地方運輸局自動車技術安全整備（・保安）課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課  
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるOBD検査の適切な実施について

標記について、別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合事業部長あて通知したので、研修等の機会を通じてOBD検査の実施方法について関係者に対し指導されたい。

事 務 連 絡  
令和6年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局

自動車整備課 検査班長  
事業班長

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について（注意喚起）

OBD検査については、原動機を始動させ、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し、走行可能状態（READYの状態））で行うこととされております。

今般、OBD検査対象のうち別紙の車種について、運転席のドアを開けると、一定時間経過等により自動的にエンジン停止状態（READY OFFの状態）となり、OBD検査を正しく実施できなくなる可能性があることが確認されたので、当該車種のOBD検査を実施する際はご注意ください。

なお、別紙に示す状態であれば、アイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能です。

また、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部長、軽自動車検査協会検査部長、各地方運輸局自動車技術安全部技術課長並びに整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に通知したことを申し添えます。

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車種  
(令和6年9月末時点)

1. BMW/MINI

1-1. 該当車種

同社製OBD検査対象型式のうち電気自動車、ハイブリッド自動車の全て。

1-2. 該当車種における仕様

1-1. の車種において、運転席のドアを開けると自動的にエンジン停止（READY OFF）状態となる。

1-3. 該当車種においてOBD検査を正しく実施する方法

以下のいずれかに示す状態であれば、1-2. の仕様を回避してアイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能。

- ① 運転席のドアを閉めた状態
- ② 以下の手順を実施した状態

イ) 車室内に有効なリモートコントロールキーがある状態で、運転席のドアを開ける。

ロ) ブレーキを操作しない状態で、スタート/ストップボタンを0.8秒以内に3回押し、診断モードにする。

※1 診断モードに入ると、メーター内に「診断モードが有効です」と短時間表示される。(ハイブリッドモデルでは、エンジン警告灯が点灯する場合がある。)

※2 診断モードを終了する場合は、スタート/ストップボタンを押す、又は運転席のドアを閉じる。(後者では診断モードが終了しないモデルもある。)

2. メルセデス・ベンツ

2-1. 該当車種

同社製OBD検査対象型式の全て。

2-2. 該当車種における仕様

2-1. の車種において、運転席のシートベルトを非装着状態かつ運転席のドアを開けた状態で3分または20分（型式・年式によって仕様が異なる）経過すると、自動的にエンジン停止（READY OFF）状態となる。

※ 当該仕様によりエンジン停止（READY OFF）状態となる前に、インストルメント・クラスタ上にその旨が表示される。

2-3. 該当車種においてOBD検査を正しく実施する方法

以下に示す状態であれば、2-2. の仕様を回避してアイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能。

- ① 運転席のドアを閉めた状態
- ② 運転席のシートベルトを締めた状態（着座しているかどうかは問わない）

事務連絡  
令和6年9月26日

独立行政法人自動車技術総合機構検査部長 殿  
軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課 検査班長  
事業班長

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について（注意喚起）

OBD検査については、原動機を始動させ、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し、走行可能状態（READYの状態））で行うこととされております。

今般、OBD検査対象のうち別紙の車種について、運転席のドアを開けると、一定時間経過等により自動的にエンジン停止状態（READY OFFの状態）となり、OBD検査を正しく実施できなくなる可能性があることが確認されたので、当該車種のOBD検査を実施する際はご注意ください。

なお、別紙に示す状態であれば、アイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能です。

また、別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長、各地方運輸局自動車技術安全部技術課長並びに整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に通知したことを申し添えます。

事 務 連 絡  
令和6年9月26日

各地方運輸局自動車技術安全部技術課長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課 検査班長  
事業班長

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について（注意喚起）

標記について、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部長、軽自動車検査協会検査部長及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長に対し通知しましたので、ご了知願います。

事務連絡  
令和6年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課  
整備事業班長

輸入車のOBD検査開始までの間における  
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知願います。

事務連絡  
令和6年9月26日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課  
整備事業班長

輸入車のOBD検査開始までの間における  
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

令和6年10月1日より車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）が開始されることとされている。輸入車に対するOBD検査については、令和7年10月1日から開始されることとされている。

そこで、令和7年9月30日までの間に行われた輸入車に対するOBD確認及びOBD検査については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）によらず、行政処分等を行うべき違反事項として取り扱わないこととしたので留意されたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第155号の2  
国官参自保第336号の2  
令和6年10月15日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長  
保障制度参事官室長  
(公印省略)

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

国自整第155号  
国官参自保第336号  
令和6年10月15日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長  
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて  
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らるたい。</p> <p>附則（略） <u>附則（令和6年10月15日 国自整第155号、国官参自保第336号）</u> <u>改正後の通達は、令和6年10月15日から施行する。</u></p> <p>別紙 1～4（略）</p>	<p>自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らるたい。</p> <p>附則（略） <u>（新設）</u></p> <p>別紙 1～4（略）</p>

別記1 (略)

別記 2

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アカサ損害保険株式会社	アカサ	同上 OO (都道府県名) 本部	J A O O (都道府県名)
アシケウラオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ゼネラリー	〇〇 (都道府県名) 共済農業協同組合連合会	J A O O (都道府県名)
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇〇農業協同組合	J A O O O
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本共済生活協同組合連合会	日本共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
AIG損害保険株式会社	AIG	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新設地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
インディア損害保険株式会社	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェーアイ損害保険株式会社	ジェーアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
<b>SOMPOダイレクト損害保険株式会社</b>	<b>(新設)</b>	近畿交通共済協同組合	近畿共済
<b>旧 セゾン自動車火災保険株式会社</b>	<b>セゾン</b>	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧 そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チュウリツセイインシュアランス・カンパニー	チュウリツ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上自動車火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

別記1 (略)

別記 2

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アカサ損害保険株式会社	アカサ	同上 OO (都道府県名) 本部	J A O O (都道府県名)
アシケウラオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ゼネラリー	〇〇 (都道府県名) 共済農業協同組合連合会	J A O O (都道府県名)
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇〇農業協同組合	J A O O O
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本共済生活協同組合連合会	日本共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
AIG損害保険株式会社	AIG	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新設地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
インディア損害保険株式会社	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェーアイ損害保険株式会社	ジェーアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
<b>SOMPOダイレクト損害保険株式会社</b>	<b>SOMPOダイレクト</b>	近畿交通共済協同組合	近畿共済
<b>旧 セゾン自動車火災保険株式会社</b>	<b>セゾン</b>	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧 そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チュウリツセイインシュアランス・カンパニー	チュウリツ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上自動車火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

国自整第172号の2  
国官参自保第392号の2  
令和6年11月11日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長  
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務  
の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合  
事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周  
知徹底をお願いします。

国自整第172号  
国官参自保第392号  
令和6年11月11日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長  
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務  
の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱  
について」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車  
第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて  
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らねたい。</p> <p>附則（略） <u>附則（令和6年11月11日 国自整第172号、国官参自保第392号）</u> <u>改正後の通達は、令和6年11月11日から施行する。</u></p> <p>別紙</p>	<p>自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らねたい。</p> <p>附則（略） <u>（新設）</u></p> <p>別紙</p>

<p>1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について「複写器」とは、<u>原形どおりに複写することができる器具をいう。</u></p> <p><u>なお、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和5年国土交通省令第7号）第11条の方法より作成された自動車損害賠償責任保険証明書に係る電磁的記録に記録された事項を出力することにより作成された書面は、規則第1条の2第1号の方法によって作成したものに該当する。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>別記1～2（略）</p>	<p>1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について「複写器」とは、<u>写真機又はオートファックス等</u>原形どおりに複写することができる器具をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別記1～2（略）</p>
--	---

事 務 連 絡

令和6年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課

各検査におけるOBD検査の要否について（周知依頼）

平素より国土交通行政の推進に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び関係法令の規定により、令和6年10月1日（輸入車は令和7年10月1日）から、令和3年10月1日以降の新型車を対象に自動車の検査（車検）時に電子装置の故障の有無を判定するいわゆる「OBD検査」が開始されたところです。

OBD検査の対象となる検査については、継続検査のみならず中古新規検査なども含まれるため、この度、それぞれの検査について、OBD検査の要否を別紙のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。

## 各検査におけるOBD検査の要否

OBD検査対象車に対する各検査について、OBD検査の要否は以下のとおり。

車両の分類※	検査種別	OBD検査の要否
新車	新規検査	受検日にかかわらず不要
	予備検査	
使用過程車	新規検査(中古)	<u>受検日が以下のいずれにも該当しない場合、必要</u> ・自動車検査証、登録識別情報等通知書または自動車検査証返納 証明書に記録されたOBD検査開始年月日より前 ・初度登録年月(初度検査年月)から10ヶ月以内
	予備検査(中古)	
	構造等変更検査	
	継続検査	

※車両の分類について、それぞれ以下のとおり。

- ・ 新 車 : 自動車検査証の交付を受けたことがない自動車
- ・ 使用過程車 : 自動車検査証の交付を受けた自動車又は一時抹消登録を受けた自動車

国自整第211号の2  
令和7年1月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第 2 1 1 号  
令和 7 年 1 月 3 1 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

今般、自動車特定整備事業者において、限られている人材の中でより効率的に整備業務を行うため整備主任者を複数選任している事業場における業務支援の取扱いについて問い合わせがあった。

これに伴い、適用の明確化を図るため「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和 2 年 11 月 11 日付け国自整第 197 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和2年11月11日付け、国自整第197号）  
 の一部改正について  
 （下線部が改正箇所）

新	旧
<p>国自整第197号                      令和2年11月11日  <u>国自整第211号</u>  <u>最終改正 令和7年1月31日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。</p> <p>今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるときにも、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>	<p>国自整第197号                      令和2年11月11日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。</p> <p>今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるときにも、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。ただし、貸し出す事業場において整備主任者又は自動車検査員が複数選任されている場合はこの限りではない。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

国自整第215号の2  
令和7年2月5日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課長

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第 215 号  
令和 7 年 2 月 5 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月前以内）と定めているところ。

今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の利用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号）について 所要の改正を行った。

これに伴い、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱い要領について、別紙のとおり改正したので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」  
 (令和5年12月5日付け国自整第165号) の新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について</p> <p>圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。</p> <p>これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されたとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p>自整第165号            令和5年12月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について</p> <p>圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。</p> <p>これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されたとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>

<p>別紙</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について</p> <p>指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。</p> <p>なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができない。</p> <p>(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。</p> <p>ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の<u>1年2か月後の日</u>）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。</p> <p>(2) ～(6) (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>附則（令和5年12月5日 国自整第165号）</p> <p>本規定は、令和5年12月21日から施行する。</p> <p><u>附則（令和7年2月5日 国自整第215号）</u></p> <p><u>本改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>別紙</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について</p> <p>指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。</p> <p>なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができない。</p> <p>(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。</p> <p>ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の<u>1年1か月後の日</u>）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。</p> <p>(2) ～(6) (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>附則（令和5年12月5日 国自整第165号）</p> <p><u>1. 本規定は、令和5年12月21日から施行する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

国自整第 261 号の 3  
令和 7 年 3 月 24 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省  
物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和 7 年 4 月 1 日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとし、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に通知しましたので、傘下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

## 特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い

## 1. 検査標章の配付及び受領

- (1) 特定記録等事務代行者は、運輸支局長から検査標章の配付を受けようとする場合において、記録等事務代行アプリの検査標章管理機能（以下「標章管理機能」という。）により、特定記録等事務の委託を受けた運輸支局又は当該運輸支局に属する自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に検査標章の配付申請を行わなければならない。なお、特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特記記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請すること。
- (2) 特定記録等事務代行者は、通信障害等の理由により（1）による配付申請が困難な場合において、申請年月日、申請者名及び配付希望枚数等の必要事項を記入した検査標章配付申請書兼受領書（別記様式1）を提出するとともに委託書の写しを提示し、配付申請を行うことができる。
- (3) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者から配付申請があった場合において、遅滞なく、次に掲げるいずれかの希望枚数算出根拠に基づき配付希望枚数が適切であるか審査し、特定記録等事務代行者に審査結果を通知する。
- ただし、特定記録等事務代行者から、合理的と認められる理由に基づく配付希望枚数が示された場合は、当該理由に基づき試算した配付希望枚数として差し支えない。この場合において、前年度の実績の不存在又は事業規模の拡大等は合理的な理由として取扱う。
- イ 当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の特定記録等事務の業務量に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）以下であること。ただし、直近3ヶ月の間に複数回の配付申請があった場合は、その配付枚数を考慮し算出した値とすることができる。
- ロ 当該記録等事務代行者に前回配付した検査標章の使用実績を3ヶ月間の使用枚数に換算した値に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）以下であること。
- (4) 運輸支局長は、(3)の希望枚数算出根拠にかかわらず、検査標章の在庫状況や当該記録等事務代行者の残枚数を考慮し、配付枚数を調整することができることとする。また、特定記録等事務の委託を受けて初めての配付申請の際は、希望枚数算出根拠にかかわらず、原則として配付枚数を100枚とする。
- (5) 特定記録等事務代行者は、配付申請が承認された場合において、申請先となる運輸支局等にて検査標章を受領することができる。
- この場合において、検査標章を受領するために運輸支局等へ来庁した特定記録等事務代行者又は当該特定記録等事務代行者の使者（以下「検査標章受領者」という。）は、配付申請が承認された際に通知された配付申請受付番号を運輸支

局長に提示しなければならない。なお、配付申請受付番号の提示は、配付申請受付番号を通知する電子メール(以下「配付申請受付番号通知メール」という。)の写し又は所定の事項を記載した検査標章受領書(別記様式2)の提出によることとする。

- (6) 運輸支局長は、検査標章受領者から配付申請受付番号通知メールの写し又は検査標章受領書が提出された場合は、当該書面に、配付する検査標章の枚数及び番号を記載し、検査標章受領者に確認を求めるものとする。また、検査標章受領者は、受領した検査標章と当該書面の記載内容に相違がないことを確認し、受領欄に記名しなければならない。
- (7) 特定記録等事務代行者が(2)の配付申請により検査標章を受領する場合は、(5)後段及び(6)にかかわらず、検査標章受領者は、検査標章の枚数及び番号について確認の上、検査標章配付申請書兼受領書の受領者氏名欄に記名しなければならない。
- (8) 運輸支局長は検査標章を配付する場合において、委託申請審査システムによる配付登録を行い、検査標章授受出納簿(運輸支局用)に、配付する検査標章の枚数及び番号等を電子的に記録する。なお、配付登録は検査標章を配付する運輸支局等にて行うこと。

## 2. 検査標章の管理等

- (1) 特定記録等事務代行者は、標章管理機能による検査標章授受出納簿(事業者用)に、検査標章の出納状況を電子的に記録しなければならない。
- (2) 特定記録等事務責任者は、検査標章を受領した際は、速やかに標章管理機能により受領登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者用)に必要事項を記録しなければならない。なお、受領登録の際は、受領登録画面に表示された検査標章の番号と配付を受けた検査標章の番号を突合することとし、検査標章の番号が一致しない場合は、受領登録を取りやめ、直ちに検査標章の配付を受けた運輸支局等に架電等により報告し、運輸支局長の指示に従うこと。
- (3) 特定記録等事務責任者は、受領登録した検査標章について、事業場において紛失又は盗難等がないように厳重に保管しなければならない。
- (4) 特定記録等事務代行者は、検査標章を使用者に交付した場合において、標章管理機能により検査標章の使用結果登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者用)に当該事項を記録しなければならない。
- (5) 特定記録等事務代行者は、検査標章がき損又は不良であると確認した場合において、標章管理機能により検査標章の使用結果登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者用)に当該事項を記録しなければならない。なお、き損又は不良とした検査標章については、廃棄することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会を捉えて運輸支局長に返納すること。

- (6) 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失した場合において、直ちに標章管理機能により、運輸支局長（特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみ）の特定記録等事務代行者においては、軽自動車検査協会とする。）へ紛失届出を行うとともに、検査標章授受出納簿（事業者用）に当該事項を記録しなければならない。なお、紛失届出を行った検査標章を発見した場合は、廃棄又は再使用することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会を捉えて運輸支局長に返納すること。
- (7) 特定記録等事務代行者は、通信障害等の理由により（6）による紛失届出が困難な場合において、直ちに運輸支局等（特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみ）の特定記録等事務代行者においては、軽自動車検査協会本部とする。）に架電等により報告するとともに、標章管理機能復旧後、速やかに（6）による紛失届出を行うこと。
- (8) 特定記録等事務代行者が特定記録等事務の業務をやめたとき又は委託の解除を受けたときは、速やかに運輸支局長に検査標章を返納しなければならない。この場合において、運輸支局長は、委託申請審査システムによる返納登録を行い、検査標章授受出納簿（運輸支局用）に、返納を受けた検査標章の枚数及び番号等を電子的に記録する。なお、返納登録は検査標章を配付する運輸支局等にて行うこと。
- (9) 運輸支局長は、（6）、（7）又は（8）により検査標章の返納を受けたときは、さい断又はせん孔等の再使用を防止する措置を講じて廃棄するものとする。ただし、検査標章の品質に係る不良を確認した場合は、本省自動車整備課へ報告するとともに、必要に応じ当該検査標章を郵送等により送付すること。
- (10) 運輸支局長は、（9）にかかわらず、返納を受けた検査標章が未使用かつ100枚の束である場合は、当該検査標章を廃棄することなく特定記録等事務代行者へ配付することができる。
- (11) 運輸支局長は、検査標章授受出納簿（事業者用）を確認し、必要に応じて、特定記録等事務代行者に対し、適切な検査標章の管理について指導することができる。

### 3. 雑則

- (1) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に配付する検査標章を運輸支局等において交付する検査標章と別に管理し、月末時点の特定記録等事務代行者に配付する検査標章の残箱数を、翌月5業務日以内に本省自動車整備課に報告すること。なお、残箱数にあつては、4,000枚を1箱とし、端数を切り捨てた数とする。
- また、この規定にかかわらず、本省自動車整備課は、必要に応じ、運輸支局長に残箱数の報告を求めることができることとする。
- (2) 検査標章授受出納簿（事業者用）及び検査標章授受出納簿（運輸支局用）の

記録事項は、当該記録がなされた日から3年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

- (3) 運輸支局長は、検査標章受領者から提出のあった配付申請受付番号通知メールの写し、検査標章受領書又は検査標章配付申請書兼受領書を、運輸支局等において、提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

附則（令和7年3月24日 国自整第261号）

1. この取扱いについては、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前に「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和4年12月26日付け国自整第209号）に基づき特定記録等事務代行者に配付された検査標章の管理については、なお従前の例による。
3. 1.（2）に係る別記様式1については、当分の間、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和4年12月26日付け国自整第209号）の別記様式1に代えることができる。



検査標章受領書

1. 配付申請情報

特定記録等事務委託番号	
代行者の氏名又は名称	
事業場名	
配付申請受付番号	

2. 配付を受ける検査標章

検査標章番号		枚数
自	至	

---

\_\_\_\_\_運輸支局長 殿

上記の検査標章を受領しました。

受領年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

受領者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

## 特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて（概要）

### 1. 背景

令和 5 年 1 月より特定記録等事務代行制度を開始し、特定記録等事務の委託を受けた特定記録等事務代行者であれば、記録等事務代行アプリにより、継続検査に係る自動車検査証の記録及び返付並びに検査標章の交付に関する事務を行うことが可能となった。

検査標章の交付に関する事務等については、現在、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しているところであるが、令和 7 年 4 月 1 日より記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能（以下「標章管理機能」という。）が実装されることから、当該機能の実装後の検査標章の取扱いについて定める通達を発出する。

### 2. 通達の概要

- 検査標章の「配付申請」を行う場合は、標章管理機能によることとする。
- 検査標章を受領した場合は、標章管理機能による「受領登録」を行わなければならないこととする。
- 検査標章を交付又はき損若しくは不良とした場合は、標章管理機能による「使用結果登録」を行わなければならないこととする。
- 検査標章を紛失した場合は、直ちに標章管理機能による「紛失届出」を行わなければならないこととする。
- 検査標章の出納の記録については、紙面による検査標章授受出納簿を廃止し、標章管理機能による電子的な記録とする。
- 令和 7 年 3 月 31 日以前に配付を受けた検査標章については、従前の通達により管理することとする。

### 3. スケジュール

発出：令和 7 年 3 月 24 日

施行：令和 7 年 4 月 1 日

## 記録事務代行アプリに 検査標章の管理機能を追加します

令和7年4月1日、記録事務代行アプリに新たに検査標章の管理に係る機能（標章管理機能）を追加します。

標章管理機能は、検査標章の「配付申請」、「受領登録」及び「使用結果登録」等を電子的に行い、**検査標章授受出納簿を電子管理**する機能であり、**紙媒体での保存が不要**となります。

### 標章管理機能の基本フロー

手順1

#### 配付申請

検査標章の配付を受けるための電子的な申請を行います。

- ◆ 記録事務代行アプリから「配付申請」を行い、承認を受けてください。
- ◆ 配付申請が承認された場合は、その旨を電子メールでお知らせします。
- ◆ 電子メールを印刷し運輸支局等へご持参いただくと、検査標章の受領がスムーズです。

手順2

#### 受領登録

検査標章を受領したことを授受出納簿に登録します。

- ◆ 検査標章を受領したら、記録事務代行アプリにて「受領登録」を行ってください。
- ◆ 受領登録を行った検査標章は授受出納簿に受け入れられ、手順3の「使用結果登録」を行うことができますようになります。
- ◆ 記録事務代行アプリの標章管理画面では、受領登録待ちの検査標章があることを、赤字のメッセージで表示します。

手順3

#### 使用結果登録

検査標章を使用（交付、き損等）したことを授受出納簿に登録します。

- ◆ 車検証の書き換え作業に伴い検査標章を印刷したら、記録事務代行アプリにて「使用結果登録」を行い、検査標章を交付したことを記録してください。
- ◆ 使用結果登録を行うと、授受出納簿から使用した検査標章が払い出されます。
- ◆ 記録事務代行アプリの標章管理画面では、検査標章の残枚数が表示されます。

その他

#### 紛失届出

検査標章を紛失した際の電子的な届出を行います。

- ◆ 検査標章の紛失を確認したら、直ちに記録事務代行アプリから「紛失届出」を行ってください。

令和7年3月31日以前に配付を受けた検査標章については、従前どおり、紙媒体の検査標章授受出納簿で管理してください。

詳しくは記録事務代行アプリ操作説明書※をご確認ください。

※令和7年4月1日より記録事務代行ポータルにて公開予定

# 便利です

指定整備事業者の皆様

業務効率化しませんか!?

# 記録事務代行

はじめての方

## 記録等事務代行 制度とは?

自動車検査証の更新手続きにおける書き換え業務を行政機関に代わり、記録等事務代行者が行える仕組みです。



OSS申請代理人へ  
申請を依頼

ご自身で車検証情  
報の書き換え可能

窓口での  
受け取り不要



ご自身で  
できます。

窓口へ  
行かずに

車検証  
更新手続が

車検証の電子化で、OSS申請手続完了後の

## 3つのメリット

窓口への訪問が不要。  
24時間いつでも自動車検査証の書き換えが可能になります。

01

窓口への  
出頭が不要



02

24時間  
書き換え可能



03

専用アプリで  
簡単作業



委託件数  
増加中!!

専用ポータルから

オンラインで簡単申請

申請はこちらから

記録事務代行ポータル



令和7年3月31日  
物流・自動車局  
自動車整備課

## 自動車の「訪問特定整備」制度を新設します

国土交通省では、整備工場に車を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、「訪問特定整備」制度を新設します

### 1. 概要

- エンジンやブレーキ等の取外しなど安全上重要な整備である「特定整備」は、国の認証を受けた整備工場である「**認証工場**」が、その事業場内で行う必要があります。
- 「訪問特定整備」制度は、安全を担保する一定のルールの下、**認証工場**がユーザーの自宅や運送会社の作業場など事業場外の場所を訪問して特定整備を行うことを可能とするものです。
- この新しい制度を使えば、例えば、自宅で車のエンジンがかからないときに整備士に来てもらい、修理を受けることや、人手不足のために自社の整備工場を維持できなくなった運送事業者等に、認証工場から整備士を派遣して整備を行うことが可能となり、業種の垣根を越えて生産性が向上することが期待されます。

#### (訪問特定整備制度のポイント)

- 認証を受けた自動車整備工場(認証工場)しか訪問特定整備を行うことはできません。
- ユーザー等から委託された特定整備を他の訪問特定整備事業者に行わせることはできません。
- 訪問特定整備の責任は、認証工場が負います。(訪問する整備士ではない。)
- 訪問特定整備制度には、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類があります(別紙参照)
- 上記以外にも、訪問特定整備に伴う追加のルールがあります。



### 2. スケジュール

公布：令和7年3月31日(本日)

施行：令和7年6月30日

#### (参考)

訪問特定整備の関連法令、告示、通達及び Q & A は、以下 URL から確認いただくことができます。

- 訪問特定整備制度について

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html)

【お問い合わせ先】物流・自動車局 自動車整備課 浅野、富岡  
代表 03-5253-8111 (内線 42426、42428)

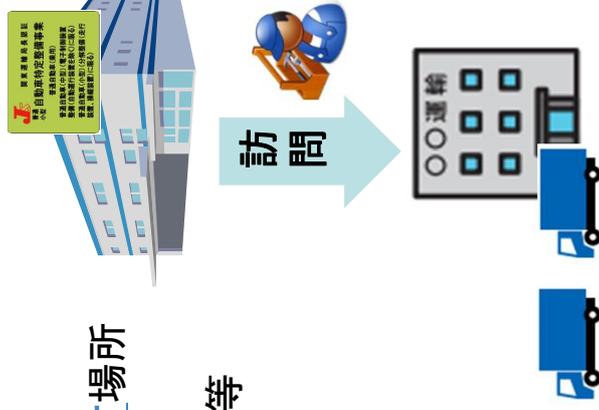
- 安全上重要な整備（[特定整備](#)）は、設備・機器・要員を有する[認証工場](#)で実施しなければならない
- 今般、[認証工場の整備士](#)が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を[訪問して](#)特定整備を行うことを解禁（「訪問特定整備」）

## ①訪問特定整備

### 1. 場所

認証工場の設備要件を満たす場所

例：運送会社の整備作業場等



### 2. 作業範囲

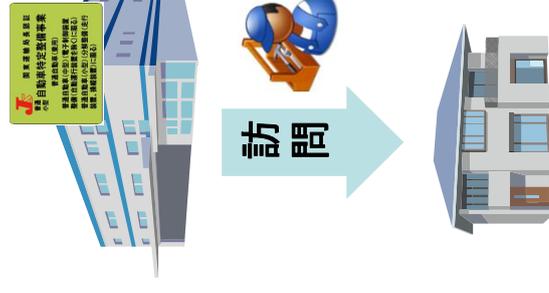
[全ての](#)特定整備

## ②限定訪問特定整備

### 1. 場所

認証工場の設備要件を満たさないが  
[安全・品質を確保できる](#)場所

例：ユーザーの自宅駐車場等



### 2. 作業範囲

特定整備は、[以下に限る](#)

- ① ブレーキパッドの交換
- ② 発電機交換
- ③ スターターモーターの交換
- ④ 大特車のステアリンググホースの交換

## 主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の[認証工場の整備士](#)が行う
- [料金の内訳](#)（整備費、旅費等）を示すこと
- [訪問する整備士のリスト](#)をメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、[同一の都道府県内](#)又は[自動車によりおおむね1時間以内](#)

## 今後のスケジュール（予定）

- 3月31日（月） 公布  
6月30日（月） 施行

○国土交通省告示第二百五十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の二の二第一項第九号を実施するため、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程

（用語の定義）

第一条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）をいう。
- 二 「特定整備」とは、法第四十九条第二項の特定整備をいう。
- 三 「事業場」とは、法第七十八条第一項の自動車特定整備事業の認証を受けた事業場をいう。
- 四 「自動車特定整備事業者」とは、法第七十八条第四項の自動車特定整備事業者をいう。

（事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類）

第二条 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次

に掲げるものとする。

一 訪問特定整備（一定の期間に限り、規則第五十七条第一号から第五号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所において特定整備（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

二 限定訪問特定整備（安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所（前号に規定する場所を除く。）において特定整備のうち次に掲げるもの（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」又は法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

イ 普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限り。）の交換

ロ 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限り。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限り。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限り。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限り。）の

取り外し

ハ 大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換

（届出）

第三条 訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方（以下「訪問特定整備等」という。）を行おうとする自動車特定整備事業者は、事業場ごとに、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、当該事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に次に掲げる事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

一 当該事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス

二 事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

三 第五条に規定する訪問特定整備等管理者及び第四条第一項に規定する訪問特定整備士についての次に掲げる事項（第四条第二項に規定する準訪問特定整備士又は同条第三項に規定する訪問車体・電気装置整備士を訪問特定整備等に従事させるときは、準訪問特定整備士又は訪問車体・電

気装置整備士についての次に掲げる事項を含む。）

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日

ニ 届出時現在の実務の経験の期間及びその内容

ホ 第六条に規定する訪問特定整備等教育を受けた日

四 訪問特定整備等を開始する日

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項に規定するもののほか、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者に対し、必要があると認めるときは、必要な情報を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出ることを求めることができる。

3 第一項の届出をした自動車特定整備事業者（以下「訪問特定整備等事業者」という。）は、第一項各号に掲げる事項又は前項の情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに、運輸監理部長又は運輸支局長に当該変更内容を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

4 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長にその旨を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

い。

(訪問特定整備等に従事させることができる者)

第四条 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、次に掲げる要件のいずれにも該当する者(以下「訪問特定整備士」という。)を訪問特定整備等に従事させることができる。

一 自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。)の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること

二 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること

三 第六条に規定する教育を受けたこと

四 前条第一項の規定により同項第三号イからホまでの事項が届け出られていること

2 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、次のいずれかの場合に限り、検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格し、前項第二号から第四号までの要件のいずれにも該当する者(以下「準訪問特定整備士」という。)を訪問特定整備等に従事させることができる。

一 同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合

二 訪問特定整備等管理者が高度な管理手法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

3 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、検定規則の規定による自動車車体整備士又は自動車電

気装置整備士の技能検定に合格し、第一項第二号から第四号までの要件のいずれにも該当する者（以下「訪問車体・電気装置整備士」という。）を訪問特定整備（規則第三条第八号及び第九号の電子制御装置整備（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことに限る。）に従事させることができる。

4 訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士（以下「訪問特定整備士等」という。）は、他の事業場の訪問特定整備士等となることができない。

（訪問特定整備等に関する事項の統括管理）

第五条 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、整備主任者のうち少なくとも一人（第六条に規定する教育を受けた者に限る。）に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければならない。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「訪問特定整備等管理者」という。）は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができない。

（訪問特定整備等管理者等に対する教育）

第六条 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育（以下「訪問特定整備等教育」という。）を行わなければならない。

一 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士と

して新たに届け出ようとする者

二 最後に訪問特定整備等教育を受けた日から二年を経過した者

2 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育について、その内容及び方法その他の事項を記録した電磁的記録を作成し、訪問特定整備等教育を行った日から二年間保存しなければならない。

(訪問特定整備等事業者の遵守事項)

第七条 訪問特定整備等事業者は、法第九十一条の三に規定する事項を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第三条第一項の届出に係る事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保すること。

二 第三条第一項の届出を行ったことを示す証票について、訪問特定整備等を行う場所において公衆の見やすいように表示するとともに、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

三 訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃、旅費等の内訳を含む。）について、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

四 訪問特定整備士等に身分を示す証票を携帯させ、初回訪問時及び訪問特定整備等の依頼者（以

下「依頼者」という。）から求められたときは、これを提示させること。

五 訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等の必要性、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について説明し、訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費等の内訳を含む。以下「訪問特定整備等料金」という。）の概算見積りを記録した電磁的記録を提供すること。

六 訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録を提供すること。

七 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録、訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録、訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ、交換した部品を撮影した画像データ並びに訪問特定整備等料金を記録した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録を、当該訪問特定整備等を行った日から二年間保存すること。

八 第二条から本条までの規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合

合は、直ちに、その旨を第三条第一項の届出に係る事業場を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。

九 訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受け、第三条第一項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告すること。

#### 附 則

この告示は、令和七年六月三十日から施行する。

## 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合 の実施規程について

### 1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 49 条第 2 項に規定する「特定整備」を行う事業を営む者（以下「自動車特定整備事業者」という。）は、法第 78 条第 1 項に基づき特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受け、当該認証を受けた事業場内で特定整備を実施しているところである。

昨今、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な特定整備を受けられる、いわゆる「訪問特定整備」のニーズが高まっている。

これを踏まえ、今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）を改正し、告示において、訪問特定整備を行う場合に当該特定整備の適切な実施のため必要な要件を定めることとしている。このため、改正後の規則に基づく告示を新たに制定する必要がある。

### 2. 概要

#### （1）事業場以外の場所において行うことができる特定整備の種類

- ・一定の期間に限り、規則第 57 条第 1 号から第 5 号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所において特定整備（法第 94 条の 5 第 1 項の「整備」に該当するものを除く。）を行うこと（訪問特定整備）。
- ・安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において特定整備のうち次に掲げるもの（法第 48 条第 2 項の規定において読み替えて準用する法第 47 条の 2 第 3 項の「整備」又は法第 94 条の 5 第 1 項の「整備」に該当するものを除く。）を行うこと（限定訪問特定整備）。
  - ①普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換
  - ②普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アスクル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはス

テアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し

- ③大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換

## （２）事前の届出

・訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方（以下「訪問特定整備等」という。）の開始日の前日までに、運輸支局長等に次に掲げる事項を記録した電磁的記録を電子メールで届け出なければならない。

- ①事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス

- ②事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

- ③下記（３）に規定する訪問特定整備等管理者及び訪問特定整備士の氏名、生年月日、合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日、実務経験期間及びその内容並びに訪問特定整備等教育を受けた日等（下記（３）に規定する準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士を訪問特定整備等に従事させるときは、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士についての上記事項を含む）

- ④訪問特定整備等を開始する日

・上記に加え、運輸支局長等が必要であると認めた電磁的記録を提出しなければならない。

・提出した情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに当該変更内容を記載した電磁的記録を電子メールで届け出なければならない。

・訪問特定整備等事業を廃止したときは、廃止の日から 30 日以内に電子メールで届け出なければならない。

## （３）訪問特定整備又は限定訪問特定整備に従事する者の要件等

・整備主任者のうち少なくとも一人（下記（４）の教育を受けた者に限る。以下「訪問特定整備等管理者」という。）に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければならない。

・訪問特定整備等に従事できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「訪問特定整備士」という。）とする。

- ①一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること

- ②3年以上の特定整備の実務経験を有すること

- ③下記（４）の教育を受けたこと

④上記（２）③の事項が運輸支局長等に届け出られていること

- ・ただし、三級の自動車整備士の技能検定に合格し、上記②～④の要件を満たす者（以下「準訪問特定整備士」という。）は、次のいずれかの場合に限り、訪問特定整備等に従事できるものとする。

(7) 同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合

(1) 訪問特定整備等管理者が高度な管理手法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

- ・加えて、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格し、上記②～④の要件を満たす者（以下「訪問車体・電気装置整備士」という。）は、訪問特定整備（電子制御装置整備（法第94条の5第1項の「整備」に該当するものを除く。）に限る。）に従事できるものとする。

#### (4) 訪問特定整備等に従事する者に対する教育

- ・次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育（以下「訪問特定整備等教育」という。）を行い、その教育内容等を記録した電磁的記録（訪問特定整備等教育記録）を作成して訪問特定整備等教育を行った日から2年間保存しなければならない。

①訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者

②最後に訪問特定整備等教育を受けた日から2年を経過した者

#### (5) その他の遵守事項

- ・上記（２）の届出に係る事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保すること。
- ・上記（２）の届出を行ったことを示す証票を訪問特定整備等の作業場所に表示するとともに、事業者が自ら管理するウェブサイトにも掲載しなければならない。
- ・訪問特定整備等に係る料金（作業工賃、旅費等の内訳を含む。）を事業者が自ら管理するウェブサイトに掲載しなければならない。
- ・訪問特定整備士、準訪問特定整備士及びは訪問車体・電気装置整備士（以下「訪問特定整備士等」という。）に身分証を携行させ、初回訪問時及び依頼者から求められたときにこれを提示させなければならない。
- ・訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要な訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態などを説明し、訪問特定整備等に係る料金（作業工賃、部品価格、塗料価格、旅費等の内訳を含む。以下同じ。）の概算見積りを記録した電磁的記録を提供しなければならない。
- ・訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、訪問特定整備等を行った後の車両の状態などを説明し、訪問特定整備等に係る料金を記録した電磁的記録を提供しなければならない。
- ・訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁

的記録、訪問特定整備等に係る料金の概算見積りを記録した電磁的記録、訪問特定整備等を行った場所の画像データ、訪問特定整備等を行う前後の車両の画像データ、交換した部品の画像データ及び請求書、納品書、領収書等の写し（電磁的記録）を、当該訪問特定整備等を行った日から2年間保存しなければならない。

- ・本告示の規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合、遅滞なく、その旨を上記（2）の届出を行った運輸支局長等に報告しなければならない。
- ・訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受けなければならない。

### 3. 今後のスケジュール

公 布：令和7年3月31日

施 行：令和7年6月30日

国自整第263号の2  
令和7年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 263 号  
令和 7 年 3 月 31 日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

令和 5 年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国 130 の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。また今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 25 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に訪問特定整備等に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。



優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。

また、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) ～(3) (略)

## 2 違反点数の取扱い

(1) 事業場の違反点数について

①～② (略)

③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

④ 3.(3)、4.(3)、及び5.の行政処分等であつて、次のいずれかにか該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア (略)

イ 過去5年間に行政処分等を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなつたときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) (略)

## 3 認証事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の事業の停止命令

全ての事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 事業者について次のいずれにも該当することとなつた場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の事業の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合。

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合。

② ①以外の場合であつて、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の認証の取消し

全ての事業場の認証の取消しは、事業者について次のいずれにも該当することとなつた場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

① 重大な違反行為（当該違反行為によって事故を引き起こしたものである）は事故を引き起こすおそれの高

なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) ～(3) (略)

## 2 違反点数の取扱い

(1) 事業場の違反点数について

①～② (略)

③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある者にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

④ 「3. 認証事業者の行政処分」(2)及び「4. 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分等であつて、次のいずれかにか該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア (略)

イ 過去5年間に行政処分等（口頭注意を除く。以下同じ。）を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなつたときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) (略)

## 3 認証事業者の行政処分

(新設)

(新設)

いものをいう。以下同じ。)) について、当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において認証の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の事業の停止命令  
違反事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 違反事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、違反事業場の事業の停止を命ずる。

② (4)の違反事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

③ ①において訪問特定整備等(自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(令和7年3月31日付国土交通省告示第25号))に規定する訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。以下同じ。))に係る違反を含む場合は、訪問特定整備等については、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、①の事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずる。ただし、①の事業の停止日数が45日を超える場合においては、90日から①の事業の停止日数を差し引いた日数について、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずる。

(4) 違反事業場の認証の取消し  
違反事業場の認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

① 違反事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合

② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合

③ 事業の廃止を届け出なかった場合

④ 3台以上のペーパー車検(点検整備及び検査を全く実施せず保安基準適合証を交付することをいう。以下同じ。))を実施した場合

⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合

⑥ 5台以上の不適切な限定訪問特定整備(限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施することを含む。))を実施した場合

⑦ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合

⑧ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合

⑨ 法第93条第3号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。)

⑩ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

⑪ 3台以上のペーパー車検を要求、依頼若しくは唆し又は助した場

⑫ 5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合又は5台以上について法第94条の5第1項の整備として訪問特定整備を実施した場合(これらの保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。)

若しくは、これらの手続きを依頼等した場合

(1) 事業の停止命令  
事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、事業の停止を命ずる。

② 事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(新設)

(2) 認証の取消し  
認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合

② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合

③ 事業の廃止を届け出なかった場合

(新設)

④ 5台以上の不正改造を実施した場合

(新設)

⑤ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合

⑥ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合

⑦ 法第93条第3号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。)

⑧ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

(新設)

⑨ 5台以上の点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付(いわゆるペーパー車検)し、車検手続きを行った場合又は5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合(これらの保安基準適合証を交付した車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。)

若しくは、5台以上のこれらの手続きを依頼等した場合

(上段へ移動)

(3) 改善命令

6 (1)の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

① 次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合

② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

③ 3(1)の事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の指定の取消し  
全ての事業場の指定の取消しは、次のいずれにも該当することとなった場合に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

① 重大な違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において指定の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

(略)

(4) 違反事業場の指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

①～③ (略)

④ ペーパーカー車検を実施した場合

⑤～⑫ (略)

(上段へ移動)

(5) 自動車検査員の解任命令

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

(3) 改善命令

6 ①の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(新設)

(新設)

(1) 保安基準適合証等の交付の停止命令

(略)

(2) 指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

①～③ (略)

④ 点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合(いわゆるペーパー車検)

⑤～⑫ (略)

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合には、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

(3) 自動車検査員の解任命令

<p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 是正命令 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 その他 (1)～(2) (略) (3) 公表方法</p> <p>事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。</p> <p><u>1.</u> 公表する行政処分</p> <p><u>①</u> 自動車特定整備事業の認証の取消</p> <p><u>②</u> 自動車特定整備事業の停止</p> <p><u>③</u> 指定自動車整備事業の指定の取消</p> <p><u>④</u> 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止</p> <p><u>⑤</u> 自動車検査員の解任命令</p> <p><u>⑥</u> 優良自動車整備事業者の認定の取消</p> <p><u>⑦</u> 事業改善命令</p> <p><u>⑧</u> 是正令措置</p> <p><u>2.</u> 公表する内容</p> <p><u>①</u> 処分年月日</p> <p><u>②</u> 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）</p> <p><u>③</u> 事業者の法人番号（個人を除く。）</p> <p><u>④</u> 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）</p> <p><u>⑤</u> 行政処分の種類</p> <p><u>⑥</u> 主な違反条項</p> <p><u>⑦</u> 違反行為の概要</p> <p><u>3.</u> 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間</p> <p><u>①</u> 公示</p> <p>i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）</p> <p>ii 停止処分にあつては、停止処分期間</p> <p><u>②</u> 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載</p> <p>行政処分年月日より5年間</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(6)</u> 是正命令 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 その他 (1)～(2) (略) (3) 公表方法</p> <p>事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。</p> <p><u>①</u> 公表する行政処分</p> <p><u>ア</u> 自動車特定整備事業の認証の取消</p> <p><u>イ</u> 自動車特定整備事業の停止</p> <p><u>ウ</u> 指定自動車整備事業の指定の取消</p> <p><u>エ</u> 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止</p> <p><u>オ</u> 自動車検査員の解任命令</p> <p><u>カ</u> 優良自動車整備事業者の認定の取消</p> <p><u>キ</u> 事業改善命令</p> <p><u>ク</u> 是正令措置</p> <p><u>②</u> 公表する内容</p> <p><u>ア</u> 処分年月日</p> <p><u>イ</u> 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）</p> <p><u>ウ</u> 事業者の法人番号（個人を除く。）</p> <p><u>エ</u> 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）</p> <p><u>オ</u> 行政処分の種類</p> <p><u>カ</u> 主な違反条項</p> <p><u>キ</u> 違反行為の概要</p> <p><u>③</u> 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間</p> <p><u>ア</u> 公示</p> <p>i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）</p> <p>ii 停止処分にあつては、停止処分期間</p> <p><u>イ</u> 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載</p> <p>行政処分年月日より5年間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(令和7年3月31日付け 国土交通省令第263号)</u></p> <p><u>1.</u> この基準は、令和7年6月30日以降に行われた違反行為に適用する。</p>
---	--

2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

## 1. 改正の背景

令和5年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国130の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。

また、昨今一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な整備を受けられる、いわゆる「訪問整備」のニーズの高まりを受け、訪問特定整備制度を開始することとなり、それに伴い「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」と言う。）を見直す必要がある。

これを踏まえ処分基準及び関係通達について所要の改正を実施する。

## 2. 改正の概要

### （1）組織的悪質性が認められる違反に対する処分の追加

現行の処分基準では指揮命令系統が上位のものからの組織的な指示による違反についての規定がなく、事業場が見捨てられるのみで終わる可能性があるため、組織的違反についての処分を新たに設け、組織的違反があった際には事業者には組織的責任があるとして、事業者の持つ事業場全てに対して行政処分を実施出来ることとする。

### （2）認証事業者に対する違反点数の見直し

ビッグモーターに対する処分では、指定工場については37事業場が取消処分に至った一方で、認証工場については取消に至った事業場はなかった。この点について、認証工場の違反点と量定の関係が指定工場に対してバランスを欠くことから、量定について再検証を実施し、特に故意による違反について違反点を2倍とするなど違反点数の見直しを行う。

### （3）自主申告を行った自動車検査員について一部処分の軽減

自動車検査員は、証言した法令違反に自らも関与していた場合、事業場に対する行政処分に加えて、当該自動車検査員自身も解任命令の対象となることから、正直に証言しづらい環境にあるため、一定の条件を満たす場合には行政処分を軽減することとする。

### （4）訪問整備等に対する処分の追加

新たに開始する訪問特定整備制度に対応するため、訪問特定整備に関する処分項目を追加する。

## 3. スケジュール

公布：令和7年3月31日

施行：令和7年6月30日

国自整第264号の2  
令和7年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 264 号  
令和 7 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

令和 5 年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国 130 の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。また今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 25 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に訪問特定整備等に関する規定が追加された。

これを受け、「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 127 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

(新)

国自整第127号 平成18年3月2日 改正国自整第16号 平成20年4月24日 改正国自整第138号 平成23年3月25日 改正国自整第430号 平成28年3月28日 改正国自整第1号 令和2年4月1日 改正国自整第274号 令和6年3月28日 <u>改正国自整第264号</u> <u>令和7年3月31日</u>	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	物流・自動車局自動車整備課長
--	------------------------------------	----------------

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

(略)

記

1 (略)

2 「1 通則」関係

(1) 「1 通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添1（認証の事業の停止命令の例）又は別添2（認証の取消しの例）を参考とするものとする。訪問特定整備等の違反を伴う認証事業者の事業の停止命令を行うときは別添15（訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例）を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添3（認証の警告書の例）又は別添4（改善命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告

(旧)

国自整第127号 平成18年3月2日 改正国自整第16号 平成20年4月24日 改正国自整第138号 平成23年3月25日 改正国自整第430号 平成28年3月28日 改正国自整第1号 令和2年4月1日 改正国自整第274号 令和6年3月28日	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	物流・自動車局自動車整備課長
---	------------------------------------	----------------

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

(略)

記

1 (略)

2 「1 通則」関係

(1) 「1 通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添1（認証の事業の停止命令の例）又は別添2（認証の取消しの例）を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添3（認証の警告書の例）又は別添4（改善命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。

書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。

(2)～(5) (略)

(6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告の別については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等(口頭注意を除く。)を受けていない場合には、運輸支局長(運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。)による文書警告とすることができるものとする。

<u>事業の種類</u>	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の別
(略)	.....

(7)～(8) (略)

(9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。

① (略)

② 前号のほか、行政処分等を行うおとする違反事項については、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(3)の適用に関し、その取扱い(違反点数に係る変更を除く。)を決定することができるものとする。

(10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに物流・自動車局自動車整備課あて報告するものとする。

(11) (略)

3 「2 違反点数の取扱い」関係

(1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 「3 認証事業者の行政処分」(3)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

② 「4 指定事業者の行政処分」(3)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

③～⑤ (略)

(2) (略)

(3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

(1) 「3 認証事業者の行政処分」の「組織的実質性が認められる場合」とは、複数の事業場を持つ事業者の内部組織である経営管理部門、人事部門、サービス部門または整備統括管理部門の責任者若しくは責任者を補佐する者であって、かつ複数事業場に指示できる立場の者が違反行為を意図的に指示していた場合、違反行為を行う蓋然性を認識しながら違反行為を生じさせるような指示をしていた場合、違反行

(2)～(5) (略)

(6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等(口頭注意を除く。)を受けていない場合には、運輸支局長(運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。)による文書警告とすることができるものとする。

	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の種類
(略)	

(7)～(8) (略)

(9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。

① (略)

② 前号のほか、行政処分等を行うおとする違反事項については、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(2)の適用に関し、その取扱い(違反点数に係る変更を除く。)を決定することができるものとする。

(10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに自動車局整備課あて報告する。

(11) (略)

3 「2 違反点数の取扱い」関係

(1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 「3 認証事業者の行政処分」(1)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

② 「4 指定事業者の行政処分」(1)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

③～⑤ (略)

(2) (略)

(3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

(新設)

為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合、違反行為を繰り返り行っていた場合は違反行為を知りながら黙認していた場合をいう。

(2) 「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

(1) 「4 指定事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、4 (1)と同様とする。

(2) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4 (2)と同様とする。

(略)

(3) 「4 指定事業者の行政処分」(5)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(5)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。

なお、2 (6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

① 「4 指定事業者の行政処分」(5)①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であつて、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。

(2) (略)

(4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。

(5) 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められ、かつ、自動車検査員が「4 指定事業者の行政処分」(5)②～④に該当する場合において、当該自動車検査員が行った違反行為を自主申告することにより、当該事業者の法令違反の解明に寄与し、かつ、当該自動車検査員の悪質性が低いと認められる場合は、当該自動車検査員に対し解任命令に代わり文書警告とすることができるものとする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合はこの限りではない。

6 (略)

(略)

附則(令和7年3月31日付け 国自整第264号)

1. この通達は、令和7年6月30日以降に行われた違反行為に適用する。

2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

(新設)

(1) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4と同様とする。

(略)

(2) 「4 指定事業者の行政処分」(3)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(3)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。

なお、2 (6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

① 「4 指定事業者の行政処分」(3)①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であつて、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。

(2) (略)

(3) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。

(新設)

6 (略)

(略)

(新)

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数		別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数	
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機型式の不正打刻	30点/台
法第31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点/台
(削除)			
(略)			
法第90条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10点/台 15点/台
法第91条1項	・特定整備記録簿の備付け ・記載違反	①特定整備記録簿の記載 ②故意以外による特定整備記録簿の記載なし ③故意による特定整備記録簿の記載なし ④特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	15点 3点 6点 1点

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数		別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数	
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機型式の不正打刻	30点/台
法第31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点/台
法第78条1項	・事業場(場所)違反	・認証を受けた作業場以外で特定整備を実施	5点
(略)			
法第90条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10点/台 10点/台
法第91条1項	・特定整備記録簿の備付け・記載違反	①特定整備記録簿の偽記載 ②特定整備記録簿の記載なし (新設) ③特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	10点 3点 1点

(旧)











法第93条-2号	業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を特定整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	5点  5点	(新設)  (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の5	適合証等の不正交付	①ペーパー車検 ②不正改造状態での車検手続	15点/台	(新設) 5台以上は取消し 保安基準適合証を交付し車検手続を行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。 ①3台以上は取消し ②5台以上は取消し
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1-1：(略)  
注1-2：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。  
注1-3「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を2年間保存していないの項目については、両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。」  
注1-4「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適用する。

(旧)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項 (略)	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の5-1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	①(略) ②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	30点/台	注2-1
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10点/台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5

(新)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項 (略)	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の5-1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	①(略) ②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	45点/台	注2-1
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10点/台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5



(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の6 -1項 簿の備付・記載 違反	①～③ (略) ④指定整備記録簿の一部 記載漏れ、記載誤り	3点	④点検及び整備の概要欄の 大部分に漏れがある場合は 5点	法第94条の6 -1項 簿の備付・記載 違反	①～③ (略) ④指定整備記録簿の一部 記載漏れ、記載誤り  ⑤ (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)  
(略)  
(新設)

表1～表2 (略)

注2-7:「同一性の相違する自動車」について、自動車検査証、登録識別等通知書(抹消登録証明書)、及び自動車検査証返納証明書の本通以外での書類で確認を行い、同一性の判定ができていない場合も含む。

表1～表2 (略)

表1～表2 (略)

別添

(新)

別添1～14 (略)

別添15 (訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例)

〇 連技整第〇〇〇〇号

自動車特定整備事業の停止命令書

事業 者 名  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴〇の経営する自動車特定整備事業について、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき、下記のとおり、自動車特定整備事業の停止を命ずる。

また、このような行為は自動車特定整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 事業場の名称、所在地及び認証番号  
〇〇自動車株式会社 〇〇営業所  
〇〇県〇〇市〇〇町1-2

認証番号 〇〇〇号

2. 違反事実

別紙のとおり (別紙 (例) 参照)

(旧)

別添1～15 (略)

(新増)

3. 停止期間（自動車特定整備整備事業について）

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日から

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間

4. 停止期間（訪問特定整備及び限定訪問特定整備について）

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日から

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添16（組織的悪質性の違反による全事業場の認証の停止命令の例）

〇運輸整備第〇〇〇〇号

自動車特定整備事業の停止命令書

事業者名 〇〇 〇〇 殿  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴〇の経営する自動車特定整備事業について、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり、当局管内の全事業場の自動車特定整備事業の停止を命ずる。

また、このような行為は自動車特定整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 事業場の名称、所在地及び認証番号

〇〇自動車株式会社 〇〇営業所

〇〇県〇〇市〇〇町1-2

認証番号 〇第 〇〇〇号

（事業場が多い場合はその他事項を付記）

2. 違反事実

（新規）

別紙のとおり(別紙(例)参照)

3. 停止期間

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日から、  
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。  
また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができ、又は処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別紙(例)

違反事実及び「〇〇〇〇〇基準」に基づく違反点数並びに「〇〇〇〇〇基準」に基づく〇〇(事業、保安基準適合証交付等)停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令

※「〇〇〇〇〇基準」については、それぞれ本省局長通達・本省隊長通達に基づく「局通達の件名」とする。

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違反事実(違反条項)	違反点数	適用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【4.5点×1台】(道路運送車両法第94条の5第1項)	4.5点	
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【10点×2台】(道路運送車両法第94条の5第1項)	20点	

別紙(例)

違反事実及び「〇〇〇〇〇基準」に基づく違反点数並びに「〇〇〇〇〇基準」に基づく〇〇(事業、保安基準適合証交付等)停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令

※「〇〇〇〇〇基準」については、それぞれ本省局長通達・本省隊長通達に基づく「局通達の件名」とする。

(平成) 〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違反事実(違反条項)	違反点数	適用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【4.5点×1台】(道路運送車両法第94条の5第1項)	4.5点	
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【10点×2台】(道路運送車両法第94条の5第1項)	20点	

3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。 【1台】 (道路運送車両法第94条の6第1項)	3点	3点
4	保安基準に適合しない自動車(不正改造車)に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。 【1名】 (道路運送車両法第94条の5第4項)	解任命令	解任命令
違反合計点数 4.5点×1台+1.0点×2台+3点=6.8点		事業停止日数 3.5日	
<p>【加重があった場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「○○○○…基準」(元号)○○年○月○日付け○○○第○○号。)○(○)により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず○○の取消としたものである。</li> <li>・「○○○○…基準」(元号)○○年○月○日付け○○○第○○号。)○(○)に定めるところにより、過去1年以内(元号)○○年○月○日)に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。</li> </ul>			
3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。 【1台】 (道路運送車両法第94条の6第1項)	3点	解任命令
4	保安基準に適合しない自動車(不正改造車)に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。 【1名】 (道路運送車両法第94条の5第4項)	解任命令	解任命令
違反合計点数 4.5点×1台+1.0点×2台+3点=6.8点		事業停止日数 3.5日	
<p>○○株式会社○○営業部に所属する人物が、同社が所有・運営する○○事業場の選任自動車検査員対し、組織的に上位の立場を利用して、検査未実施の自動車に対して保安基準適合証を交付するよう指示を行ったこと。</p> <p>(道路運送車両法第94条の5第1項)</p>			
<p>訪問特定整備に関する違反に基づく訪問特定整備事業の停止日数</p> <p>事業停止日数 3.5日</p>			
<p>【加重があった場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「○○○○…基準」(元号)○○年○月○日付け○○○第○○号。)○(○)により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず○○の取消としたものである。</li> <li>・「○○○○…基準」(元号)○○年○月○日付け○○○第○○号。)○(○)に定めるところにより、過去1年以内(元号)○○年○月○日)に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。</li> </ul>			

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長  
(公印省略)

点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について

令和 7 年 4 月より、繁忙期対策として自動車検査証（以下「車検証」という。）の有効期間が短くなることなく車検を受けられる期間が従来の 1 ヶ月前から 2 ヶ月前に延びましたが、点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期について、車検証の有効期間満了の年月に合わせることにより、次回の定期点検を実施すべき時期が道路運送車両法に規定された時期を経過した年月としてしまうおそれがあります。

定期点検整備と車検は同時期に実施することが一般的であり、自動車整備業界全体の繁忙期の平準化のためには、定期点検整備についても、車検の有効期間満了日を待たずに実施することが望ましいところ、貴会傘下会員に対し、下記の事項について周知徹底を図るとともに、統一的な運用が行われるようご対応方お願いいたします。

記

1. 点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検を実施すべき時期については、道路運送車両法に基づく時期（定期点検整備を完了した日の 3 月後、6 月後または 12 月後）とすること。
2. 使用者等に対し、法令に基づく定期点検整備実施の必要性とともに、定期点検整備と車検をあわせて実施する際には、車検の有効期間満了日を待つことなく定期点検整備と車検を実施することで混雑緩和につながることの周知を行うこと。

国自整第87号の2  
令和7年7月4日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課長  
(公印省略)

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>附則 (令和7年7月4日 国自整第87号)</u> <u>1 本改正規定は、令和7年7月4日から施行する。</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p>	<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>(新設)</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p>

新		旧																															
<p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合</p> <p>① ～④ (略)</p> <p>⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）</p>		<p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合</p> <p>① ～④ (略)</p> <p>⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）</p>																															
<p>前照灯</p> <table border="1"> <tr> <td>取付高さ</td> <td>右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm</td> <td>左 cm</td> </tr> <tr> <td>光軸</td> <td>下 <u>水平以下</u> cm</td> <td>下 Cm</td> </tr> <tr> <td>光度</td> <td>左・右 cm</td> <td>左・右 cm</td> </tr> <tr> <td>光度</td> <td>主×100 <u>1.60</u> cd</td> <td>主×100 cd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副×100 4.5 cd</td> <td>副×100 cd</td> </tr> </table> <p>(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。</p> <p>「光軸の上下」の欄に「<u>水平以下</u>」と記入する。</p> <p>(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。</p>		取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	左 cm	光軸	下 <u>水平以下</u> cm	下 Cm	光度	左・右 cm	左・右 cm	光度	主×100 <u>1.60</u> cd	主×100 cd		副×100 4.5 cd	副×100 cd	<p>前照灯</p> <table border="1"> <tr> <td>取付高さ</td> <td>右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm</td> <td>左 cm</td> </tr> <tr> <td>光軸</td> <td>下 <u>5-6</u> cm</td> <td>下 Cm</td> </tr> <tr> <td>光度</td> <td>左・右 cm</td> <td>左・右 cm</td> </tr> <tr> <td>光度</td> <td>主×100 <u>1.00</u> cd</td> <td>主×100 cd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副×100 4.5 cd</td> <td>副×100 cd</td> </tr> </table> <p>(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。</p> <p>(注)「光軸の上下」の欄に<u>右26cm</u>及び<u>右44cmの点のカッタフトフラインの位置を間に「-」を挟んで</u>記入する。</p> <p>(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。</p>		取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	左 cm	光軸	下 <u>5-6</u> cm	下 Cm	光度	左・右 cm	左・右 cm	光度	主×100 <u>1.00</u> cd	主×100 cd		副×100 4.5 cd	副×100 cd
取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	左 cm																															
光軸	下 <u>水平以下</u> cm	下 Cm																															
光度	左・右 cm	左・右 cm																															
光度	主×100 <u>1.60</u> cd	主×100 cd																															
	副×100 4.5 cd	副×100 cd																															
取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	左 cm																															
光軸	下 <u>5-6</u> cm	下 Cm																															
光度	左・右 cm	左・右 cm																															
光度	主×100 <u>1.00</u> cd	主×100 cd																															
	副×100 4.5 cd	副×100 cd																															
<p>制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者(外注した場合)の記載例 (略)</p>		<p>制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者(外注した場合)の記載例 (略)</p>																															

令和7年7月8日  
物流・自動車局  
自動車整備課

## これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場  
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

**(1) 見直し概要**

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ブルブリーケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を2分の1短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。

## 5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

## 6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

## 7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

### (2) 今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

### 1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、[認証工場の機器要件](#)を見直す

#### 廃止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器 (3つ)  
→ 設置不要とする  
(※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的)
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器 (3つ)  
→ 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器 (3つ)  
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

#### 追加

- ・ 整備用スキャンツールの設置を必須とする  
(新規認証等から適用)

### 2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす[指定工場\(大型\)](#)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直し  
については、引き続き、調査検討

### 3. 自動運転車の検査員要件の強化

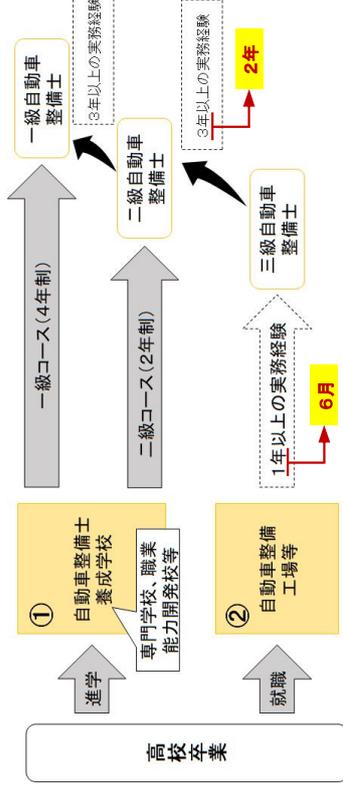
[自動運転車の検査](#)を行う検査員を[1級自動車整備士](#)に限る

【今後のスケジュール】 公布: 令和7年7月8日  
施行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6)

### 4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

[2級、3級、特殊の自動車整備士資格](#)を取得するための  
[実務経験期間を短縮](#) (座学で補完)

- 2級自動車整備士 3年 → 2年
- 3級自動車整備士 1年 → 6月
- 特殊自動車整備士 2年 → 1年4カ月



### 5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の[点検整備記録簿](#)の車両への備え付けに代えて、  
[携帯電話等への「電子的方法」](#)による保存でも可とする  
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)  
⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

### 6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、  
「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」  
について、[オンライン方式](#)を可とする

### 7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、[目視に代えて、スキャンツール等による確認](#)でも可とする範囲を拡大する

【今後のスケジュール】 公布: 令和7年7月8日  
施行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6) 令和7年10月8日(7. ) 令和11年4月1日 (3. ) 1

# 1. 認証工場の機器要件の見直し

## 背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

## 事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

## 改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

### 廃止

タイヤの傾きを測定する機器※



① トーイングゲージ



② キャンバー  
キャスタ  
ゲージ



③ ターニング  
ラジアス  
ゲージ



④ ホイール  
プーラ



⑤ グリースガン/  
シャシ・ブルブリケータ



⑥ ベアリング  
レース プーラ



⑦ 比重計



⑧ エンジン  
タコメスタ



⑦ はバッテリーテスタ、  
⑧ ⑨ は整備用スキャンツール  
があれば設置を不要とする

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き  
設置を不要とする

設置を不要とする  
※ アライメントテスタによる測定又は外注が一般的

### 追加

小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器 整備用スキャンツール等で代替可

電子整備に必要



⑩ 整備用  
スキャンツール

認証の  
新規取得時等から  
義務付け

## 今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

## 2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

### 背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

### 事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

### 改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

### 今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日  
施 行: 公布の日

### 3. 自動運転車の検査員要件の強化

#### 背景

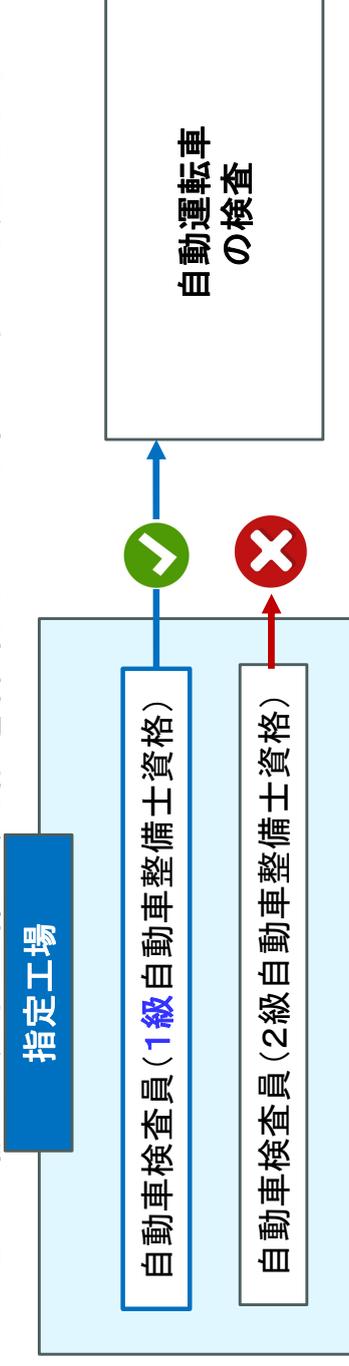
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

#### 事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

#### 改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



#### 今後のスケジュール

- 公布: 令和7年7月8日  
施行: 令和11年4月1日  
その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

## 4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

## 背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定期則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある  
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

## 事業者からのご意見等

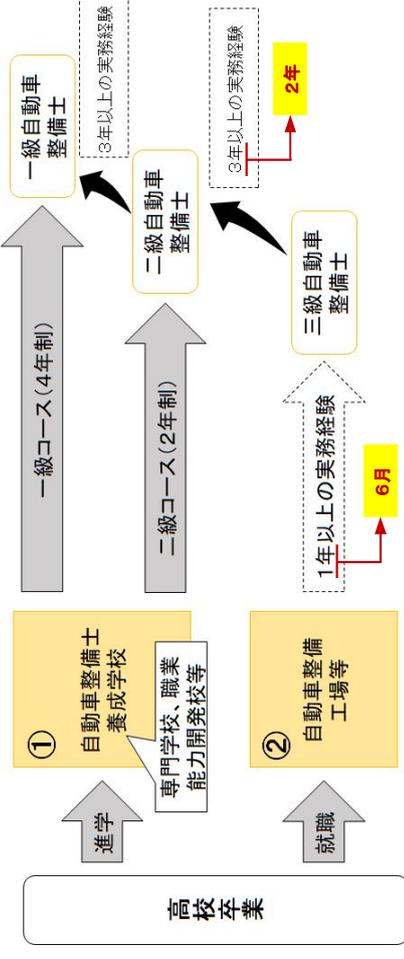
- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い  
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

89

## 改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年	→	<u>2年</u>
3級自動車整備士	1年	→	<u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年	→	<u>1年4カ月</u>



## 今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日

## 5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

### 背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかなければならない
- デイラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

### 事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

### 改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

#### 保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

#### 表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

### 今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日

## 6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

### 背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

### 事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

### 改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする  
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

### 今後のスケジュール

公布：令和7年7月8日

施行：公布の日

## 7. スキヤンツール等による点検可能範囲の拡大

### 背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキヤンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

### 事業者からのご意見等

- 技術的には、スキヤンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキヤンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

### 改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキヤンツール等による確認を可とする。

#### 【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

#### 【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの

床板とのすき間の確認



ペダルと床のすき間



(従来)

ブレーキを踏み込んだときの  
床面とのすき間をノギス等で測定



(今後)

・スキヤンツール等による確認でも可

195秒/台の作業時間削減(平均)

### 今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 令和7年10月8日

○国土交通省令第八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第五項、第八十条第一項第一号、第九十四条の四第一項、第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令  
 (自動車整備士技能検定期則の一部改正)  
 第一条 自動車整備士技能検定期則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(二級の受験資格)

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

一の二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

一の三 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

三 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四の二 次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し四月以上の実務経験を有するもの

イ・ロ (略)

四の三、八 (略)

2 二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二 前項第一号の二イ、ロ又はホからりまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二の二 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三 前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四・五 (略)

(二級の受験資格)

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

一の二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

一の三 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

三 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四の二 次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し六月以上の実務経験を有するもの

イ・ロ (略)

四の三、八 (略)

2 二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二 前項第一号の二イ、ロ又はホからりまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二の二 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

三 前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四・五 (略)

(三級の受験資格)  
**第十九条** 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 自動車の整備作業(三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し六月以上の実務の経験(十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者
- 二 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し三月以上の実務の経験を有するものイ〜ハ(略)
- 三〜五(略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)  
**第十九条**の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。)を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者
- 二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二口又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 三 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するものイ〜ハ(略)
- 四〜六(略)

(道路運送車両法施行規則の一部改正)  
**第二条** 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定として移動する。掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

(三級の受験資格)  
**第十九条** 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 自動車の整備作業(三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し一年以上の実務の経験(十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者
- 二 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し六月以上の実務の経験を有するものイ〜ハ(略)
- 三〜五(略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)  
**第十九条**の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。)を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者
- 二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二口又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 三 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するものイ〜ハ(略)
- 四〜六(略)

(道路運送車両法施行規則の一部改正)  
**第二条** 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定として移動する。掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後		改正前	
別表第五(第五十七条関係)			
対象とする整備の種類	分解整備	対象とする整備の種類	電子制御装置整備
対象とする装置の種類	原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝連結装置 運行補助装置	対象とする装置の種類	原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝連結装置 運行補助装置 自動運行装置
作業機械等	機	作業機械等	機
(略)			

改正後		改正前	
別表第五(第五十七条関係)			
対象とする整備の種類	分解整備	対象とする整備の種類	電子制御装置整備
対象とする装置の種類	原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝連結装置 運行補助装置	対象とする装置の種類	原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝連結装置 運行補助装置 自動運行装置
作業機械等	機	作業機械等	機
(略)			





(指定自動車整備事業規則の一部改正)  
**第三条** 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第百四十九号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>(自動車検査員の要件)  <b>第四条</b> 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という)の規定による二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。)として一年以上(検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したものである。</p> <p>二 前項の規定によるほか、自動運行装置を備える自動車について法第九十四条の五第一項又は法第九十四条の五の二第一項の証明を行う自動車検査員にあつては、検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者でなければならない。</p> <p>(自動車検査員の証明)  <b>第七条</b> (略)</p> <p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号(第二号、第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。)並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。)をしてはならない。</p>		<p>(自動車検査員の要件)  <b>第四条</b> 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。)として一年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したものである。</p> <p>(新設)          二 四 (略)</p> <p>(自動車検査員の証明)  <b>第七条</b> (略)</p> <p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号(第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。)並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。)をしてはならない。</p>	

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)  
**第四条** 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>別表第一(第三条及び第四条関係)          (略)</p> <p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)</p> <p>第四十九条第一項及び第三項、第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四(第九十六条の十九において準用する場合を含む。)</p>		<p>別表第一(第三条及び第四条関係)          (略)</p> <p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)</p> <p>第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十九において準用する場合を含む。)</p>	

別表第二(第五条及び第六条関係)

(略)	(略)
道路運送車両法	第四十九條第一項及び第二項、第九十一條第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)
(略)	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

(略)	(略)
港湾法	第五十六條の二十第二項
道路運送車両法	第九十一條第二項
気象業務法	第三十二條の十第二項
(略)	(略)

別表第二(第五条及び第六条関係)

(略)	(略)
道路運送車両法	第九十一條第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)
(略)	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

(略)	(略)
港湾法	第五十六條の二十第二項
気象業務法	第三十二條の十第二項
(略)	(略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中指定自動車整備事業規則第四条の改正規定(第一項第一号の改正規定を除く。)は、令和十一年四月一日から施行する。

(道路運送車両法施行規則の一部改正に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に道路運送車両法(以下「法」という。)の規定による認証を受けて自動車特定整備事業を営んでいる者及び法の規定により自動車特定整備事業の認証の申請をしている者に係る法第八十條第一項第一号の規定による基準については、第二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則別表第五(点検計器及び点検装置の欄第十三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、この省令の施行後最初に事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の際現に自動運行装置を備える自動車(以下この条において「自動運転車」という。)を対象とする法第九十四條の二第一項の指定自動車整備事業を行っている同項に規定する指定自動車整備事業者は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して四年を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第四條第二項に該当しない者を自動運転車について法第九十四條の五の二第一項の証明を行う法第九十四條の四第一項の自動車検査員に選任することができる。

(自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第四十六号)の一部を次のように改める。  
第二条のうち、自動車整備士技能検定期則第十八條から第十九條の二までの改正規定を次のように改める。

改正後

(二級の受験資格)

第十八條 二級自動車整備士(総合)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

改正前

(二級の受験資格)

第十八條 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

一の二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの  
イ、ハ (略)

ト 一種養成施設の三級自動車整備士(総合)の課程を修了した者  
チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士(総合)の課程を修めて卒業した者

リ 国土交通大臣が、三級自動車整備士(総合)の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

一の三 自動車タイヤ整備士等の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

一の四 (略)

二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの  
イ、ロ (略)

(削る)

三 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四 二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

(削る)

(削る)

五 (略)

六 一種養成施設の二級自動車整備士(総合)の課程を修了した者

七 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士(総合)の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

八 (略)

一の二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの  
イ、ハ (略)

ト 一種養成施設の三級の課程を修了した者  
チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者

リ 国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

(新設)

一の三 (略)

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの  
イ、ロ (略)

三 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

(新設)

四の二 次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し四月以上の実務経験を有するもの  
イ 第二号イ又はロに掲げる者

ロ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

四の三 第一号の二ハ又は二に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格したもの

五 (略)

六 一種養成施設の二級の課程を修了した者

七 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

八 (略)

2 二級自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日を経過した日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ 前項第一号の二イからハまでに掲げる者

ロ 一種養成施設の三級自動車整備士(二輪)の課程を修了した者

ハ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士(二輪)の課程を修めて卒業した者

ニ 国土交通大臣が、三級自動車整備士(二輪)の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたる者

三 前項第二号イ又はロに掲げる者であつて、三級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が一年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

五 一種養成施設の二級自動車整備士(二輪)の課程を修了した者

六 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士(二輪)の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

七 前項(第一号の三及び第四号を除く。)に規定する受験資格を有する者

八 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたる者

(三級の受験資格)

第十九条 三級自動車整備士(総合)又は三級自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 自動車の整備作業(三級自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し六月以上の実務の経験(十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者

二・三 (略)

(削る)

(削る)

2 二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日を経過した日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二 前項第一号の二イ、ロ又はホからリまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二の二 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三 前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四 前項第五号から第七号までに掲げる者

五 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたる者

(三級の受験資格)

第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

一 自動車の整備作業(三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し六月以上の実務の経験(十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者

二・三 (略)

四 自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者

五 自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者

<p>(自動車タイヤ整備士等の受験資格)</p> <p>第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。)を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>イ 第十八条第一項第二号イ又は口に掲げる者</p> <p>ロ 前条第二号ハに掲げる者</p> <p>ハ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの</p> <p>三 六 (略)</p> <p>第四条のうち、指定自動車整備事業規則第四条の改正規定を次のように改める。</p>	<p>(自動車タイヤ整備士等の受験資格)</p> <p>第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。)を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三 六 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(自動車検査員の要件)</p> <p>第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</p> <p>イ ロ以外の事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者(自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。))の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみ合格した者を除く。ロにおいて同じ。)として一年以上(検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>ロ 対象とする自動車(二輪の小型自動車のみである事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上(検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)又は一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(自動車検査員の要件)</p> <p>第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。))の規定による二級自動車シャシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。)として一年以上(検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>二 四 (略)</p>

附則第八条の表第五十七号第七号イ(3)及び(4)の項、第五十七号第七号ハ(2)の項、第六十二条の二の二第一項第七号イ(3)及び(4)の項及び第六十二条の二の二第一項第七号ハ(2)の項中「若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者」を、「検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者(電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。)」に改める。

○国土交通省告示第 505 号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

2 日常点検の実施の方法 （略） 日常点検の実施方法			2 日常点検の実施の方法 （略） 日常点検の実施方法		
点検箇所 （略）	点検項目 （略）	点検の実施の方法 （略）	点検箇所 （略）	点検項目 （略）	点検の実施の方法 （略）
運転席での点検	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき	<p>○ エンジンかけた状態でブレーキ・ペダルをいったいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みこたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みこたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。）</p> <p>○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。</p> <p>○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制御装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検することができます。</p>	<p>○ エンジンかけた状態でブレーキ・ペダルをいったいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みこたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みこたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。）</p> <p>○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。</p>	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	<input type="checkbox"/> 取付けの状態 <input type="radio"/> デインスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 <input type="radio"/> デインスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンズなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

3 定期点検の実施の方法  
(略)

節1～4 (略)

車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	<input type="checkbox"/> 取付けの状態 <input type="radio"/> デインスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 <input type="radio"/> デインスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンズなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルト一体で覆うインジケータにあつては、目視によりデインスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならぬことに注意してください。	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

3 定期点検の実施の方法  
(略)

節1～4 (略)

定期点検の実施方法  
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		1年	6月	12月	3月	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
制動装置 (ブレーキ)	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	被牽引自動車	(遊びの点検) ○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブレーキ内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (踏み込んだ時の床板とのすき間の点検) ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサーが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

定期点検の実施方法  
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		1年	6月	12月	3月	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
制動装置 (ブレーキ)	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	被牽引自動車	○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブレーキ内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	





(略)		(略)				(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	(略)	2年	12月	12月	12月	<p>○ 二次空気供給装置用フイルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイトリソング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)</p> <p>○ J-OBDDII又はWLTP-OBDDが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。</p>
	二次空気供給装置の機能	2年	12月	12月	12月	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	排気ガス再循環装置の機能	2年	12月	12月	12月	<p>○ エンジン暖機状態で、EGRFコントロール・バルブのダイナメータム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイナメータムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)</p> <p>○ J-OBDDII又はWLTP-OBDDが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。</p>

(略)	(略)	(略)				(略)
		1年	6月	6月	3月	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	2年	12月	12月	12月	(略)
(略)	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法	
		自家用乗用な ど	自家用貨物な ど		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ばい煙、悪臭のあるガス	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	1年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナー側を外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
			(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)				(略)
		1年	6月	3月		
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	2年	12月	12月	12月	(略)
(略)	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法	
		自家用乗用な ど	自家用貨物な ど		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ばい煙、悪臭のあるガス	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	1年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナー側を外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
			(略)	(略)	



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長  
一般社団法人日本自動車工業会 会長  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長  
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長  
一般社団法人日本建設機械工業会 会長  
一般社団法人日本産業車両協会 会長  
一般社団法人日本農業機械工業会 会長  
日本自動車輸入組合 理事長  
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長  
BSサミット事業協同組合 会長  
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長  
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長  
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長  
全国自動車短期大学協会 会長  
全国自動車教育研究会 会長  
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局長  
（ 公 印 省 略 ）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」  
 （令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
<p>国自整第353号                      令和2年4月1日  <u>国自整第77号</u>  <u>最終改正 令和7年7月8日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿                      沖繩総合事務局長 殿</p> <p>物流・自動車局長</p> <p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 第1節～第6節（略）</p> <p>第1節 用語の定義                      この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。                      (1)～(9)（略）</p>	<p>国自整第353号                      令和2年4月1日</p> <p>各地方運輸局長 殿                      沖繩総合事務局長 殿</p> <p>物流・自動車局長</p> <p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 第1節から第6節（略）</p> <p>第1節 用語の定義                      この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。                      (1)～(9)（略）</p>

<p>(10) 「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。</p> <p>(11) 「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。</p> <p>ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）</p> <p>イ ホイールドライヤー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）</p> <p>ウ 増力装置付きシグナルトルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(12) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。</p> <p>(13) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。</p> <p>(14) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。</p> <p>(15) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。</p> <p>(16) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</p> <p>(17) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。</p> <p>(18) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届</p>	<p>(10) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。</p> <p>(11) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。</p> <p>(12) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。</p> <p>(13) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。</p> <p>(14) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</p> <p>(15) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。</p> <p>(16) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届</p>

<p>出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(19) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(20) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(21) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第4条第4項に規定する訪問特定整備士等をいう。</p> <p>(22) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>附則 （令和5年3月27日 国自整第266号）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>附則 （令和7年3月31日 国自整第232号）</p> <p>本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。</p> <p>附則 （令和7年7月8日 国自整第77号）</p> <p>1. 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、<u>当分の間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>2. <u>自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和</u></p>	<p>出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(17) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(18) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(19) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第7条第4号に規定する訪問特定整備士等をいう。</p> <p>(20) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>附則 （令和5年3月27日 国自整第266号）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>附則 （令和7年3月31日 国自整第232号）</p> <p>本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。</p> <p>(新設)</p>		
---	---	--	--

7年国土交通省令第82号) 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、別添6 第2 3 (1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキヤンツールを除く。

- 別添1  
目次 (略)  
第1 目的 (略)  
第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い  
1～5 (略)  
6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い  
電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。  
また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。  
(1) 9(2)に掲げる規模の作業場を有すること。  
(2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。  
7～9 (略)

- 別添2～別添3の3 (略)  
別添4 整備主任者研修実施要領  
目次 (略)  
第1 目的 (略)  
第2 研修の区分  
研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

- 別添1  
目次 (略)  
第1 目的 (略)  
第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い  
1～5 (略)  
6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い  
電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。  
また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。  
(1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。  
(2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。  
7～9 (略)

- 別添2～別添3の3 (略)  
別添4 整備主任者研修実施要領  
目次 (略)  
第1 目的 (略)  
第2 研修の区分  
研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

<p>1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。</u> (6)～(8) (略) (9) <u>オンラインによる研修の実施</u> 研修は、<u>オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等</u>をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、<u>国自整第 70 号</u>)に定める事項について留意すること。</p> <p>2 技術研修 (1)～(8) (略) (9) <u>オンラインによる研修の実施</u> <u>実習以外の研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法</u>の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、<u>国自整第 70 号</u>)に定める事項について留意すること。</p>	<p>1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 (6)～(8) (略) <u>(新設)</u></p> <p>2 技術研修 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u></p>
<p>別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。</u> 7～9 (略)</p>	<p>別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 7～9 (略)</p>

10 オンラインによる研修の実施

研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和7年7月8日付、国自整第70号)に定める事項について留意すること。

別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)  
第1 (略)

第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1～2 (略)

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

(1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合にあって、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～キ (略)

(2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備

(新設)

別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)  
第1 (略)

第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1～2 (略)

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

(1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場を含む。）。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～キ (略)

(2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。  
イ〜ク (略)  
4〜5 (略)  
6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件  
実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。  
(1)〜(2) (略)  
(3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士）に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。

第3 (略)

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しな

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ〜ク (略)

4〜5 (略)

6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件

実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。

(1)〜(2) (略)

(3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者）に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。

第3 (略)

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しな

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

(1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤン整備士の技能検定を除く。③イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

(2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

(1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤン整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

(2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

<p>実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に<b>大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合</b>には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に<b>大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合</b>には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p>	<p>実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に<b>車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合</b>には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に<b>車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合</b>には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p>
--	--





H	1	電動クレーン又はトラクション・ジャッキ	二	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
	2	ホイールローリー	二	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
	3	増力装置付きシグナル式トルクレイン又はトルク設定型インパクトレンチ	二	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただけないことを示す。  
 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。  
 4. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していただけない省力化機器を示す。

別紙2の2～別紙3 (略)

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただけないことを示す。  
 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。  
(新設)

別紙2の2～別紙3 (略)

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
<u>1-1-1</u>	工員数(対象自動車の種類に大型車を含まない場合)	4人以上	
<u>1-1-2</u>	工員数(対象自動車の種類に大型車を含む場合)	<u>5人以上</u> ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであつて、次に掲げる①又は②を満たす場合には、 <u>4人以上</u> ①工員の処遇が	

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
<u>1-1</u>	工員数	4人以上 <u>ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上</u> <u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		

1-2 ～ 1-13	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)
<u>1-14</u>	<u>電動クレーン又は トランスミッシ ョン・ジャツ キ</u>	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			
<u>1-15</u>	<u>ホイールドリー ー</u>	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			
<u>1-16</u>	<u>増力装置付きシ グナル式トルク レンチ 又はトルク設定 型インパクトレ ンチ</u>	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			
<p>(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただけないことを示す。  3. △印は、保有することが望ましいことを示す。  4. ◇印は、<u>対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していただけない省力化機器を示す。</u></p>									
<p>(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただけないことを示す。  3. △印は、保有することが望ましいことを示す。  <u>(新設)</u></p>									

<p>2～4 (略)</p> <p>別紙3の3～別紙3の8 (略)</p> <p>別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第2項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>別紙3の3～別紙3の8 (略)</p> <p>別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第1項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。</p>
--	--

別紙5  
様式1

様式1

訪問特定整備等の（変更）届出  
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

(注)該当しなかり項目は印線を省略することが可能です。（添付の項目にお断）

(注)必要に応じて、見解特異説明・疑点または不明点を添付することが可能です。（添付の項目にお断）

※1	※2
訪問特定整備の届出	限定訪問特定整備の届出

(注) 訪問特定整備の外を行う事業者は※1欄、限定訪問特定整備の外を行う事業者は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1欄及び※2欄にそれぞれ「口」を記入するものとする。

1 訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者等の情報

(フリガナ)

訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備事業者）の氏名又は名称

当該事業者の住所

当該事業者の電話番号

当該事業者の電子メールアドレス

当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス

2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

(フリガナ)

事業場の名称

当該事業場の所在地

当該事業場の電話番号

当該事業場の電子メールアドレス

当該事業場の認証番号

別紙5  
様式

様式1

訪問特定整備等の（変更）届出  
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

(注)該当しなかり項目は印線を省略することが可能です。（添付の項目にお断）

(注)必要に応じて、見解特異説明・疑点または不明点を添付することが可能です。（添付の項目にお断）

※1	※2
訪問特定整備の届出	限定訪問特定整備の届出

(注) 訪問特定整備の外を行う事業者は※1欄、限定訪問特定整備の外を行う事業者は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1欄及び※2欄にそれぞれ「口」を記入するものとする。

1 訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者等の情報

(フリガナ)

訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備事業者）の氏名又は名称

当該事業者の住所

当該事業者の電話番号

当該事業者の電子メールアドレス

当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス

2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

(フリガナ)

事業場の名称

当該事業場の所在地

当該事業場の電話番号

当該事業場の電子メールアドレス

当該事業場の認証番号

3-① 訪問特定整備等管理者の情報						
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張所での業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	【ふりがな】 氏名	生年月日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
3-② 訪問特定整備士の情報						
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張所での業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	【ふりがな】 氏名	生年月日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
(新設)						
4 訪問特定整備等の開始						
開始年月日	令和 年 月 日					

3-① 訪問特定整備等管理者の情報						
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張所での業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	【ふりがな】 氏名	生年月日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
3-② 訪問特定整備士の情報						
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張所での業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	【ふりがな】 氏名	生年月日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。						
4 訪問特定整備等の開始日又は変更後初めの訪問特定整備等の開始日						
開始年月日	令和 年 月 日					

様式 2

様式 2			
3-③-1 準訪問特定整備士の情報			
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容
	年 月 日	① ② ③	訪問特定整備士教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備士等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日
		年 月 日	① ② ③

様式 2

様式 2			
3-③-1 準訪問特定整備士の情報			
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容
	年 月 日	① ② ③	訪問特定整備士教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備士等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日
		年 月 日	① ② ③

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報					
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種別 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報					
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種別 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

(新設)

別紙 3 - 1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) <u>※おおよそ1時間以内のこと</u>	
<u>(注)訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。</u>	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
<u>(注)訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類的全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さや有した事業場であること。</u>	

別紙 3 - 1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) <u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
<u>(新設)</u>	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日						
訪問特定整備の作業を行う期間										
<b>〔注〕3日(案件を過ぎれば5日)を越えない期間</b>										
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備並びに装置の種類		対象自動車の整備及び装置の種類								
対象自動車の種類	全て	分解整備			電子制御装置整備 自動運行 (運行補助を含む)					
		全て	原動機	動力伝達		走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(乗用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										

(注)口体内の該当するものに○を記載すること。

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日						
訪問特定整備の作業を行う期間										
<b>〔新設〕</b>										
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備並びに装置の種類		対象自動車の整備及び装置の種類								
対象自動車の種類	全て	分解整備			電子制御装置整備 自動運行 (運行補助を含む)					
		全て	原動機	動力伝達		走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(乗用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										

(注)口体内の該当するものに○を記載すること。

様式 3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) ※お申込日1時間以内の上	

(注) 訪問特定整備等事業者が所管する土地又は建築物ではないこと。

5-②-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m <sup>2</sup>	m	m
部品整備作業場			m <sup>2</sup>	m	m
点検作業場	m	m	m <sup>2</sup>	m	m
車両置場	m	m	m <sup>2</sup>		

(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の下に必要  
な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

5-②-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m <sup>2</sup>		
	( )	( )	( )	( )	m
車両置場	m	m	m <sup>2</sup>		

(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の下に必要  
な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

様式 3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) (新設)	

(新設)

5-②-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m <sup>2</sup>	m	m
部品整備作業場			m <sup>2</sup>	m	m
点検作業場	m	m	m <sup>2</sup>	m	m
車両置場	m	m	m <sup>2</sup>		

(新設)

5-②-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m <sup>2</sup>		
	( )	( )	( )	( )	m
車両置場	m	m	m <sup>2</sup>		

(新設)

5-③-3 作業機械等				
	名称	型式・能力等	数量	設置又は 持参
作業機械 作業計器	(略)			
	(略)			
	サーキット・テスト			
	<u>比重計</u>			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	<u>エンジン・タコ・テスト</u>			
	<u>タイミンガ・ライト</u>			
	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	<u>トーイン・ゲージ</u>			
	<u>キャンバ・キャスタ・ゲージ</u>			
	<u>ターニンガ・ラジアス・ゲージ</u>			
	ダイヤ・ゲージ			
検車装置				
一酸化炭素測定器				
炭化水素測定器				
整備用スキャンツール				
工具 (略)				
備考				
	<u>(新設)</u>			

5-③-3 作業機械等				
	名称	型式・能力等	数量	設置又は 持参
作業機械 作業計器	(略)			
	(略)			
	サーキット・テスト			
	<u>比重計又はバツペリ・テスト</u>			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	<u>エンジン・タコ・テスト又は 整備用スキャンツール</u>			
	<u>タイミンガ・ライト又は 整備用スキャンツール</u>			
	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	<u>(削除)</u>			
	<u>(削除)</u>			
	<u>(削除)</u>			
	ダイヤ・ゲージ			
検車装置				
一酸化炭素測定器				
炭化水素測定器				
整備用スキャンツール				
工具 (略)				
備考				
	<u>(注) 訪問指定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車指定整備等事業者の種類の全てに必要 な、作業機械等を備えていること。</u>			

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報
エーミング作業に必要な機器

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
----------------	----------	---	----------

(注) 3日(条件を満たす場合は5日)を超えない期間

5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類													
	全て	分解整備					電子制御装置整備							
		原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	懸吊	連結	自動運行(運行開始を含む)	運行補助				
普通自動車(大型)														
普通自動車(中型)														
普通自動車(小型)														
普通自動車(兼用)														
大型特殊自動車														
小型四輪自動車														
小型三輪自動車														
小型二輪自動車														
軽自動車														

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報
エーミング作業に必要な機器

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
----------------	----------	---	----------

(新設)

5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類												
	全て	分解整備					電子制御装置整備						
		原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	懸吊	連結	自動運行(運行開始を含む)	運行補助			
普通自動車(大型)													
普通自動車(中型)													
普通自動車(小型)													
普通自動車(兼用)													
大型特殊自動車													
小型四輪自動車													
小型三輪自動車													
小型二輪自動車													
軽自動車													

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

様式 3 - 2 - 2

様式 3 - 2 - 2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図 <u>及び写真</u>	様式 3 - 2 - 2
住所	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	
<u>※写真は別ファイルによる提出でも可</u>	

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図	様式 3 - 2 - 2
住所	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	

様式 4

様式 4

(別添6第4.1.6)に該当する場合のみ作成)

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[ 年 月 日 ~ 年 月 日 ]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 4

様式 4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[ 年 月 日 ~ 年 月 日 ]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 5

(新設)

様式 5

訪問特定整備等の廃止届出

令和 年 月 日

自動重特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の業務規程（国土交通省告示第285号）第3条の規定により届け出ます。

1. 訪問特定整備等の事業を廃止した自動重特定整備事業者等の情報

訪問特定整備等を行うと する自動重特定整備事業者 (又は訪問特定整備等事業 者)の氏名又は名称
当該事業者の住所
当該事業者の電話番号
当該事業者の電子メールア ドレス
当該事業者が自ら管理する ウェブサイトのアドレス

2. 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

事業場の名称
当該事業場の所在地
当該事業場の電話番号
当該事業場の電子メールア ドレス
当該事業場の認証番号

別紙 6 ～ 別紙 7 (略)

別紙 6 ～ 別紙 7 (略)

「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」  
 （令和5年8月28日付け、国自整第97号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改正後	改正前
<p>別添</p> <p>自動車整備士技能検定期則の細目</p> <p>1. 自動車整備士技能検定期則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定期則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>1.1. ～1.3. （略）</p> <p><u>1.4. 検定期則第20条第2項及び第3項に定める受験資格を有すること</u>  <u>を証する書面及び試験の免除を受ける資格を証する書面とは、検定期</u>  <u>則第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、</u>  <u>修了（卒業）証明書、修了（卒業）見込証明書、事業主の発行する証</u>  <u>明書、その他をいう。</u></p> <p>2. ～4. （略）</p> <p>別紙1 （略）</p> <p>別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準</p> <p>I 一種養成施設の指定基準</p> <p>一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。</p> <p>なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>I-1 三級自動車整備士の養成課程</p> <p>I-1-1 ～ I-1-8 （略）</p> <p><u>I-1-9 オンラインによる教育の実施</u>  <u>教育計画に掲げるうち実習及び実務実習に関する科目以外の教育</u>  <u>は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインによ</u></p>	<p>別添</p> <p>自動車整備士技能検定期則の細目</p> <p>1. 自動車整備士技能検定期則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定期則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>1.1. ～1.3. （略）</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>2. ～4. （略）</p> <p>別紙1 （略）</p> <p>別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準</p> <p>I 一種養成施設の指定基準</p> <p>一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。</p> <p>なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>I-1 三級自動車整備士の養成課程</p> <p>I-1-1 ～ I-1-8 （略）</p> <p><b>(新設)</b></p>

り教育を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。

- I-2 二級自動車整備士の養成課程  
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-2-1～I-2-5 (略)
- I-3 一級自動車整備士の養成課程  
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-3-1～I-3-5 (略)
- I-4 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程  
自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-4-1～I-4-6 (略)

- II 二種養成施設の指定基準  
二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- II-1 三級自動車整備士の養成課程  
三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、I-1-7及びI-1-9の規定によるほか、次に規定するところによること。
- II-1-1～II-1-4 (略)
- II-2 二級自動車整備士の養成課程  
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-2 二級自動車整備士の養成課程  
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-2-1～I-2-5 (略)
- I-3 一級自動車整備士の養成課程  
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-3-1～I-3-5 (略)
- I-4 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程  
自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-4-1～I-4-6 (略)
- II 二種養成施設の指定基準  
二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- II-1 三級自動車整備士の養成課程  
三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、及びI-1-7の規定によるほか、次に規定するところによること。
- II-1-1～II-1-4 (略)
- II-2 二級自動車整備士の養成課程  
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

- II-2-1・II-2-2 (略)
- II-3 一級自動車整備士の養成課程  
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-3-1、I-3-4、I-3-5 (3)を除く。)、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-3-1・II-3-2 (略)
- II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程  
自動車タイヤ整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-4-1～II-4-5 (略)
- II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程  
自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-5-1～II-5-5 (略)
- II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程  
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-4-6、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-6-1～II-6-4 (略)
- III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準  
自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定める場合にあっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。  
なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- III-1 二級自動車整備士の養成課程  
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8、I-1-9、I-2-3及びI-2-4の規定によるほか、次に規定することによること。

- II-2-1・II-2-2 (略)
- II-3 一級自動車整備士の養成課程  
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-3-3、I-3-4、I-3-5 (3)を除く。)、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-3-1・II-3-2 (略)
- II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程  
自動車タイヤ整備士の養成課程は、I-1-5、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-4-1～II-4-5 (略)
- II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程  
自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-5-1～II-5-5 (略)
- II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程  
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-4-6、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-6-1～II-6-4 (略)
- III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準  
自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定める場合にあっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。  
なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- III-1 二級自動車整備士の養成課程  
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8、I-2-3及びI-2-4の規定によるほか、次に規定することによること。

<p>III-1-1・III-1-2 (略)</p> <p>III-1-2 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程</p> <p>自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、<u>I-1-9</u>、I-4-3、I-4-4及びI-4-5の規定によるほか、次に規定するところによること。</p> <p>III-2-1・III-2-2 (略)</p> <p>IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準</p> <p>自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3から<u>I-1-9</u>までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。</p> <p>なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>IV-1 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>	<p>III-1-1・III-1-2 (略)</p> <p>III-1-2 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程</p> <p>自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、<u>I-1-9</u>、I-4-3、I-4-4及びI-4-5の規定によるほか、次に規定するところによること。</p> <p>III-2-1・III-2-2 (略)</p> <p>IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準</p> <p>自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3から<u>I-1-8</u>までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。</p> <p>なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>IV-1 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>
--	--

附 則 (令和7年7月8日付、国自整第77号)

(施行期日)

本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。

「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について（依命通達）」  
 （令和2年2月6日付け、国自整第265号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習                      (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> オンラインによる講習の実施                      実習及び試問以外の講習は、オンラインにより実施することとは「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等オンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。</p>	<p>別紙</p> <p>電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習                      (1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則（令和7年7月8日付、国自整第77号）

（施行期日）

本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。

国自整第 85 号  
令和 7 年 7 月 8 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長  
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、  
保存又は交付に関する取扱いについて

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、  
保存又は交付に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を  
図られたい。

なお、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」(平  
成 30 年 4 月 19 日付け国自整第 29 号) は本通達をもって廃止する。

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の  
電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

## 第1 用語の定義

1. 「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項及び第2項に基づいて自動車（法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第91条第1項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
2. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
3. 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
4. 「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。
5. 「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。
6. 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。
7. 「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成17年政令第8号）をいう。

## 第2 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
  - (1) 点検整備記録簿等<sup>※1</sup>の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第6条）
  - (2) 点検整備記録簿等<sup>※2</sup>の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）

- ① 第2 1. (1)の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
  - ② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) 点検整備記録簿等<sup>※2</sup>を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
- (4) 第2 1. (3)により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第10条の2に定める様式であること。
- ※1 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第48条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、1. (1)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
- ※2 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、1. (2)及び(3)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
- (5) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン
- (1) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
  - (2) 点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。
  - (3) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
  - (4) 点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

(5) 保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

### 3. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

#### (1) 整備記録システムの技術面の安全対策

① 次の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。

- ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
- ・ 整備主任者に係る権限
- ・ 点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限

② 電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。

③ 整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

#### (2) 整備記録システムの運用面の安全対策

① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。

- ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
- ・ 電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理

② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

(3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

### 4. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合<sup>※3</sup>の遵守事項

(1) 特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第11条第1項）。

(2) 第2 4.(1)の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第11条第2項）。

(3) 特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、(1)のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第12条及び政令第2条第1項）。

(4) (3)の承諾が得られなかった場合又は(3)の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第2条第2項）。

(5) 特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※3 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

### 第3 自動車の使用者の遵守事項等

#### 1. 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

(1) 点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第6条）。

(2) 点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第4条）。

① 第3 1.(1)の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

② 点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

- (3) 点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第4条）。
- (4) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

## 2. 自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るQ & A

問1 点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

(答)

- 電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第54条第4項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問2 クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第49条第1項の「備え置き」に該当するか。

(答)

- 電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第49条第1項の「備え置き」に該当する。

問3 点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

(答)

- 電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問4 問1～問3の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

(答)

- 「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。
- ✓ 直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに自動車点検基準第 4 条第 1 項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

- ✓ 直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ✓ 直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。
  - ✓ 点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携帯しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合
  - ✓ スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

事務連絡  
令和7年7月9日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課  
整備事業班長

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

今般、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付、国自整第353号）を一部改正して、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2種整備工場）の認定に係る基準を含む。）において大型車を扱う事業場の工員数については、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合にあつては、4人以上と緩和したところです。

これに伴い、大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知をお願い致します。

## 大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

工員数緩和要件を満たす事例について、次の1.～3.の各号に示すいずれかの事例をヒアリング等適切な方法により確認できれば、各要件を満たすと判断して差し支えありません。

なお、各事例は一例として示したものであり、その他の事例を否定するものではありません。

## 1. 「合理的な管理体制が適切に確保されているもの」について

- (1) 工員数に応じた作業指示が行われ、作業工程の進捗状況や点検整備の作業内容を管理できる体制を構築している。
- (2) 入庫・業務管理システムの導入等により、工員数に応じた入庫台数や業務量を適切に管理できる体制を構築している。
- (3) その他、合理的な管理体制を適切に確保・維持するための取り組みを自主的に実施している。

## 2. 「工員の処遇が適切に確保されていること」について

- (1) 給与及び労働条件（労働時間、休暇取得、福利厚生など）が工員数の緩和以前と比較して同水準以上を確保している。
- (2) 工員の長時間労働を抑制するための取り組みを実施している。
- (3) 工員の作業負担（重労働の軽減、危険作業の削減など）が少なくするための取り組みを実施している。
- (4) 工員の労働環境が向上する取り組みを実施している。
- (5) 指導要領に定義している省力化機器以外にも省力化に資する設備や機器を導入している。
- (6) 工員の安全衛生管理について適切に確保するための取り組みを実施している。
- (7) その他、工員の処遇を適切に確保するための取り組みを自主的に実施している。

## 3. 「工員の質が適切に確保されていること」について

- (1) 一級自動車整備士資格保有者を確保している。
- (2) 二級自動車整備士資格保有者を2人以上確保している。
- (3) 自動車の整備技術の向上やその他業務に関するスキルアップを図るため、工員に対して継続した教育（法令に基づく研修は除く。）を実施している。
- (4) 工員の安全衛生管理について適切な教育を実施している。
- (5) その他、工員の質を適切に確保するための定期的な取り組みを自主的に実施している。

国自整第 98 号の 2  
令和 7 年 7 月 17 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付け、国自整第 278 号）  
の一部改正について  
(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>国自整第 278 号 令和 6 年 3 月 28 日 <u>国自整第 98 号</u> <u>最終改正 令和 7 年 7 月 17 日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 について</p> <p>令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、 自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守す べき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるところに、遺漏なきよう 取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり り通知したので申し添える。</p>	<p>国自整第 278 号 令和 6 年 3 月 28 日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 について</p> <p>令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、 自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守す べき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるところに、遺漏なきよう 取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり り通知したので申し添える。</p>

別添	別添
<p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. OBD 検査システムの利用方法</p> <p>自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 指定整備業務における検査用スキヤンツールの共同使用について</p> <p>指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキヤンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキヤンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。</p> <p>② 共用の検査用スキヤンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた<b>自らの事業場</b>の敷地内において実施されたものとみなす。</p> <p>(5) 検査用スキヤンツールの借用使用について</p>	<p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. OBD 検査システムの利用方法</p> <p>自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 指定整備業務における検査用スキヤンツールの共同使用について</p> <p>指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキヤンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキヤンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。</p> <p>② 共用の検査用スキヤンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた<b>事業場</b>の敷地内において実施されたものとみなす。</p> <p>(5) 検査用スキヤンツールの借用使用について</p>

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキヤンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキヤンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた自らの事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

①～② (略)

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。なお、③、④に掲げる事項を遵守するにあたり、OBD 検査結果参照システムによる削除機能を活用してもよい。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

② OBD 確認は認証を受けた自らの事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた自らの事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。

③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキヤンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキヤンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

①～② (略)

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。

③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備

又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。

(5) (略)

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

(1) (略)

(2) 検査対象車両への VCI の取り付け、取り外し及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. (略)

附則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号）  
この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 7 月 17 日付け国自整第 98 号）  
この通達は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。

又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。

(5) (略)

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

(1) (略)

(2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. (略)

附則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号）  
この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(新設)

事務連絡  
令和7年7月17日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 殿  
日本自動車車体整備協同組合連合会 殿  
(一社) 日本自動車工業会 殿  
日本自動車輸入組合 殿

単名各通

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼）

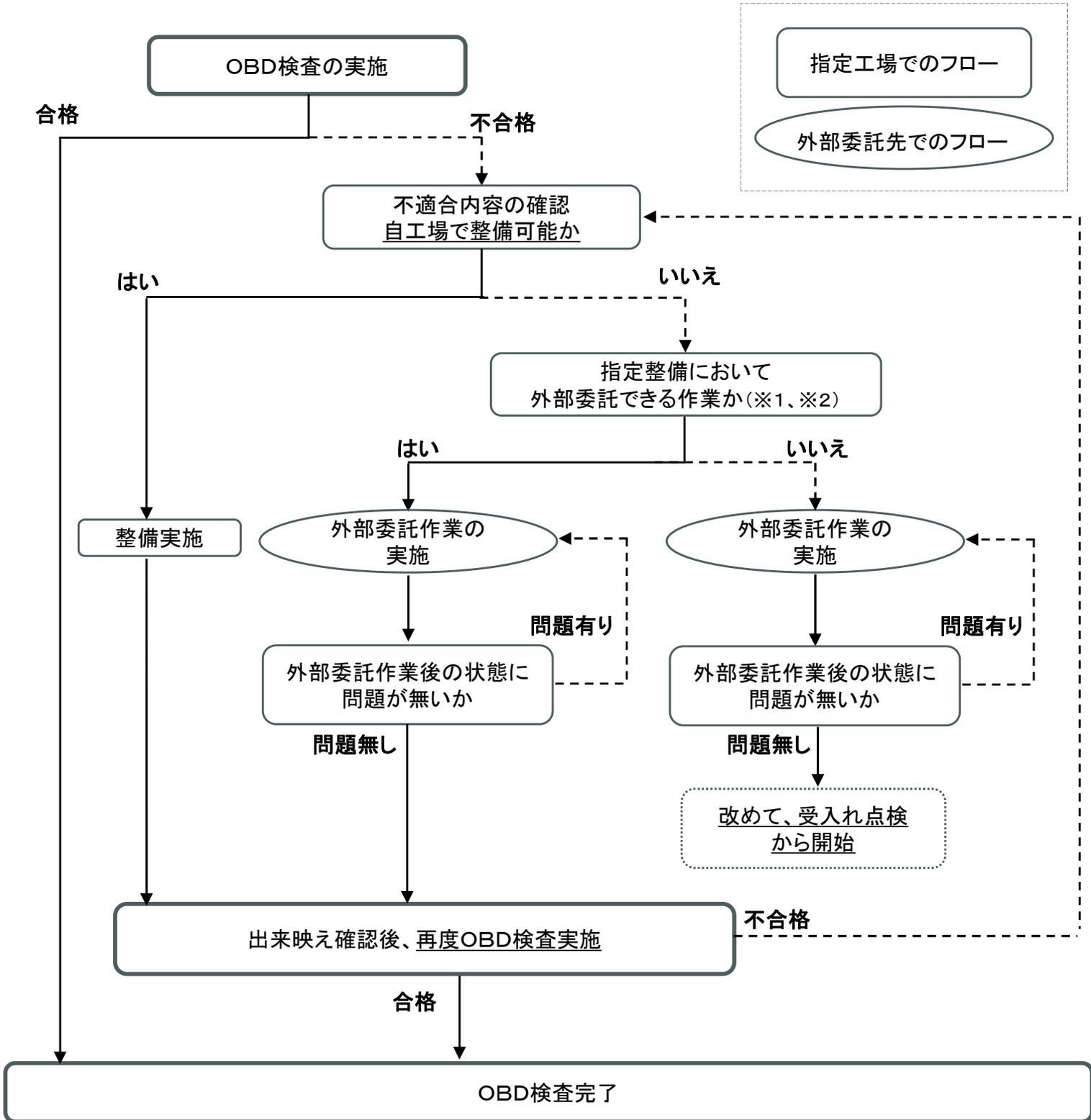
標記について、令和6年10月より自動車の検査に導入された電子装置の検査（OBD検査）については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要です。

については、指定工場におけるOBD検査の判定フローを別添のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。なお、当該フローは、国土交通省ホームページ（※）へも掲載する予定です。

※OBD検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_OBD\\_company.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html)

# 指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工    ・鍛冶    ・メッキ    ・溶接    ・タイヤの修理    ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理    ・計器の修理    ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

# ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意!



ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。  
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください!

©くまみね工房

## ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

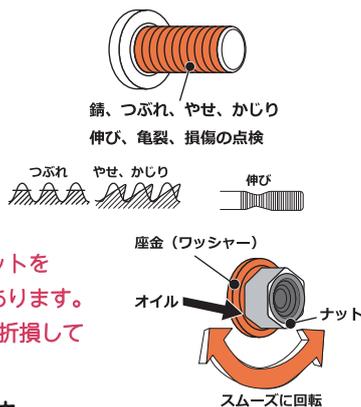
### 【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金(ワッシャー)が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金(ワッシャー)のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。  
ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には潤滑剤を塗布しないでください。



### 【著しい錆の例】

ホイールボルト



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。

## ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下(緩みの発生)をまねきます。

### 【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

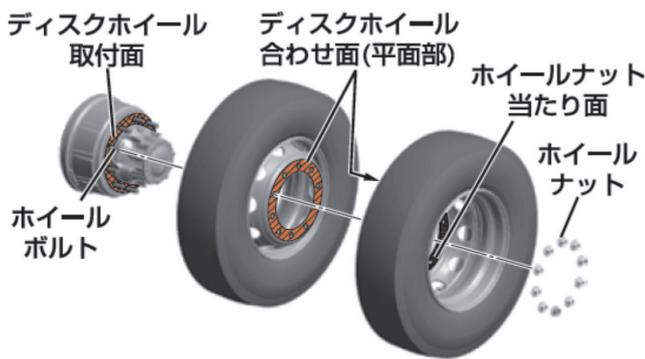
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

### 【ディスクホイールの点検要領】

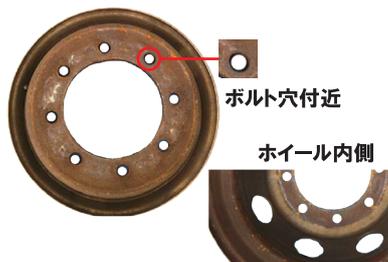
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



### 【著しい錆の例】



ハブ(ホイール取付面)

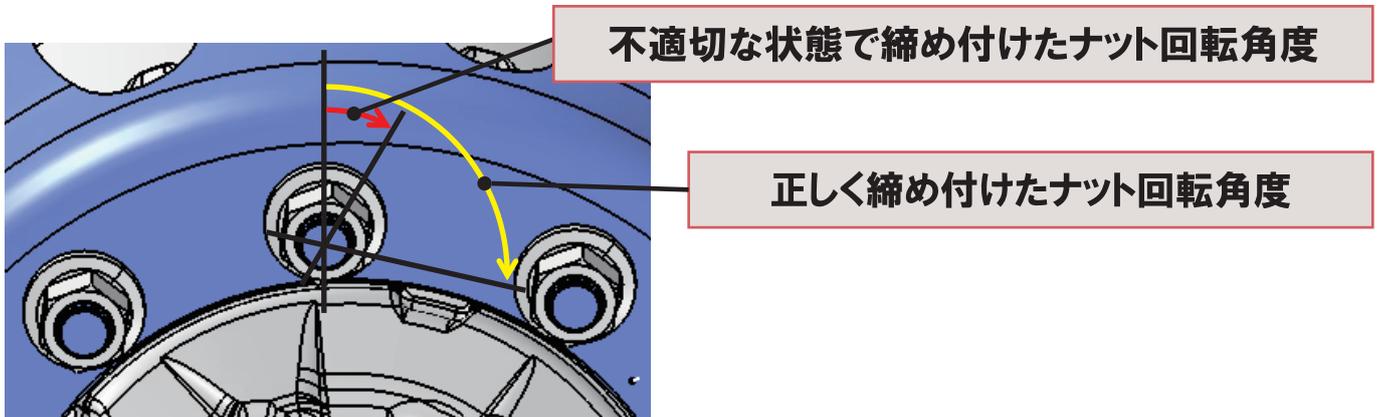


# ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

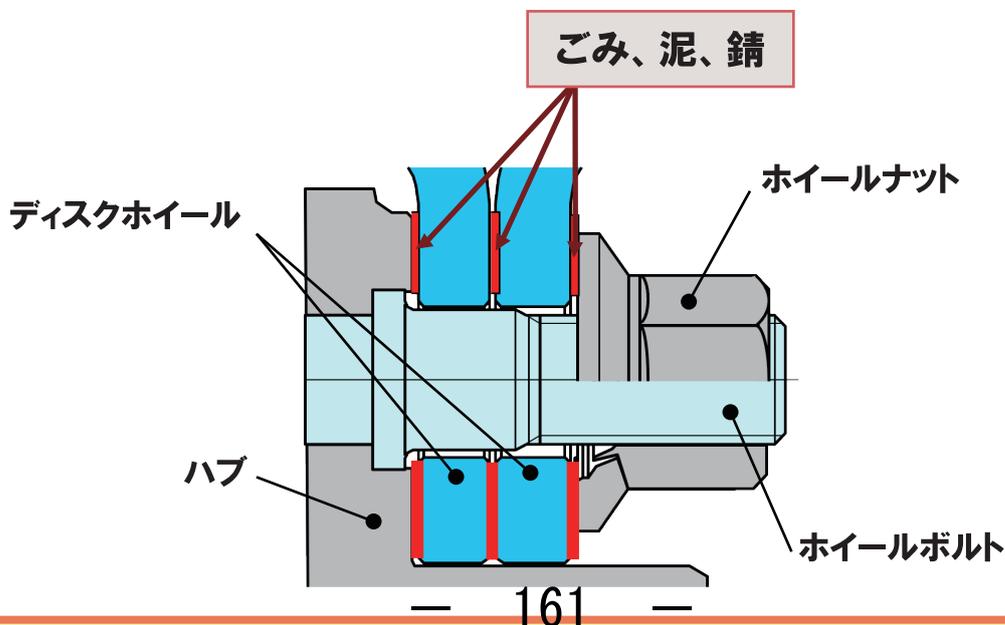
## ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に  
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、  
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで  
締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



## ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、  
剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**



# 防ごう大型車の車輪脱落事故

# お

## おとさぬための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても大丈夫です!!  
がんばります!!



# と

## トルクレンチで 適正締め付け

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

手クレンチで



# さ

## さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

まだ使える!!

もうあぶないですよ



# な

## ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

オイルぬって  
くださる

はい

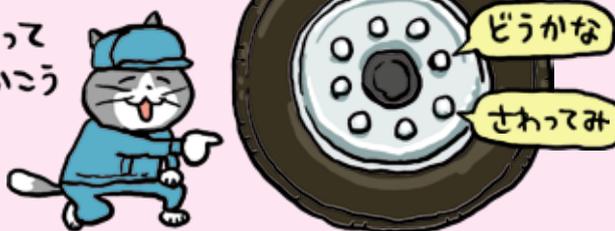


# い

## いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

しまっ  
てい  
こう



©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ  
[http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel\\_fall\\_off/](http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/)

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の安全運転事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック/バス UDT/トラックス) 全日本トラック協会 日本トラック協会 全国自動車用品協会 日本自動車販売協会連合会 日本自動車整備協会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、  
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい  
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、  
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

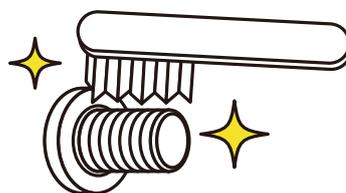
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の  
注意点だよ!



## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

### ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



令和6年9月20日  
物流・自動車局車両基準・国際課  
審査・リコール課

## 自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大します！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

自動車は、後部座席に人が乗車したり、トランクに荷物が積載されている状態では、車両後部が下がるため、ヘッドライトの光の向きを調整しない場合、ヘッドライトが上を向き、対向車のドライバー、特に高齢者ドライバーに眩しさを与えるリスクがあります。

そこで、2006年の新車から、光源が明るいヘッドライトを備えた自動車を対象として「ヘッドライトの上下の照射方向を自動で調整するオートレベリング」を備えなければならないこととしていますが、依然として、ヘッドライトの眩しさにより、周囲の自動車等の発見が遅れ、事故に繋がったというケースが過去10年間（2012～2021年）で300件以上発生しています。

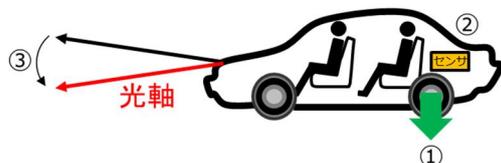
このような事故を防止するため、オートレベリングの装備拡大が国際的に議論されてきたところ、今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、このオートレベリングに関する基準改正が合意されたことなどを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行います。

### 1. 主な改正の概要

オートレベリング（自動式の前照灯照射方向調節装置）について、光源が2,000lm超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、国際的な合意に伴い、光源の輝度にかかわらず、レベリング装備を必要とする全ての自動車<sup>※</sup>に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

#### 【オートレベリングの作動イメージ】



- ①乗員や荷物の重さにより、車両後部が下がる
- ②車両に搭載したセンサにより車両の傾きを検知
- ③上を向いた光軸を適切な角度へ自動的に補正

#### 【適用日】

- (1) 乗車定員10人以下の乗用車等  
新 型 車：令和 9年9月1日  
継続生産車：令和 12年9月1日
- (2) 車両総重量3.5t超の貨物車及び  
乗車定員11人以上の乗用車  
新 型 車：令和 10年9月1日  
継続生産車：令和 13年9月1日

### 2. 公布・施行

公 布：令和6年（2024年）9月20日

施 行：令和6年（2024年）9月22日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、木下

電話 03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線42313）、03-5253-8596（直通）

# 装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令 並びに 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 192 回会合において、「運転操作支援機能に係る協定規則（第 171 号）」が新たに採択されたほか、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う。

## 2. 概要

### (1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 171 号に基づき認定されたかじ取装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 46 号第 5 改訂版	⇒	第 46 号第 6 改訂版
第 48 号第 8 改訂版	⇒	第 48 号第 9 改訂版
第 130 号	⇒	第 130 号改訂版

### (2) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 171 号の新規採択に伴い、法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき型式指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

### (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

自動式の前照灯照射方向調節装置について、光源が2,000lm 超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、協定規則第48号の改訂に伴い、光源の輝度にかかわらず、前照灯照射方向調節装置を必要とする全ての自動車※に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

#### 【適用日】

(1) 乗車定員10人以下の乗用車等：

【新型車】 令和9年9月1日

【継続生産車】 令和12年9月1日

(2) 車両総重量3.5t超の貨物車及び乗車定員11人以上の乗用車：

【新型車】 令和10年9月1日

【継続生産車】 令和13年9月1日

### (4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年9月20日

施 行：令和6年9月22日

国自基第90号の3  
国自整第150号の3  
国自技環第103号の3  
令和6年10月2日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

物流・自動車局 車両基準・国際課長  
自動車整備課長  
技術・環境政策課長

速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

標記について、別紙の通り各地方運輸局自動車技術安全部技術課長、沖縄総合事務局運輸部車両安全課長、日本自動車工業会会長及び日本自動車輸入組合理事長に通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第90号  
国自整第150号  
国自技環第103号  
令和6年10月2日

各地方運輸局自動車技術安全部部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部部長 殿

物流・自動車局 車両基準・国際課長  
自動車整備課長  
技術・環境政策課長

### 速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

本年4月に自動車の運転業務の時間外労働等に係る規制強化が適用されているところ、今般、公益社団法人全日本トラック協会から、更なる輸送の効率化を推進するため、牽引車において、被牽引車が空車時に限って一時的にNRの機能を解除する場合の取扱いについて相談があった。

牽引車については、NRが機能していることを前提として、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）（以下「細目告示」という。）別添96「連結車両の走行性能の技術基準」2.3.を適用して被牽引車との連結に係る検討が行われているところ、今般、牽引車のNRの機能を一時的に解除する場合の取扱いを下記のとおり整理したので、遺漏なきよう取り扱われたい。

### 記

次の1.及び2.の条件を満たす場合であって、かつ、3.の手続きを行う場合には、一時的に解除可能なNRを装備してもよいこととする。

#### 1. 車両構造に関する条件

以下を含め、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応して適用される保安基準の各規定に適合していること。

- ・保安基準第8条に規定する速度抑制装置を備えていること（NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度が90キロメートル毎時を超える場合に限る。）。この場合、牽引車においては、細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」中、5.に規定する運転者の見やすい位置への表示を確実に行うこと。
- ・保安基準第9条に規定する走行装置については、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応した負荷能力を有するタイヤを備えていること。
- ・保安基準第12条に規定する被牽引車の制動装置については、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応した制動能力を有する制動装置を備えていること。

- ・細目告示第 15 条、第 93 条及び第 171 条に規定する衝突被害軽減制動制御装置及び保安基準第 43 条の 6 に規定する車線逸脱警報装置を備えていること（高速道路等を運行するものに限る。）。
- ・保安基準第 8 条及び第 53 条に基づき規定される別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」2.3.により牽引自動車の前面及び両側面に表示する最高速度に係る標識については、当該標識の付近に「制限車」と同程度の大きさの文字により「積載時に限る」と追加表示すること。

## 2. 運用に関する条件

以下の NR 機能を解除する場合の条件を自動車使用者及び運転者が理解し、遵守すること。

- ・NR 機能の一時的な解除は、非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限ること。
- ・NR 機能を解除して運行した状況を乗務の記録（いわゆる「日報」）や運行記録等に記録すること。

## 3. 解除可能な NR への改造に関する手続き

### ① 自動車検査証、基準緩和認定書の記載

一時的に解除可能な NR への改造を行った車両は、安全確保の観点から運転者が自ら NR 機能を適切に作動させる必要があるため、以下に掲げる基準緩和の制限事項を追加する。

#### 【制限事項】

- ・NR 機能の解除は非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限る。
- ・NR 機能を解除して運行した場合は、乗務の記録（いわゆる「日報」）等に記録すること。

今後、使用の本拠の位置を管轄する基準緩和業務を行っている地方運輸局自動車技術安全部技術課等（以下「技術課等」という。）は、使用者から基準緩和認定書（一括緩和を除く）の差し替え依頼があった場合、上記 1. 及び 2. の条件を満たすこと、並びに解除可能な NR への改造が自動車製作者により確実に行われたことを別紙 1 装着証明書で確認後、基準緩和認定書に制限事項を追記し、自動車検査証の記録事項変更の手続きを案内する。

運輸支局等の検査窓口担当者は、一時的に解除可能な NR への改造を行った車両の自動車検査証記録事項変更等の申請があった場合、自動車検査証に記録している「速度制限装置付」を「速度制限装置付（解除機能付）」に変更するとともに、3. ①の制限事項を記録し、自動車検査証を返付すること。

なお、基準緩和認定書の差替えを行うことなく運輸支局等の検査窓口使用者が当該記録事項変更で来所した場合であっても、上記 1. を満たした改造が自動車製作者により確実に行われたこと、及び 2. を自動車製作者から自動車使用者に確実に伝達されたことを、別紙 1 装着証明書で確認し、運輸支局等の検査窓口担当者より技術課等へ電話連絡等の方法により基準緩和認定書の差し替えの調整が技術課等と出来た場合に限り、技術課等の指示で当該自動車検査証の記録事項変更を行って差し支えないものとする。この場合、運輸支局等の検査窓口担当者は、基準緩和認定書（一括緩和を除く）を差し替える必要がある旨を使用者へ伝え、技術課等を案内するとともに当該自動車検査証の記録事項変更の処理を担当部署と調整し処理を行うものとする。

## ② 検査時の確認

継続検査等においては、従来通り NR の機能及び運行中機能する装置の保安基準適合性を確認するものとする。なお、NR の機能確認については、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について（平成 8 年 12 月 27 日自技第 241 号・自整第 237 号）」のとおり取り扱って差し支えない。

## 4. 使用者が変更となった場合の取り扱い

既に自動車検査証の記録事項に「速度制限装置付（解除機能付）」の記録がある車両について、使用者が変更となり新たに基準緩和を申請する場合、装着証明書の再発行は不要とし、新たな基準緩和認定書には、3. ①の【制限事項】の記入を行って差し支えない。

## 速度制限装置(NR)解除機能装着証明書

車名	型式
車台番号	号
装着車の使用者	者
装着施工者	者
装着年月日	日
保安基準及び使用者への使用方法等の周知について、チェック欄へチェックを入れてください。	
<input type="checkbox"/>	令和6年10月2日付け通達「速度制限装置(NR)機能の一時解除の取扱いについて」の1. 車両構造に関する条件を確認した。
<input type="checkbox"/>	本機能の安全な使用方法や条件を使用者に周知した。
使用者チェック欄	使用者署名欄
<input type="checkbox"/>	速度制限装置(NR)解除機能の装着施工の内容を装着施工者から説明を受けた。
<input type="checkbox"/>	装着施工者より速度制限装置(NR)解除機能の使用方法や条件の説明を受けた。

上記のとおり速度制限装置解除機能を装着したことを証明します。

発行日 年 月 日

氏名又は名称

住所

連絡先電話番号



同時発表：警察庁

令和6年11月13日  
物流・自動車局車両基準・国際課  
審査・リコール課

## 原動機付自転車の区分を見直します

～道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の制定について～

総排気量0.050 L以下の原動機付自転車（以下「原付」という。）は、取得が容易な原付免許（普通免許に付帯する免許）で運転することが可能であり、国民の生活に密着した車両です。

一方、設計最高速度50km/hを超える原付については、中央環境審議会の答申を受け、令和7年11月以降新たな排出ガス規制が適用されることとなっていますが、メーカーによれば、技術面及び事業性の観点から、規制に適合した原付の生産・販売が困難となる見込みです。

このような状況を踏まえ、「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」（主催：警察庁）において検討し、「総排気量が0.050 Lを超え0.125 L以下であり、かつ、最高出力を4.0 kW以下に制御したもの」を原付免許で運転できるよう道路交通法体系の見直しを行うとともに、道路運送車両法体系も見直し整合性を担保する旨、昨年12月報告書がとりまとめられました。

これに基づき、道路運送車両法施行規則について、所要の改正を行います。

### 1. 改正内容

- （1）二輪の原動機付自転車のうち、「総排気量が0.050 Lを超え0.125 L以下であり、かつ、最高出力が4.0 kW以下のもの」を第一種原動機付自転車に新たに追加します。
- （2）（1）の新たな第一種原動機付自転車については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとします。
- （3）（1）の新たな第一種原動機付自転車の原動機付自転車用原動機については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとします。

### 2. 公布・施行

公布・施行：令和6年（2024年）11月13日

#### 問い合わせ先

（原動機付自転車の範囲及び種別関係）

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、金井

電話 03-5253-8111（内線42525）、03-5253-8602（直通）

（原動機付自転車の型式認定関係）

物流・自動車局 審査・リコール課：松井、綿貫

電話 03-5253-8111（内線42324）、03-5253-8595（直通）

## 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第13次答申（平成29年5月））を踏まえ、大気環境の保全及び国際基準調和の観点から、令和7年11月以降に製作される総排気量0.050 L以下で設計最高速度が50km/hを超える原動機付自転車（以下「原付」という。）に対して、新たな排出ガス規制が開始されることとなった。

一方、規制に対応した原付の開発は困難であり、かつ、開発費用に見合う事業性の見通しが立たないことから、今後、取得が容易な原付免許で運転できる総排気量0.050 L以下の現行区分に該当する原付の国内での生産・販売の継続が困難とされている。

このような状況を踏まえ、「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」（主催：警察庁）において検討した結果、以下の方針が示されたところ。

- 総排気量が0.050 Lを超え0.125 L以下の二輪自動車のうち、「最高出力」を現行の原付と同等レベルの4.0 kW以下に制御したものを原付免許で運転できるよう、道路交通法体系の見直しを行うこと
- 新たな原付の扱いが、現行の原付と整合するように関係諸制度を改めること（外見上の識別・道路運送車両法体系の区分等）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）においては、総排気量0.050 Lの現行区分に該当する原付を第一種原動機付自転車と位置づけて規制していることから、あわせてその範囲を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 改正の概要

- 二輪の原動機付自転車のうち、原動機の総排気量が0.050 Lを超え0.125 L以下かつ最高出力が4.0 kW以下のものを第一種原動機付自転車に追加する。
- 新たに追加される第一種原動機付自転車については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとする。
- 新たに追加される第一種原動機付自転車の原動機付自転車用原動機については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとする。

### 3. スケジュール

公布及び施行：令和6年11月13日

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

○ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府九八)

### 〔省 令〕

○ 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(国土交通九九)

### 〔告 示〕

○ 交通の方法に関する教則の一部を改正する件(国家公安委四八)

### 〔公 告〕

諸事項

### 官庁

買収前の所有者等への売払い関係

### 裁判所

破産、免責関係

### 特殊法人等

独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会公示送達・裁決関係

三六 三五 三 一 一 一 四 六 三 三 三

地方公共団体  
教育職員免許状失効関係  
会社その他  
会社決算公告

三六 三五

## 府 令

### ○ 内閣府令第九十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十号イの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(一) 一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル(二輪のものうち、構造上出ることができる最高出力が四・〇キロワット以下の原動機を有するものにあつては、〇・一二五リットル)、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二五リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p>	<p>(一) 一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p>

### 附 則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

## 省 令

### ○ 国土交通省令第九十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項及び第百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

国土交通大臣 中野 洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令  
 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定  
 の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(原動機付自転車の範囲及び種別)  <b>第一条</b> 道路運送車両法（昭和二十六年法律      第八十五号。以下「法」という。）第二条      第三項の総排気量又は定格出力は、次のと      おりとする。</p> <p>一 内燃機関を原動機とするものであつ      て、二輪を有するもの（側車付のものを      除く。以下同じ。）にあつては、その総排      気量は〇・一二五リットル以下、その他      のものにあつては〇・〇五〇リットル以      下</p> <p>二 内燃機関以外のものを原動機とするも      のであつて、二輪を有するものにあつて      は、その定格出力は一・〇〇キロワット      以下、その他のものにあつては〇・六〇      キロワット以下</p> <p>2 前項に規定する総排気量又は定格出力を      有する原動機付自転車のうち、総排気量が      〇・〇五〇リットル以下（二輪を有するも      のであつて、最高出力が四・〇キロワット      以下のものにあつては、〇・一二五リット      ル以下）又は定格出力が〇・六〇キロワッ      ト以下のものを第一種原動機付自転車と      し、その他のものを第二種原動機付自転車      とする。</p> <p>(検査対象外軽自動車等の型式認定)  <b>第六十二条の三</b> (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、左に      掲げる事項を記載した申請書を国土交通大      臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外      軽自動車等を提示しなければならない。た      だし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国      土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外      の検査対象外軽自動車等の提示について      は、地方運輸局長にするものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(原動機付自転車の範囲及び種別)  <b>第一条</b> 道路運送車両法（昭和二十六年法律      第八十五号。以下「法」という。）第二条      第三項の総排気量又は定格出力は、左のと      おりとする。</p> <p>一 内燃機関を原動機とするものであつ      て、二輪を有するもの（側車付のものを      除く。）にあつては、その総排気量は〇・      一二五リットル以下、その他のものにあ      つては〇・〇五〇リットル以下</p> <p>二 内燃機関以外のものを原動機とするも      のであつて、二輪を有するもの（側車付      のものを除く。）にあつては、その定格出      力は一・〇〇キロワット以下、その他      のものにあつては〇・六〇キロワット以下</p> <p>2 前項に規定する総排気量又は定格出力を      有する原動機付自転車のうち、総排気量が      〇・〇五〇リットル以下又は定格出力が      〇・六〇キロワット以下のものを第一種原      動機付自転車とし、その他のものを第二種      原動機付自転車とする。</p> <p>(検査対象外軽自動車等の型式認定)  <b>第六十二条の三</b> (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、左に      掲げる事項を記載した申請書を国土交通大      臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外      軽自動車等を呈示しなければならない。た      だし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国      土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外      の検査対象外軽自動車等の提示について      は、地方運輸局長にするものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の      検査対象外軽自動車等を譲渡する場合に      は、当該検査対象外軽自動車等が道路運送      車両の保安基準に適合しているかどうかを      検査し、適合すると認めるときは、当該検      査対象外軽自動車等に第十六号様式による      型式認定番号標を、その原動機に総排気量      (原動機付自転車であつて二輪を有するも      ののうち、総排気量が〇・〇五〇リットル      を超え〇・一二五リットル以下であり、か      つ、最高出力が四・〇キロワット以下のも      のにあつては、総排気量及び最高出力)又      は定格出力(以下「総排気量等」という。)      を表示しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(原動機付自転車用原動機の型式認定)  <b>第六十七条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の型式認定は、当該原動機の総排      気量等が第一条に規定する範囲内にあるか      どうかを判定することによつて行ふ。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の型式認定を受けた者は、当該型      式の前動機に第二十三号様式による型式認      定番号標及び総排気量等を表示しなければ      ならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の      検査対象外軽自動車等を譲渡する場合に      は、当該検査対象外軽自動車等が道路運送      車両の保安基準に適合しているかどうかを      検査し、適合すると認めるときは、当該検      査対象外軽自動車等に第十六号様式による      型式認定番号標を、その原動機に総排気量      又は定格出力を表示しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(原動機付自転車用原動機の型式認定)  <b>第六十七条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の型式認定は、当該原動機の総排      気量又は定格出力が第一条に規定する範囲      内にあるかどうかを判定することによつて      行ふ。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の型式認定を受けた者は、当該型      式の前動機に第二十三号様式による型式認      定番号標及び総排気量又は定格出力を      表示しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

## 「フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン」の公表

～高速バス等のフルフラット座席の安全対策～

国内の高速バスにおいて、深夜移動の乗客のニーズへの対応を目的として、フルフラットの状態でリクライニングした座席を備える大型バスの導入が求められています。

このため、国土交通省では、車両安全対策検討会における審議を踏まえ、フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関する要件をまとめたガイドラインを策定しました。

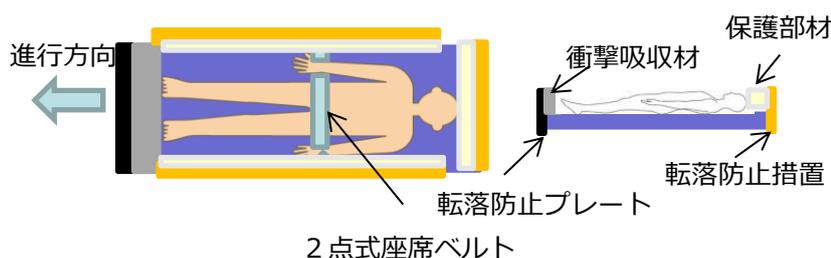
これにより、フルフラット座席に適した座席ベルトや保護部材等の安全装置を備えたバス車両の開発が促進されることで、ニーズに対応しつつ、安全性の向上が図られることが期待されます。

### <ガイドラインの概要>

(主な要件)

- ・座席は前向きに備えられていること。
- ・転落防止プレート及び衝撃吸収材等を備えること。
- ・転落防止措置及び保護部材を設けること。
- ・2点式座席ベルト等が備えられていること。  
※3点式座席ベルトは衝突時に乗客の頸部を圧迫するおそれがあるため使用しない。

ガイドラインに適合するフルフラット座席の例



#### 【参考資料】

(別添1) フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン (概要)

(別添2) フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン (本文)

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、森

電話 03-5253-8111 (内線 42525)、03-5253-8602 (直通)

# フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドラインの概要

- 移動時間の長くなる高速バスでは、フルフラットになる座席が開発され、市場投入が予定されているものもある。
- フルフラット座席について、走行中の安全性が確保できるよう、衝突試験結果を踏まえた必要な安全対策をまとめる。

## 1. 適用範囲

フルフラット座席を備える乗車定員11人以上の高速バスに適用。

## 2. ガイドラインの概要

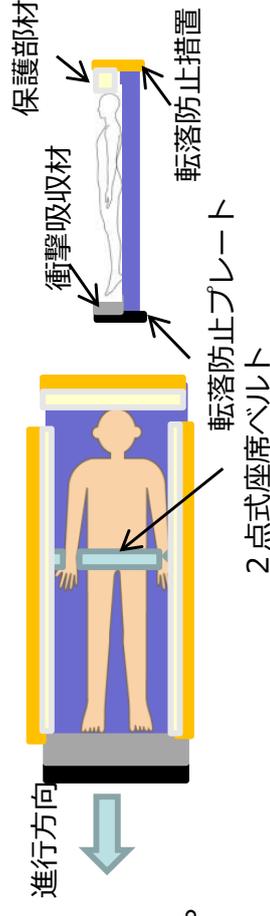
- (1) フルフラット座席の構造基準
  - ① 衝突時に乗客の頭部・頸部を保護する観点から、座席は前向きに備えられていること。
  - ② 衝突時に乗客の転落・受傷等を防止する観点から、転落防止プレート※及び衝撃吸収材等を座席の脚部分(座席前部)に備えること。  
※例 転落防止プレートは900kgの力に耐えられるもの。
  - ③ 旋回時等の転落を防止する観点から、転落防止措置及び保護部材を座席の頭部及び側面方向に設けること。
  - ④ 車両転覆時に乗客が座席から放出されることを防止する観点から、2点式座席ベルト※が備えられていること。

※3点式座席ベルトは衝突時に乗客の頸部を圧迫するおそれがあることを周知する。

## (2) その他の安全対策

- ① 脱出時の動線の確保及びその手順や経路の表示。
- ② 動線を確保するための乗客手荷物置き場の確保。
- ③ 乗降時や非常時に補助が必要な乗客への事前の利用案内。

ガイドラインに適合するフルフラット座席の例



フルフラット座席を備える高速バスの安全性に  
関するガイドライン

令和6年11月

国土交通省物流・自動車局  
車両安全対策検討会

## I. はじめに

現在、自動車の衝突時における乗員の安全性に関する国際基準は、乗員が座席に着座した状態を想定して定められている。具体的には、座席の背もたれの角度が 25 度である状態を基本として、強度試験や衝突試験等の安全要件が定められている。そのため、乗員が半座位の姿勢となる深くリクライニングした座席や最大限にリクライニングして仰臥位の姿勢となるフルフラット座席の安全評価手法は国際的にも確立されていない。

他方、自動運転の普及に伴い、将来的には、乗員は、様々な乗車姿勢をとることが想定されることから、多様な乗車姿勢における乗員の安全性について、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）の衝突安全分科会をはじめとする国際の場での議論が開始されつつある。また、諸外国の長距離バスにおいては、乗員の快適性を確保することを目的としてベッドタイプの乗車装置を備えているものが確認されており、日本国内の長距離バスにおいても、移動時の乗客の快適性を向上させることを目的として深くリクライニングした座席を採用しているものやフルフラット座席の市場投入を発表しているものもある。

そこで、本ガイドラインでは、最大限にリクライニングしたフルフラット座席について、安全対策別の乗員への影響に関する衝突実験の調査結果を踏まえて、講じることが望ましい安全対策を取りまとめる。なお、フルフラット座席を除く深くリクライニングした座席については、リクライニングの角度によって乗員に及ぼす影響が異なると考えられることから、引き続き検討を行うこととする。

## Ⅱ. 基本的な考え方

多様な乗車姿勢における安全性について、国際的に議論が進められているところではあるが、将来的に国際基準が制定されるまでの間においても、自動車製作者等によるフルフラット座席等の研究開発及び市場投入が進み、使用者による利用が進んでいくと考えられる。

そのため、本ガイドラインでは、使用者が安心して自動車を利用する環境を維持するとともに、自動車製作者等が先進的な研究開発に取り組む環境を構築することを確保することを目的とし、衝突実験等により得られた知見を踏まえ、講じることが望ましい安全対策をとりまとめた。

## Ⅲ. ガイドラインの対象

専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であり、かつ、車両総重量が 5t 以上のものに設置される座席のうち、国際基準（UNR80<sup>1</sup>）に適合するものであって、フルフラットの位置までリクライニングした状態で走行中に使用する目的で設計された座席を対象とする。具体的な考え方は 1. ～ 2. のとおり。

また、乗員の側面が車両進行方向を向くよう（横向き）に配置された座席は、着座姿勢における安全性が確保されず、現行の国際基準においても路線バスのような低速走行する自動車を除いて認められていないことからガイドラインの対象外とした。

### 1. 現行基準における安全確保の考え方

UNR80 では、原則として、座席の背もたれの角度が 25 度である状態において、3 点式座席ベルトにより、人体の固い部位である腰骨部と肩部をそれぞれ腰ベルトと肩ベルトによって座席に固定することで、衝突時等に乗員が座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身が過度に前傾することを防止

---

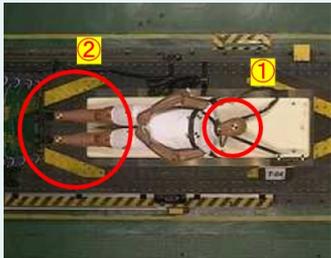
<sup>1</sup> 国際連合規則第 80 号「大型乗用車の座席の認可並びにその座席及びその取付装置の強度に係る認可に関する統一規定」

することにより、受傷を防ぐことを求めている。ただし、衝突時に乗員が前方座席等に接触するおそれのない場合又は接触する可能性のある前方座席等が衝撃吸収の基準に適合する場合は、腰骨部を腰ベルトによって座席に固定する2点式座席ベルトでもよいとされている。

## 2. フルフラット座席の衝突試験結果

### (1) 進行方向に足を向けて（前向き）に乗車した試験結果

- ・衝突時に乗員が進行方向とは逆方向に跳ね返る挙動が確認された。
- ・座席ベルトのみ備えた場合、乗員は拘束されたものの、脚部が座席から飛び出す挙動が確認された。
- ・座席ベルトを備えず、かつ、転落防止プレート及び保護部材を備えた場合、転落防止プレート及び保護部材の破損が確認されたものの、強度を確保することにより、乗員を座席に保持することが可能であることが確認された。

	3点ベルト	2点ベルト	ベルトなし +転落防止プレート +保護部材
衝突再現時			
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乗員の頸に肩ベルトの引っ掛かり</li> <li>② 乗員の脚部のベッドからの飛び出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ベルトによる乗員への傷害はなし</li> <li>② 乗員の脚部のベッドからの飛び出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 転落防止プレートで乗員を座席に保持可能</li> <li>② 転落防止プレート及び保護部材の破損</li> </ul>

### (2) 進行方向に頭を向けて（後ろ向き）に乗車した試験結果

- ・乗員の頭部が車両進行方向を向くよう（後ろ向き）に配置した場合、死亡・重傷に直結する頭部・頸部への傷害が確認された。

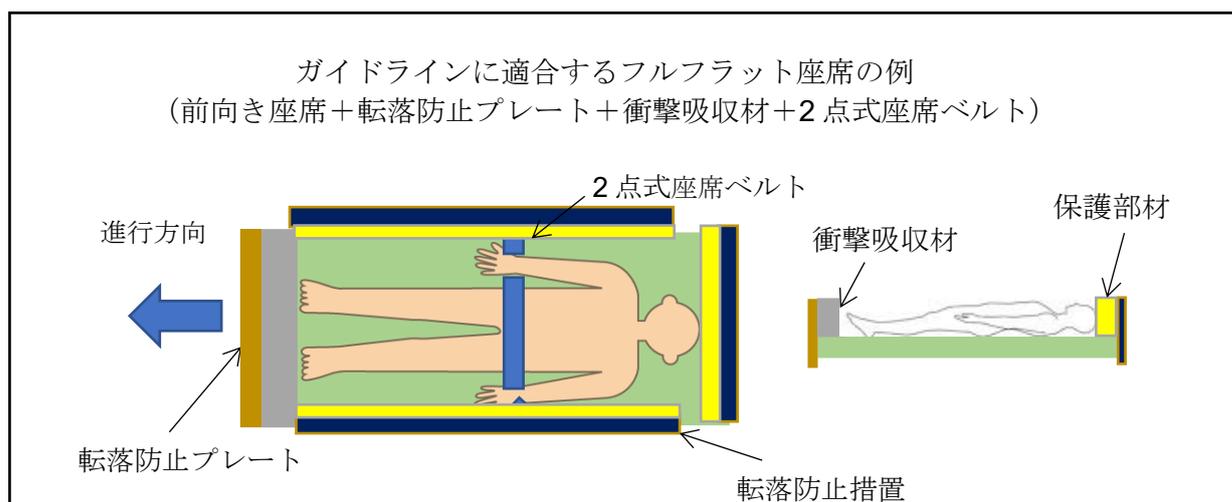
(3) 進行方向に側面を向けて（横向き）に乗車した試験結果

- ・ベルトや転落防止プレートなどにより乗員を座席に保持することが可能であることが確認された。

## IV. フルフラット座席の場合に講じることが望ましい安全対策

本ガイドラインでは、最大限にリクライニングしたフルフラット座席について、安全対策別の乗員への影響に関する衝突実験の調査結果を踏まえ、フルフラット座席の場合に講じることが望ましい安全対策を検討した。

### 1. フルフラット座席に講じることが望ましい安全対策



(1) 座席は乗員の脚部が車両進行方向を向くよう（前向き）に配置されていること。

【理由】一般的に乗員の傷害のリスクが最も大きい前面衝突による乗員への影響を最小化することが重要であるところ、前向き座席の場合は、死亡・重傷に直結する頭部・頸部への傷害のリスクが低いことが確認されたため。

(2) 座席の脚部方向を衝撃に耐える転落防止プレート及び衝撃吸収材等で覆うこと。具体的には、UNR80に規定される時速30kmの前面衝突事故

を模擬した動的試験における衝撃に耐えられることが望ましい。このとき、900kgfの力に耐えられるよう設計された転落防止プレート及び衝撃吸収材等はこれに適合するものとする。

【理由】衝突時又は急減速時に乗員の放出又は転落を防止し、当該乗員及びその他の乗員の傷害を軽減することが重要であるところ、座席の脚部周囲を衝撃に耐える転落防止プレート及び衝撃吸収材等で覆うことにより、座席に乗員を保持することが可能であることが確認されたため。

(3) 座席の頭部及び側面方向には転落防止措置及び保護部材を設けること。具体的には、旋回時等に乗員が座席から転落しないような措置を行う。このとき、乗員の転落を防止できるよう配置されたパイプ材等の表面をショア A 硬度 50 未満の材料で覆われて作られた転落防止措置及び保護部材はこれに適合するものとする。

【理由】衝突時又は旋回時等に乗員の転落を防止し、当該乗員及びその他の乗員の傷害を軽減することが重要であるところ、座席の頭部及び側面周辺を転落防止措置及び保護部材で覆うことにより、乗員の転落を防止が可能であることが確認されたため。

(4) 2点式座席ベルト又はその他乗員の腰骨部を座席に拘束するための装置が備えられていること。ただし、3点式座席ベルトは、死亡・重傷に直結する頸部を肩ベルトが圧迫するおそれがあるため、フルフラット座席での利用は避けるべきである。

【理由】車両転覆時に乗員が車室外等へ放出されることを防止し、当該乗員及びその他の乗員の傷害を軽減することが重要であるところ、2点式座席ベルトにより、乗員を拘束することが可能であることが確認されたため。

## 2. その他の安全対策

(1) 自動車製作者等による安全対策

イ. 乗降時及び非常時の通路が確保されていること。非常時の脱出を妨げるおそれのある場合、非常口付近の座席は容易に取り外し又は折り畳むことができる構造とすること。

【理由】 二段構造のフルフラット座席で乗降の際に乗客が二階部分から降りるもの等、通常の座席配置と比べて座席から通路へのアクセスが困難となる場合や非常口や非常口に至る通路の動線上に座席の一部が被る場合が想定されるため。

ロ．非常時の脱出方法を車内の分かりやすい位置に掲示するなどして乗客に対して脱出の経路及び手順を周知すること。この場合、夜間でも掲示内容を読むことができるよう適切な照明を備えること。

【理由】 座席がフルフラットであることが非常時の脱出性に影響を与えることが想定されるため。

## (2) 使用者である旅客運送事業者による安全対策

イ．通路及び非常口の付近並びにこれらに至る動線を妨げる位置に乗客が手荷物を置くことのないよう、乗車スペースを拡張して手荷物置き場を確保するとともに、その旨乗客に説明すること。

【理由】 通常の座席配置の場合と比べて手荷物の収容スペースが狭小となり、乗客が手荷物を置く場所によっては、非常時の脱出性に影響を与えることが想定されるため。

ロ．乗降時や非常時に他者の補助が必要な乗客に対し、通常とは異なる構造の座席であること、使用方法、非常時の取扱い等予約受付時等に乗客に説明すること。

【理由】 乗客の理解が非常時の脱出性に影響を与えることが想定されるため。

## V. 留意事項

本ガイドラインの対象であるフルフラット座席を製作する自動車製作者等及び使用者は、今後、IVに定める安全対策を講じた座席を開発し、運行に用いることを目指すこと。

また、深くリクライニングした座席の場合、衝突時等に腰ベルトが腹部等の人体の柔らかい急所部分を圧迫するおそれがあることが確認された。このような現象が確認される座席に講じることが望ましい安全対策については、今後の検討事項としつつ、自動車の製作者等においては、これまでと同様に設計時に安全に使用できることを確認するとともに、安全性能が機能することが確認された座席本来の使い方を使用者に周知し、使用者においては、乗客が座席本来の使い方により座席を利用して運行する環境を構築することが望ましい。

また、以上の座席において講じることが望ましい安全対策については、今後の安全技術の発展、国際的な議論の進展及び事故の実態等に応じて適宜見直すこととする。



令和 7 年 1 月 10 日  
物流・自動車局車両基準・国際課  
審査・リコール課

## 消防・救助活動を円滑にする EVトラック・バスへの識別表示を行います！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

2050年カーボンニュートラルに向けEVトラック・バスの普及が進みつつある中、これらの車両事故が発生した場合、ディーゼル車とは異なる消防・救助活動が必要とされています。そのため、EVトラック・バスを対象として、外観から電気自動車であることを識別できるよう、令和8年9月以降、段階的に新車にEV専用のラベルを表示することとします。

また、乗用車と同様、二輪自動車等においても電子制御による先進安全装置の装備が進んでおり、不正なアクセスを受けるリスクが高まってきています。そのため、二輪自動車等を対象として、令和11年7月以降、段階的に新車にサイバーセキュリティに関する基準を適用します。

これらの基準改正は、今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において国連基準として成立したことを踏まえて行うものです。

### 1. 主な改正の概要

- (1) バス及び車両総重量 3.5t 超のトラックのうち、高電圧にて作動する原動機を備える自動車の前部及び左右側面（バスは後部を含む。）には、次のラベルを表示することとします。

【主な要件】

- 幅：110 mm 以上
- 高さ：80 mm 以上
- 配置及び記号は、ISO 17840-4:2018 に準拠

【適用時期】

新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日  
継 続 生 産 車：令和 9 年（2027 年）9 月 1 日



例：EV の場合のラベル

- (2) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にサイバーセキュリティ対策を求めます。

【適用時期】

新 型 車：令和 11 年（2029 年）7 月 1 日  
継 続 生 産 車：令和 13 年（2031 年）7 月 1 日

### 2. 公布・施行

公 布：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日  
施 行：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、高嶋  
電話 03-5253-8111（内線 42522）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田  
電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）



## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

### 1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 193 回会合において、「サイバーセキュリティに係る協定規則（第 155 号）」等の改訂が採択されたほか、自動車の特定改造等の許可制度の合理化のため、特定改造等の実施に係る能力基準適合証明書について、プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するために必要な業務管理システムに関する要件及びサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムに関する要件の審査を個別に行う必要がある。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### (1) 道路運送車両の保安基準の一部改正

協定規則第 155 号の改訂に伴い、サイバーセキュリティ規制の対象車両に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。（第 17 条の 2 関係）

##### 【適用時期】

新 型 車：令和 11 年（2029 年）7 月 1 日

継続生産車：令和 13 年（2031 年）7 月 1 日

#### (2) 装置型式指定規則の一部改正

「電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」及び「車両接近通報装置に係る協定規則（第 138 号）」の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 100 号第 3 改訂版	⇒	第 100 号第 4 改訂版
第 138 号改訂版	⇒	第 138 号第 2 改訂版

### (3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 155 号の改訂に伴い、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 99 条の 3 第 1 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき特定改造の許可を申請する者が、当該特定改造を適確に実施するに足る能力（サイバーセキュリティの確保に係る能力並びにプログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力）を有するかどうかの審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

### (4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

- ① 協定規則第 155 号の改訂の採択に伴い、法第 99 条の 3 第 1 項の許可の対象となる自動車に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。
- ② プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するために必要な業務管理システムに関する要件及びサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムに関する要件の審査を個別に行い、その基準適合性を確認した場合にはそれぞれ能力基準適合証明書を交付することとする。
- ③ その他所要の改正を行う。

### (5) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

- ① 協定規則第 100 号の改訂に伴い、高電圧にて作動する原動機を備える大型車両に、識別のための表示を義務づける（第 21 条、第 99 条、第 177 条関係）  
【適用時期】  
新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日  
継続生産車：令和 9 年（2027 年）9 月 1 日
- ② 協定規則第 138 号の改訂に伴い、後退停止時における車両接近通報装置の発音を義務づける。（第 2 条及び第 67 条の 3 関係）  
【適用時期】  
新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日  
継続生産車：令和 10 年（2028 年）9 月 1 日
- ③ その他所要の改正を行う。

### (6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年（2025年）1月10日

施 行：令和7年（2025年）1月10日

（2. (5)③の一部は、令和7年（2025年）1月11日施行）

令和7年2月28日  
物流・自動車局自動車情報課

## 新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による 地方版図柄入りナンバープレートの**交付開始日決定!** ～ つけて走って広げよう、**地域の魅力!**～

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による5地域の地方版図柄入りナンバープレートについて、この度、交付開始日等を決定しましたので、お知らせいたします。

導入地域においては、交付開始日以降、新車・中古車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時などいつでも地方版図柄入りナンバープレートへの変更が可能です。  
※ 図柄なしのご当地ナンバーについても同様の扱いとなります。

### 1. 交付開始日

令和7年5月7日(水)

### 2. 事前申込み開始日

令和7年4月7日(月)

具体的な手続については、ご自身でウェブサイト (<https://www.kibou-number.jp>) からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場・行政書士等にご相談ください。

### 3. 新たな地域名表示(ご当地ナンバー)

十勝・日光・江戸川・南信州・安曇野

※この他に、青森県田舎館村が「弘前ナンバー」地域に編入されます。

※導入地域については、別紙1の通り

### 4. 料金について

3月中旬に公表予定

### 5. 地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金(1,000円以上)は、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに活用されます。

(参考) 各地域の具体的なデザインについては別紙2をご確認ください。

※1. 2. について、変更が生じた場合は改めてお知らせいたします。

【問い合わせ先】 物流・自動車局 自動車情報課 品田・藤田・大塚  
電話: 03-5253-8111 (内線: 41145、42103) 直通: 03-5253-8588



## 新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートの導入及び対象区域変更

## ○新たな地域名表示を導入する地域

都道府県	導入地域 (ナンバーに表示される地域名)	対象区域
北海道	十勝	河東郡(音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町)、上川郡(新得町、清水町)、河西郡(芽室町、中札内村、更別村)、広尾郡(大樹町、広尾町)、中川郡(幕別町、池田町、豊頃町、本別町)、足寄郡(足寄町、陸別町)、十勝郡(浦幌町)
栃木県	日光	日光市、塩谷郡(塩谷町)
東京都	江戸川	江戸川区
長野県	安曇野	安曇野市、東筑摩郡(生坂村)、北安曇郡(池田町、松川村)
	南信州	飯田市、下伊那郡(松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、秦阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)

## ○ご当地ナンバーの対象区域変更を行う地域

都道府県	導入地域 (ナンバーに表示される地域名)	対象区域
青森県	弘前	弘前市、中津軽郡(西目屋村)、南津軽郡(田舎館村) ※

※南津軽郡(田舎館村)が新たに対象区域に追加

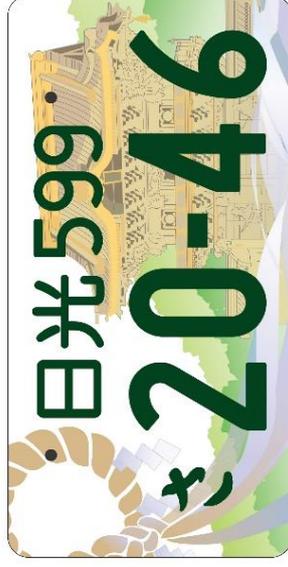
別紙 2

十勝 (北海道音更町等)



192 <十勝の価値満載>

日光 (栃木県日光市等)



<陽明門、しめ縄、尚仁沢湧水>

江戸川 (東京都江戸川区)



<煌(きら)めく夜空と靡(なび)く金魚>

安曇野 (長野県安曇野市等)



<安曇野の風景>

南信州 (長野県飯田市等)



<水引で表現した南信州の自然>

令和 7 年 2 月 2 8 日

物流・自動車局車両基準・国際課  
技術・環境政策課**ペダル付き電動バイクの安全対策を講じます！**

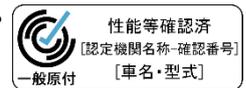
～道路運送車両の保安基準及び関係告示の一部改正・制定について～

近年、外観上は電動アシスト自転車と似ているものの、アシスト力が強いものやペダルを漕がなくても走行できるペダル付き電動バイクが流通しています。このような車両の小型・軽量・電動等の特性を考慮して保安基準を策定するとともに、消費者が安全な車両を選択・利用できるよう、基準適合性を確認し車両に表示する制度の対象に追加します。

**1. 改正の概要**（詳細は別紙参照）**(1) ペダル付き電動バイクに関連する対策**

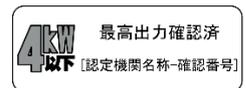
- ① 小型・軽量・電動等の車両特性を踏まえ、バッテリーの安全性や路面の凹凸によらず安定した走行を確保するための要件を含むよう保安基準を策定する。
- ② 必要な基準を満たすことを確認し車両に表示する制度の対象に追加する<sup>※1</sup>。

※1 性能等確認済の表示

**(2) その他**

- ① 本年 4 月から原付免許（普通免許に付帯する免許）で運転することが可能となる最高出力 4.0kW 以下の原動機付自転車について、最高出力に関する不正改造を防止するための基準を追加するとともに、最高出力等を確認し車両に表示する制度を創設する<sup>※2</sup>。
- ② 規制改革推進に関する中間答申（令和 6 年 12 月 25 日）を踏まえ、ロボット農機の早期の社会実装を可能とするため、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。

※2 最高出力確認済の表示

**2. 公布・施行**

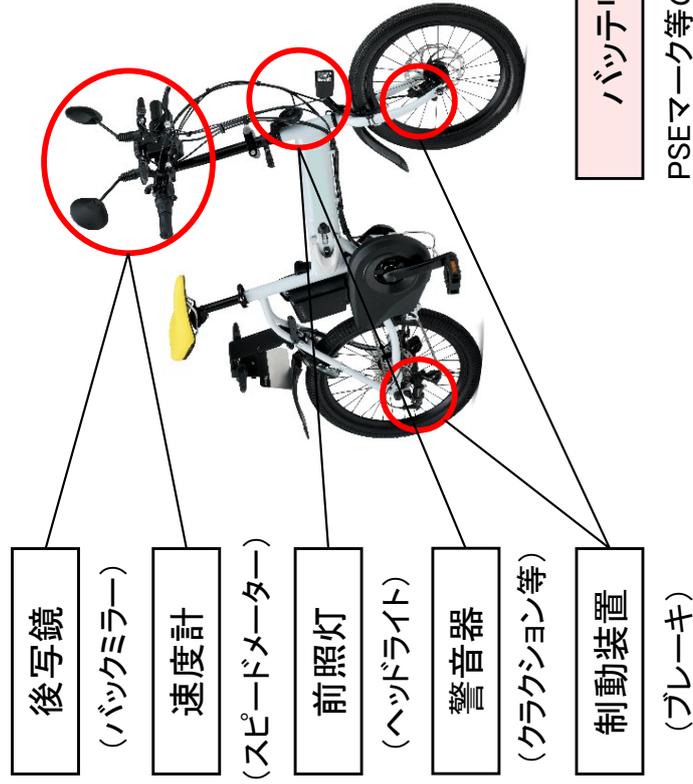
公布：令和 7 年 2 月 2 8 日

施行：公布の日

**問い合わせ先**物流・自動車局 車両基準・国際課（（1）①、（2）①（確認制度を除く。）②に関する事）：松坂、森  
電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）技術・環境政策課（（1）②、（2）①（確認制度に限る。）に関する事）：塚田、島  
電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）

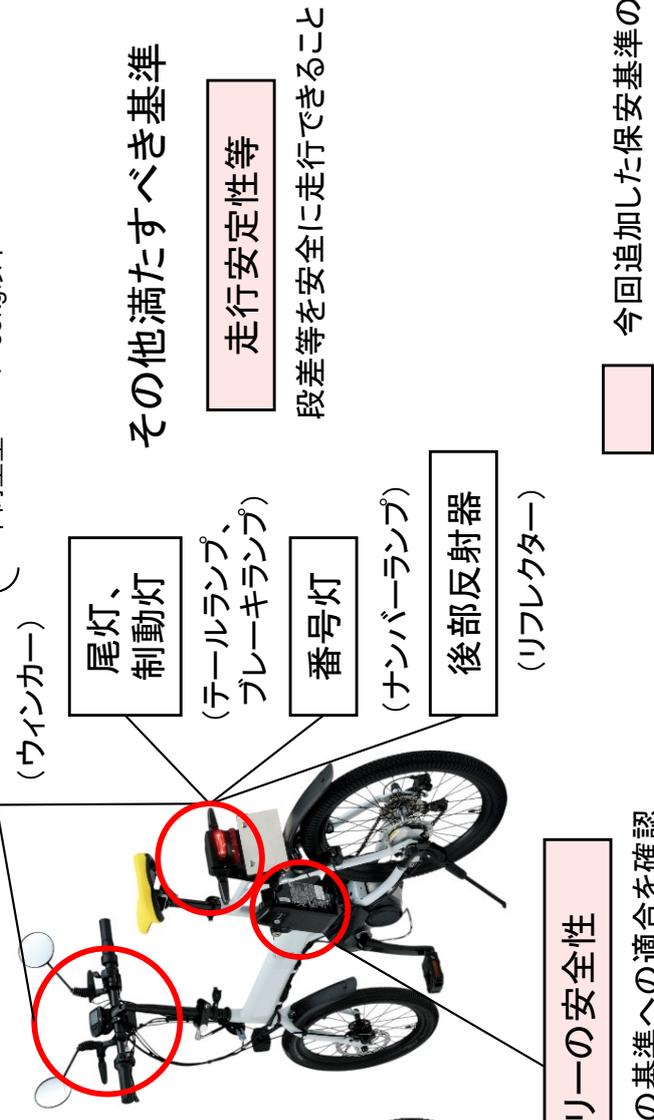
- ペダル付き電動バイク等の小型・軽量な一般原動機付自転車（以下「一般小型原動機付自転車」という。）について、車両の安全性の確保を図る。
  - 車両特性を考慮して保安基準を策定する
  - 消費者が安全な車両を選択・利用できるよう、基準適合性を確認し車両に表示する制度の対象に追加する

## 主な保安基準項目



一般小型原動機付自転車

- ・ 長さ : 1.9m以下、幅 : 1.3m以下、高さ : 2.0m以下
- ・ 設計最高速度 : 50km/h以下
- ・ 車両重量 : 55kg以下



## その他満たすべき基準

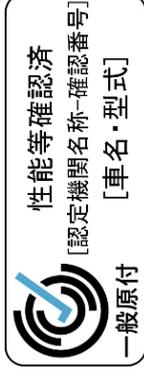
走行安定性等

段差等を安全に走行できること

今回追加した保安基準の要件

## 保安基準適合性等の確認

- 一般小型原動機付自転車のメーカー・販売業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等の確認を行う制度を整備する。
- 確認を受けた一般小型原動機付自転車には、確認済みの表示を車両に行う。



確認済みの表示

○ 一般小型原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等との関係は以下のとおり。

## 一般小型原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等の関係

原動機の種類	
電動機 (定格出力1kW以下)	
内燃機関 (総排気量125cc以下)	
一般原動機付自転車 (長さ2.5m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>一般小型原動機付自転車</b> (長さ1.9m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下・ 設計最高速度50km/h以下・車両重量55kg以下)</p> </div>
特定小型原動機付自転車	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p><b>特定小型原動機付自転車</b> (長さ1.9m以下・幅0.6m以下・ 設計最高速度20km/h以下、定格出力0.6kW以下)</p> </div>

## 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令、 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示及び 原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示について

### 1. 背景

我が国は、道路運送車両の保安上または公害防止上の技術基準について、国際的な整合を図り、車両の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。今般、世界的なカーボンニュートラル推進により、我が国における一般原動機付自転車に区分される車両に原動機用蓄電池を備えた車両の普及が進んでいることを踏まえ、一般原動機付自転車について「電気装置」に係る基準を整備する必要がある。

また、一般原動機付自転車のうち電動キックボード形状のものやペダル付電動バイク等の電動モビリティにあっては、従来の一般原動機付自転車に比べ車体が小型かつ軽量なため、装備される装置類が小型であることや、走行中に路面の凹凸の影響を受けやすい等の特徴を有することから、対応した保安基準を策定するとともに、安全に利用される環境を整備する必要がある。

併せて、令和 6 年 11 月、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 99 号。以下「改正省令」という。）において、従来であれば第二種原動機付自転車に区分される車両のうち、内燃機関を原動機とする最高出力 4.0 kW 以下のものを第一種原動機付自転車とする改正を行ったことに伴い、最高出力の抑制機構について不正改造を防止する措置を講じるとともに、市町村窓口等において最高出力 4.0 kW 以下であることを確認できるようにする必要がある。

さらに、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 48 条においては、道路における自動車の自動的な運行を前提として自動運行装置を備えることができる自動車を規定しているところ、今般、新たに農耕トラクタをはじめとした大型特殊自動車及び小型特殊自動車について農地での作業後の道路を経由した移動を含めた自動運転の実用化に向けた取組みが進められており、規制改革推進に関する中間答申（令和 6 年 12 月 25 日）の中で、ロボット農機の公道走行が可能となるよう、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の改正その他所要の措置を講ずることとされた。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所

要の改正を行うとともに、原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示（仮称）を制定する必要がある。

## 2. 概要

### （1）道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令関係

- ① 「特定小型原動機付自転車」の定義に「道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二の二第二号イからニまでに掲げる基準に適合するものであること。」を追加し、最高速度及び原動機の定格出力に関する規定を削除する。（第1条第13号の6関係）
- ② 自動車の電気装置のサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートに係る基準の適用対象について、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。（第17条の2第3項及び第4項関係）
- ③ 自動運行装置を備えることができる自動車について、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。（第48条関係）
- ④ 一般原動機付自転車の車体についての規定の適用除外となっていた「二輪のもの」及び「付随車」を適用とする。一般原動機付自転車の車体の基準として安定性に関する基準への適合を求める。（第61条の2関係）
- ⑤ 一般原動機付自転車について保安基準に適合すべき装置に、電気装置を追加する。（第65条の4関係）
- ⑥ 特定小型原動機付自転車の電気装置について、サイバーセキュリティに係る基準への適合を求める。（第66条の15関係）
- ⑦ 内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車（二輪のものに限る。）の最高出力抑制装置に関し告示で定める基準への適合を求める。（第66条の4の3関係）
- ⑧ その他所用の改正を行う。

### （2）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示関係

- ① 一般原動機付自転車の電気装置は、協定規則第155号7.3.の基準を満たさなければならないこととする。
- ② 一般原動機付自動車に原動機用蓄電池を備える場合にあっては、協定規則第136号6.の基準を満たさなければならないこととする。また、一般原動機付自転車に備える電気装置であって作動電圧が高電圧（作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V（実効値）を超え1,000V（実効値）以下）のものにあっては、協定規則第136号5.の基準を満たさなければならないこととする。

#### 【適用日】

新型車：令和9年3月1日      継続生産車：令和11年3月1日

- ③ 不正防止のため、内燃機関を原動機とする一般原動機付自動車に備える最高出力を4.0kW以下に制御する装置は、最高出力の制御方式並びに変更及び設定の解除が容易にできないものであることなど、最高出力抑制性能等の基準を満たさなければならないこととする。
- ④ 一般原動機付自転車のうち、ペダル付き原動機付自転車に代表されるような小型で軽量なものを「一般小型原動機付自転車※」と定義し、当該車両に係る各装置について基準を定める。
  - ※ 特定小型原動機付自転車には該当しない、小型で軽量の車両を想定
- ⑤ 特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示の性能等確認の対象に、一般小型原動機付自転車を追加する。
- ⑥ 自動運行装置を備える大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないものであることなどの基準に適合するものでなければならないこととする。
- ⑦ 自動運行装置を備える大型特殊自動車及び小型特殊自動車の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、協定規則第155号の規則7.3.(7.3.1.を除く。)の基準を満たさなければならないこととする。
- ⑧ 自動運行装置を備える大型特殊自動車及び小型特殊自動車の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、協定規則第156号の規則7.2.の基準を満たさなければならないこととする。
- ⑨ その他所要の改正を行う。

(3) 原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示関係

改正省令により新たに第一種原動機付自転車と区分される車両のうち内燃機関を原動機とするものについて、最高出力が4.0kW以下であること及び最高出力抑制性能等の基準を満たすことを確認し、表示する制度を導入する。

**3. 今後のスケジュール (予定)**

公 布：令和7年2月28日(金)

施 行：令和7年2月28日(金)

国自整第 262 号の 3  
令和 7 年 3 月 24 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省  
物流・自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の  
一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号  
改正 令和7年3月24日付け国自整第262号

新	旧
<p><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p>目次（略）</p> <p><b>第1章～第2章（略）</b></p> <p><b>第3章 自動車の検査（事務関係）</b></p> <p>3-1（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1～3-2-4（略）</p> <p>3-2-5 手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。</p> <p>なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。</p> <p>また、手数料等の納付が、「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」を利用したクレジットカード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）である場合は、手数料納付書（保安基準適合証に係る申請の場合は、原則として申請書余白部分とする。以下、この項において同じ。）に支払受付番号を記載させ、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録の内容を確認の上、手数料納付書に受付日付印を押印すること。ただし、検査の予約確認及び自動車機構への審査依頼（以下「検査受付業務」という。）</p>	<p><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p>目次（略）</p> <p><b>第1章～第2章（略）</b></p> <p><b>第3章 自動車の検査（事務関係）</b></p> <p>3-1（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1～3-2-4（略）</p> <p>3-2-5 手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。</p> <p>なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。</p> <p>また、印紙の貼付がなく、クレジットカード決済による納付（以下、「キャッシュレス決済」という。）を行う旨の申告があった場合は、手数料納付書に記載されたキャッシュレス決済である旨、対象手続（業務種別）及び支払受付番号について、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録を確認するものとし、事前決済情報登録が確認できた場合は、手数料納付書に受付日付印を押印することとする。なお、保安基準適合証による申請があった場合には、申請書の余白部分に記載されたキャッシュレス決済</p>

を職員に代わり行う装置（以下「自動車検査受付装置」という。）により支払受付番号の記載がなされた場合は、手数料納付書への受付日付印の押印を要さないこととする。

3-2-5-1 運輸支局等の窓口において検査受付業務を実施した場合には、自動車機構の自動車審査証紙の消印の押印作業の一部又は全部を行うことができるものとする。この場合の消印方法は3-2-5を準用する。なお、自動車審査証紙の消印の押印作業は、自動車検査登録印紙の消印作業と同時に進行ものとする。

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車検査受付装置による検査受付業務を含む。）により検査受付業務がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

また、この項に規定する検査受付業務がなされる場合は、3-2-4の規定について、適用しない。

3-2-6~3-2-8 (略)

3-3 (審査依頼)

3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査受付業務がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-3-2 (略)

3-4 (検査証等の記録事項等)

3-4-1~3-4-11 (略)

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)~(12) (略)

(13) セミトレーラをけん引するための連結装置を有する被けん引自動車であつて、当該連結装置の使用にあたり、後軸が後方へ移動する構造であるものについて

である旨を確認するものとする。

3-2-5-1 運輸支局等の窓口において検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構の自動車審査証紙の消印の押印作業の一部又は全部を行うことができるものとする。この場合の消印方法は3-2-5を準用する。なお、自動車審査証紙の消印の押印作業は、自動車検査登録印紙の消印作業と同時に進行ものとする。

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車に予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。ただし、自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合であつて、手数料の納付がキヤッシュレス決済の場合にあつては、予約確認を行った後、運輸支局等の窓口において事前決済情報登録の確認を行い、3-2-5に定める方法に準じた対応を行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

3-2-6~3-2-8 (略)

3-3 (審査依頼)

3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-3-2 (略)

3-4 (検査証等の記録事項等)

3-4-1~3-4-11 (略)

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)~(12) (略)

(新設)

は、次の各号によるものとする。

- ① 最大積載量欄には後軸が標準位置の状態における最大積載量を記録するとともに、車両伸長時の最大積載量を記録する。
- ② 備考欄に括弧の趣旨の説明とともに車両伸長時の第五輪荷重、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重、前後軸重及び後後軸重を記録する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
(略)		(略)	
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
— kg	— kg	3320 kg	3310 kg
乗車定員	車両重量	幅	高さ
[—]	最大積載量	長さ	[379]
—人	[20800]	[1330]	[249]
	29100 kg	1072 cm	249 cm
	9400 kg		379 cm

備考欄

(記録例)

第五輪荷重 11470kg 以上のものとする。

\*けん引用連結装置※後軸移動装置付車、括弧内は車両伸長時を示す。

車両伸長時 第五輪荷重 10550kg 以上、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重 7900kg 以下、前後軸重 2760kg、後後軸重 2820kg とする。

3両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。

(記載例)

その他

(14) (略)

3-4-13~3-4-14 (略)

3-4-15 附属若しくは脱着する装置を用いる自動車又はけん引自動車に単体でけん引されるドリーについては、次の各号により記録するものとする。

(1)~(2) (略)

(3) けん引自動車に単体でけん引されるドリーの検査証等の記載事項等については、次の例により記録する。

(例)

		車体の形状	
		フルトレーラ	
(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両総重量	長さ
[—]	[9900]	[29000]	[12900]
		幅	高さ

(13) (略)

3-4-13~3-4-14 (略)

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記録するものとする。

(1)~(2) (略)

(新設)

一人	22000 kg	3000 kg	25000 kg	500 cm	249 cm	150 cm
----	----------	---------	----------	--------	--------	--------

備考欄  
(記録例)  
 自動車重量税はけん引車として課税  
 最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄  
 中括弧内は車両総重量を示す。  
 3 両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。  
(記載例)  
第五輪荷重有  
その他

3-4-16~3-4-17 (略)

3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。

(1) (略)

(2) 道路運送車両法施行規則第44条第1項のただし書きの規定による検査証の有効期間の満了する日の2月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の <u>2</u> 月前の日
<u>1月30日及び31日</u>	<u>11月30日</u>
2月1日	<u>12月1日</u>
2月15日	<u>12月15日</u>
2月29日	<u>12月29日</u>
4月28日	2月28日
<u>4月29日及び30日</u>	2月28日(閏年にあつては29日)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
9月30日	<u>7月30日</u>

(削除)

(3) (略)

3-4-19 (略)

3-4-16~3-4-17 (略)

3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。

(1) (略)

(2) 検査証の有効期間の満了する日の1月前の日(道路運送車両法施行規則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては2月前の日)は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の <u>1</u> 月前の日
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
2月1日	<u>1月1日</u>
2月15日	<u>1月15日</u>
2月29日	<u>1月29日</u>
3月28日	2月28日
<u>3月29日、30日及び31日</u>	2月28日(閏年にあつては29日)
<u>10月30日及び31日</u>	<u>9月30日</u>
11月30日	<u>10月30日</u>

検査証の有効期間の満了する日 検査証の有効期間の満了する日の2月前の日  
1月30日及び31日 11月30日  
4月29日及び30日 2月28日(閏年にあつては29日)

(3) (略)

3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により券面に記載する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨 (略)	記録例	記載例
6-1. 被けん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 基準緩和を受けている自動車であつて、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの	けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸W-AA、運輸W-ABには速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討	牽引車有 <u>NR付</u> その他 その他 (略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
7. 基準緩和を受けているけん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの			

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により券面に記載する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨 (略)	記録例	記載例
6-1. 被けん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 基準緩和を受けている自動車であつて、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの	けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸W-AA、運輸W-ABには速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討	牽引車有 その他 その他 (略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
7. 基準緩和を受けているけん引自動車			

<p>(1) <u>解除機能を有していない速度制限装置を備えたもの</u></p> <p>(2) <u>解除機能を有する速度制限装置を備えたもの</u></p> <p>(3) <u>速度制限装置を備えていないもの</u></p>	<p><u>速度制限装置を備える旨及びその設定速度</u></p> <p><u>速度制限装置を備える旨、その設定速度及び解除機能を有する旨</u></p> <p><u>速度制限装置を備えていない旨</u></p>	<p><u>速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下</u></p> <p><u>速度制限装置付 (解除機能付) 最高速度 60km/h 以下</u></p> <p><u>速度制限装置なし</u></p>	<p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
(略)			SLD 付	(略)	
<p>26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車(7. (2) の自動車を除く。)</p>	<p>速度抑制装置を装着している旨</p>	<p>速度抑制装置付</p>	<p>速度抑制装置を装着している旨</p>	<p>速度抑制装置を装着している旨</p>	<p>SLD 付</p>
(略)			<p><u>立席を有する旨及び立席の乗車定員</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	(略)
<p>45. <u>乗車定員 10 人以下の自動車であつて、立席を有する自動車</u></p>	<p><u>立席を有する旨及び立席の乗車定員</u></p>	<p><u>立席有 (1 名)</u></p>	<p><u>その他</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

(注) (略)

3-4-21 (略)

3-4-21 の 2 規則第 35 条の 3 第 3 項及び同第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第 12 条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車)については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

- m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)
- M : 牽引自動車の車両総重量(kg)
- M' : 牽引自動車の車両総重量(kg)

Wd : けん引自動車の駆動軸重 (kg)  
 KW : けん引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)  
 V : けん引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (km/h)  
 SV : けん引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離 (m)  
 a : けん引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s<sup>2</sup>)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : けん引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力 (電動式駐車ブレーキの操作力を除く) が細目告示に規定された値よりも小さい場合、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例) (略)

(1)～(2) (略)

3-4-21 の 3～3-4-27 (略)

3-5-3-6 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1～3-7-4 (略)

3-7-5 電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証を返付した場合には、提出された検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-7-6～3-7-9 (略)

3-8～3-15 (略)

第4章～第5章 (略)

第6章 雑則

6-1～6-5 (略)

6-6 申請書 (添付資料 (自動車機構の自動車審査証紙を含む。)) を含む。)、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控) 自動車検査証」は 1 カ年間 (検査証の有効期間が 2 年に係るものにあつては、2 カ年間、3 年に係るものにあつては、3 カ年間)、検査票章に授受納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。

Wd : 牽引自動車の駆動軸重 (kg)  
 KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)  
 V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (km/h)  
 SV : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離 (m)  
 a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s<sup>2</sup>)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例) (略)

(1)～(2) (略)

3-4-21 の 3～3-4-27 (略)

3-5-3-6 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1～3-7-4 (略)

3-7-5 電子情報処理組織により有効期間を記入し出力された検査証を返付した場合には、提出された検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-7-6～3-7-9 (略)

3-8～3-15 (略)

第4章～第5章 (略)

第6章 雑則

6-1～6-5 (略)

6-6 申請書 (添付資料 (自動車機構の自動車審査証紙を含む。)) を含む。)、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控) 自動車検査証」は 1 カ年間 (検査証の有効期間が 2 年に係るものにあつては、2 カ年間、3 年に係るものにあつては、3 カ年間)、検査票章に授受納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。

また、「キャッシュレス支払い内容確認書」が出力された場合は、申請書等とともに当該申請書等の保存年数に準じて保存しておくものとする。

別表第1～別表第2（略）

第1号様式～第6号様式（略）

別添1～別添3（略）

また、「キャッシュレス支払い内容確認書」については、自動車重量税法施行令に規定する関係書類の保存年数に準じて保存しておくものとする。

別表第1～別表第2（略）

第1号様式～第6号様式（略）

別添1～別添3（略）

附 則（令和7年3月24日国自整第262号）

本改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

## 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について （概要）

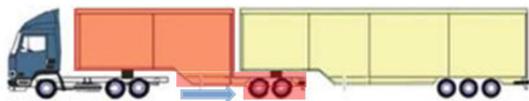
### 1. 改正の背景

今般、「道路運送車両法施行規則」（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）が改正され、令和 7 年 4 月より、自動車検査証の有効期間の満了する日の 2 か月前から残存する有効期間を失うことなく継続検査を受検することを可能とした。

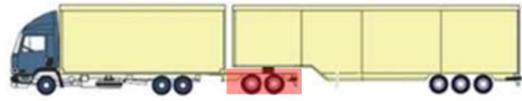
また、物流政策における輸送の効率化を目的としてダブルス連結車等<sup>※</sup>の導入が見込まれている。

これらの状況を踏まえ、自動車検査業務における手続きを円滑に処理するため、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）の一部を改正する。

#### ※ダブルス連結車等の例



後軸がスライドして連結装置が出現する構造のセミトレーラの車検証の記録事項を規定（3-4-12（13）関係）



セミトレーラ非連結時、けん引自動車に単体でけん引されるドリーの車検証の記録事項を規定（3-4-15（3）関係）

### 2. 改正の概要

- （1）車両法施行規則第 44 条第 1 項ただし書きの規定による検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日を明示する。
- （2）ダブルス連結を行う車両等について、自動車検査証で確認を行えるよう自動車検査証の表記方法を規定する。
- （3）その他、所要の改正を行う。

### 3. スケジュール

改正：令和 7 年 3 月 24 日

施行：令和 7 年 4 月 1 日

令和7年4月18日  
物流・自動車局  
審査・リコール課

## 運転支援システムの特性や限界を知ってみよう！

～ 「衝突被害軽減ブレーキ」の不要作動に慌てないためのビデオを公表します ～

前方の障害物に対する運転者のブレーキ操作をサポートする「衝突被害軽減ブレーキ」は、カメラやレーダーなどの技術の進化により、追突等の事故が約6割減少するといったデータもあり、高い安全効果が期待されています。しかしながら、システムの特性や機能に限界があり、使用する環境や条件によっては、意図しない場面で作動（不要作動）することがあります。

国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にご理解いただくための啓発ビデオを作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

### 1. 衝突被害軽減ブレーキとは

衝突被害軽減ブレーキは、車両のカメラやレーダーなどの検知装置により、①衝突のおそれがある場合に警報により運転者にブレーキ操作を促し、②運転者がブレーキ操作をしない場合は、緊急的に自動でブレーキを作動させる装置です。

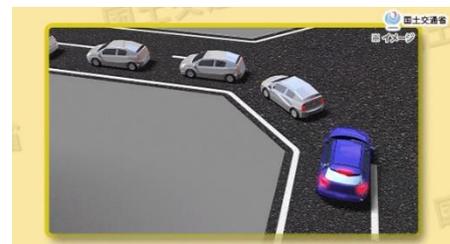


### 2. システムの不要作動と対処方法

希な事例ではありますが、衝突の可能性が高くないと考えられる状況でも、使用する環境や条件が重なることによって、衝突被害軽減ブレーキが不要作動する場合があります。

予期せぬ作動に慌てず対処するため、取扱説明書を読み、システムの特性や作動条件等を正しく理解して使用して下さい。

- ①急なブレーキがかかるおそれがあるので、シートベルトを着用しましょう。トラックでは、普段から荷物を固縛しましょう。
- ②システムが作動し車両が停止した後に、車両が動き出さないように、慌てずブレーキを踏むようにしましょう。
- ③カメラ前方のフロントガラスを清掃する等、システムが適切に作動するようにしましょう。



<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>



(問い合わせ先)

物流・自動車局審査・リコール課 鯖戸、田中

代表：03-5253-8111(内線)42354

直通：03-5253-8597

同時発表：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

令和7年5月3日  
都市局参事官（国際園芸博覧会担当）付  
物流・自動車局自動車情報課

## GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートの

## デザイン及び交付開始日等を決定！！

～事前申込の受付は6月9日から開始します！～

国土交通省では、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催を記念した特別仕様のナンバープレートを、全国の希望者へ7月14日（月）から交付を開始することとし、6月9日（月）より事前申込の受付を開始することとします。

特別仕様ナンバープレートは、日本全国での普及を通じて多くの方々にGREEN×EXPO 2027を身近に感じてもらい、GREEN×EXPO 2027の開催機運の醸成を図ることを目的としております。

## 1. GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートのデザイン

	登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
フルカラー版 （寄付金あり）			
モノトーン版 （寄付金なし）			

## 2. 交付期間等

申込受付：令和7年6月9日（月）～

交付期間：令和7年7月14日（月）～令和9年11月30日（火）

## 3. 申込み方法

ご自身でウェブサイト（<https://www.kibou-number.jp>）からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場、行政書士等にご相談ください。

## 4. 料金（交付手数料等）

上記ウェブサイトにて5月下旬頃に公表予定です。

## 5. 対象車両

新車・中古車の購入時だけでなく、現在お乗りの自動車の車検時などいつでも番号を変更することなく、特別仕様ナンバープレートに交換が可能です。

## 6. 寄付金の活用

フルカラー版の特別仕様ナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金（1,000円以上）は、GREEN×EXPO 2027 の開催に関連した交通サービスの充実等に充てられる予定です。

※寄付金無しの場合は、モノトーン版の特別仕様ナンバープレートとなります。

### 【問い合わせ先】

- 特別仕様ナンバープレート発行スケジュール・手続等に関する問い合わせ  
物流・自動車局 自動車情報課 山本・福本・大塚  
電話：03-5253-8111（内線：41145、42103）直通：03-5253-8588
- 特別仕様ナンバープレートのデザインに関する問い合わせ  
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 機運醸成課 三堀  
電話：045-307-2031



### 第三章 実務の設問と解説

#### 整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回答
1	一時抹消登録を受けた自動車(最大積載量2トンの小型貨物自動車)の新規検査において、構造等に関する事項に変更がなかったため保安基準適合証を交付し、当該自動車の提示を省略した。	
2	自動車検査用機械器具が校正の結果、不適合となった場合の指定自動車整備事業者のとるべき措置について、再校正の結果、適合状態となった時に、運輸支局長あて適合の報告を行えばよいので、校正の際の不適合の報告を行う必要はない。	
3	令和6年2月20日に自動車検査証の有効期間が満了する小型貨物自動車に対し、令和6年2月14日に検査を行い、同日に保安基準適合証を交付する場合、当該自動車の自動車損害賠償責任保険証明書の有効期間が令和5年2月21日から令和7年2月21日午前12時の場合、保安基準適合証に記載する最終の検査申請日は令和6年2月21日である。	
4	継続検査の際、自動車に指定部品が簡易な取り付け方法により装着されており、当該自動車の高さが自動車検査証に記載された高さと比較して5cm高くなっていたが、当該指定部品が装着された状態で自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。	
5	有効な自動車検査証の交付を受けている自動車を保安基準に適合しなくなるように改造を行うことには、当該作業を自動車特定整備事業者が他人に依頼して行う場合は遵守事項の違反に含まれない。	

## 整備事業関係

	解答	設問に対する解説
1	×	<p>この場合、最大積載量1トン以下ではないため提示を省略することができません。</p> <p>【道路運送車両法第7条第3第3号、施行規則第2条の3第2項第2号】</p>
2	×	<p>不適合の報告も行う必要がある。</p> <p>【校正の取り扱い2(1)】</p>
3	○	<p>この場合、令和6年6月22日以降に継続検査の申請をすると自賠責保険の有効期間が車検の有効期間を満たさなくなるため、検査の最終申請日の記載が必要となる。</p> <p>【保適の有効期間と自賠責保険の取扱い】</p>
4	○	<p>簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合は、長さ・幅・高さに係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しない。</p> <p>【自動車部品の取扱い1(2)①】</p>
5	×	<p>他人に依頼して行う場合も遵守事項の違反となる。</p> <p>【道路運送車両法第91条の3、道路運送車両法施行規則第62条の2の2】</p>

## 検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。なお、特にことわりのない限り自動車の製作年月日は令和7年1月1日とします。

	設 問	回 答
1	自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ、(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13m)、幅2.5m、高さ、3.9mを超えてはならない。	
2	後部反射器が外れかかっていたので、段ボール箱梱包用のガムテープで補強し、保安基準適合と判断した。	
3	小型二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯について、原動機が作動している状態でいずれも点灯していなかったため、保安基準不適合と判断した。(昼間走行灯も点灯していないものとする。)	
4	普通乗用自動車の前方エアバッグの警告灯が原動機の作動中において継続して点灯していたが、原因がわからないので、保安基準適合と判断した。	
5	保安基準適用年月日が平成7年4月1日である乗車定員10人の普通乗用自動車の助手席に、座席ベルトの非装着時警報装置の装備がなかったため保安基準不適合と判断した。	

## 検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	高さ3.9m → 高さ3.8m 【審査事務規程7-2-1】
2	×	ガムテープによる補修は不適合。 【審査事務規程4-4(1)③ア】
3	○	走行用前照灯及びすれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。 【審査事務規程7-66-3(1)⑫】
4	×	継続して点灯しているものは不適合。 【審査事務規程7-13-1-2(4)】
5	×	当該年式は、乗車定員10人未満のものに座席ベルトの非装着時警報装置の備え付けが義務付けられているため。 【審査事務規程7-45-7-1】

## 審査事務規程の一部改正について（第59次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員10人以上の乗用車及び車両総重量3.5tを超える貨物車）についても、協定規則第169号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110の2]
  - 乗車定員10人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第170号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
  - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時ににおける燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
- ② 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添3]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和6年6月14日国土交通省令第66号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号、令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和6年3月29日国土交通省告示第269号、令和6年6月14日国土交通省告示第518号、令和6年9月20日国土交通省告示第1172号）

### 3. 施行日

令和6年10月1日（1.（1）②の規定については令和6年10月28日）

## 審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。  
[6-105 の 2、7-105 の 2、9-14]
- ② 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]
  - 車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

### 3. 施行日

令和 7 年 1 月 6 日

## 審査事務規程の一部改正について（第63次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 新規検査等における書面審査関係 [別添2]
  - 別添2 新規検査等書面審査要領について、本文+附則1~4から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
  - 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
  - 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。
- ② 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添3]
  - 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
  - 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第2号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。
- ③ 令和7年4月1日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の2か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日に変更します [4-25] [様式16]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（令和6年6月25日国土交通省令第67号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年2月28日国土交通省告示第155号）

### 3. 施行日

令和7年4月1日

（ただし、並行輸入二輪自動車の複数台数届出は令和7年10月1日）

# 車検時にはヘッドライトテストを用いて ロービームを計測します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが

①夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること

②照射光線が他の交通を妨げないこと

の基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

## 【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト



※裏面もご確認ください。

## ロービームの光度及び向き

# 適切な整備・調整のお願い

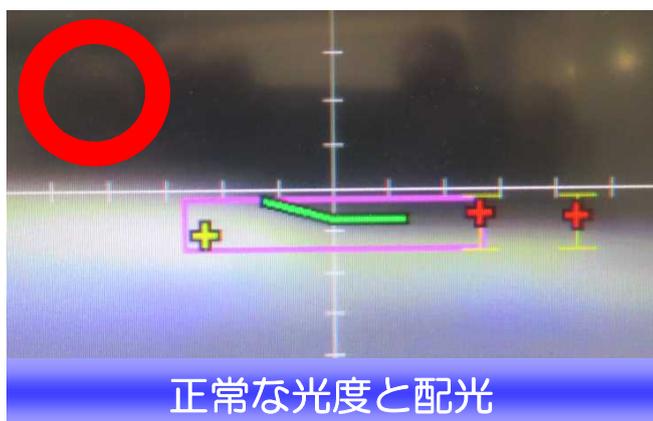
自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものが多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

**◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！**

**◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！**



正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

**これらは適切な整備・調整が必要です！**

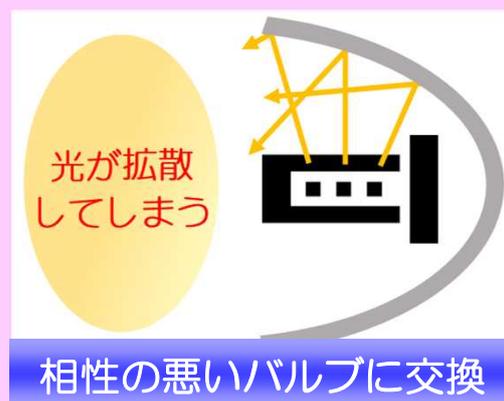
整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和6年10月28日(月)より並行輸入自動車の  
事前書面審査の届出がオンラインで可能になります！

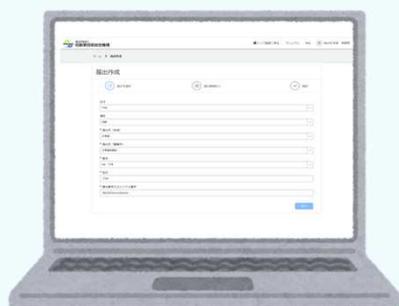


NALTEC 独立行政法人 自動車技術総合機構

トップ画面に戻る マニュアル FAQ ログイン

## 自動車技術総合機構オンライン届出システム

- 届出の作成**  
各種届出、申請を行います。
- 初めての方**  
書面審査システムの操作方法に関するマニュアルを掲載しています。
- よくある質問**  
申請についてよくあるご質問を掲載しています。



## 専用システムからなら届出が24時間可能に！！

並行輸入自動車の事前書面審査について、インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。  
なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

## 審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え（補正）もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手際のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

システムの概要は  
以下よりご覧下さい。



<https://youtu.be/ytmNFZGVi3o>  
YouTube掲載動画へのリンクです。

システムサイトへのURLにつきましては、後日、自動車機構HPよりご案内いたします。

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下の宛先までお願いいたします。  
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5363-3441)

# 並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化し、令和7年4月1日から適用しますのでお知らせします。

なお、令和7年9月30日までに届出書等を提出する場合は、従前の様式を用いることができます。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ それぞれの様式の記載方法等については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

222



独立行政法人  
自動車技術総合機構  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年4月21日(月)よりオンライン届出システムにて  
新規検査等届出のオンライン届出も可能になります！



home - 自動車技術総合機構

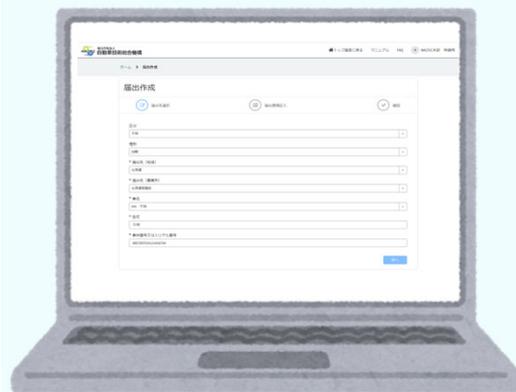
独立行政法人  
自動車技術総合機構

トップ画面に戻る マニュアル FAQ ログイン

## 自動車技術総合機構オンライン届出システム

- 新規検査等届出**  
新規検査等の届出の作成、申請を行います。
- 並行輸入自動車届出**  
並行輸入自動車の届出の作成、申請を行います。
- 初めての方へ**  
自動車技術総合機構オンライン届出システムの操作方法に関するマニュアルを掲載しています。

NALTEC 独立行政法人  
自動車技術総合機構  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology



## 専用システムからなら届出が24時間可能に！！

現在、並行輸入自動車事前書面審査に対応しているオンライン届出システムにて、新たに新規検査等届出の対応を開始します。

インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。

なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

## 審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え（補正）もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手隙のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

オンライン届出システムへは、以下のURL又は、機構HPよりログインください。

<https://naltecsss.service-now.com/naltec>

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。  
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5362-2241)

システムの概要説明は  
以下よりご覧ください。



<https://youtu.be/rY3kihzeG4Q>  
YouTube掲載動画へのリンクです。

# 用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

## ※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

## ※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
  - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
  - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
  - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
  - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
  - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
  - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車
 ※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
  - ア 11人以上
  - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
  - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
  - イ 軽から普通又は小型に変更
  - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添付「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

# 新規検査等届出書を 提出するみなさまへ

新規検査等を受検する際にご提出いただく書面について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。

- ◇ 新規検査等の届出に用いる様式を変更します。（過渡期間が終了する令和7年9月30日までに切り替えていただきますようお願いいたします。）
- ◇ 事前書面審査の対象とならない新車の試作車又は組立車を令和7年10月1日以降に受検する場合には、新規検査等の当日に新規検査等届出書（第1号様式（その1））をご提出いただくこととします。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ 取扱い等の詳細については、当機構Webサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

# OBD検査の概要

独立行政法人自動車技術総合機構  
四国検査部

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## 1. OBD検査とは

Point

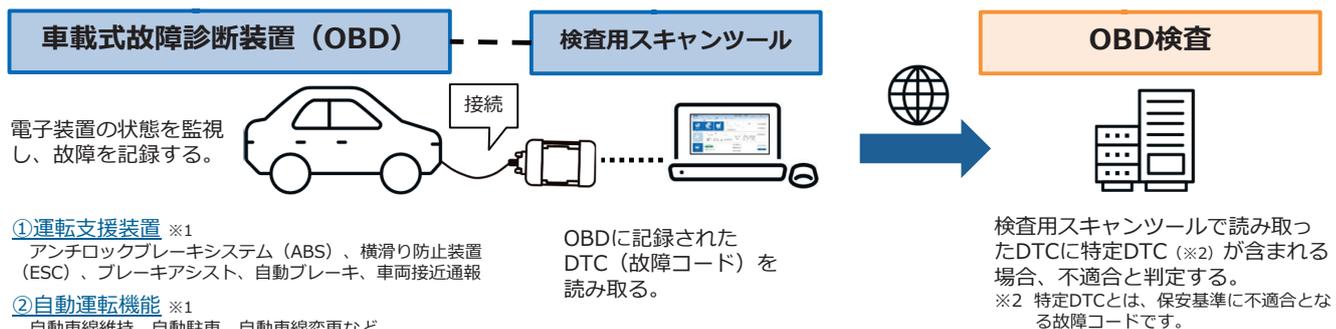
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

### 車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



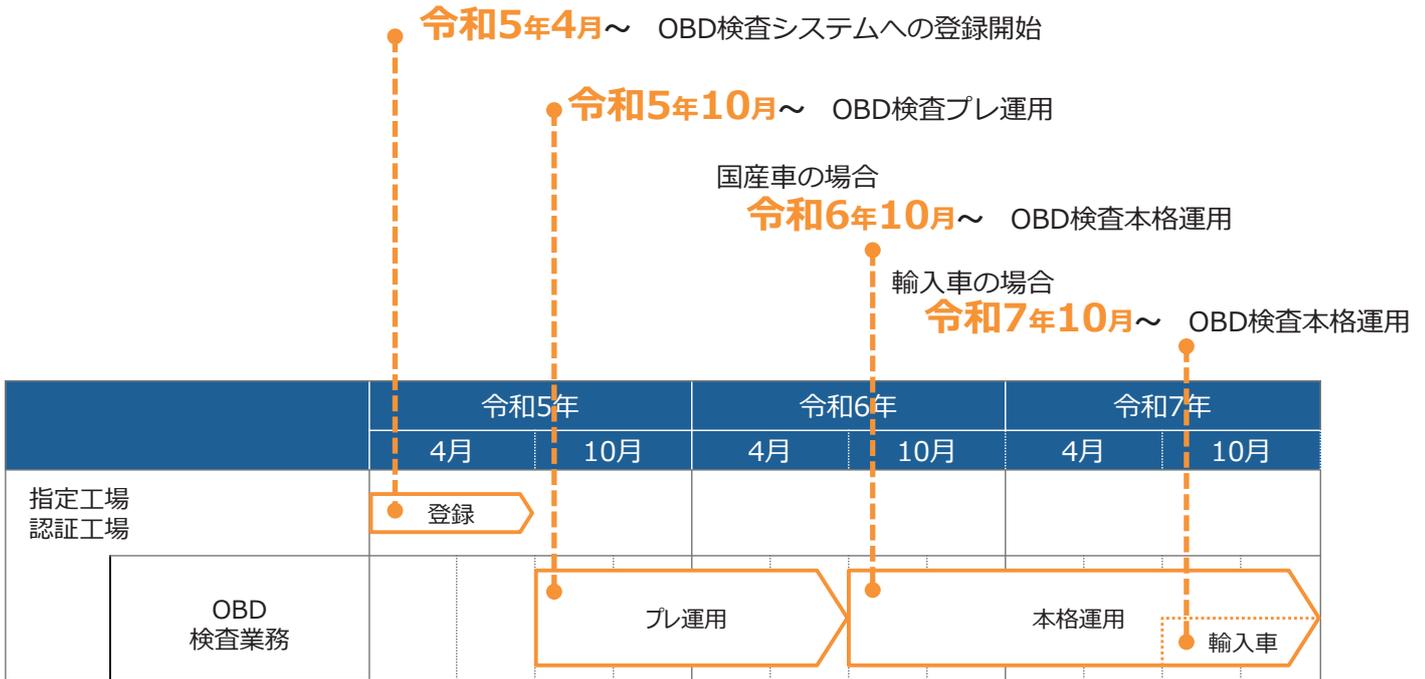
※1 保安基準に規定があるものに限る。

対象車両

- ・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- ・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

## 2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

## 3. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証



電子車検証



備考  
OBD検査対象車

備考  
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

## OB D検査対象装置

- **かじ取り装置**  
（UN R79の「高度運転者支援ステアリングシステム」に係る部分に限る。）
- **制動装置のうち**  
「走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置」
- **制動装置のうち**  
「走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置」
- **制動装置のうち**  
「緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置」
- **衝突被害軽減制動装置**
- **排出ガス発散防止装置**
- **車両接近通報装置**
- **自動運行装置**

## 4. OB D検査システムの紹介

**Point** OB D検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OB D検査に関連する業務として、以下があります。

- OB D検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OB D検査の実施
- OB D検査結果の確認

これらの業務は、OB D検査業務のために開発されたOB D検査システムを利用して行います。OB D検査システムは、インターネットを経由してOB D検査用サーバーに接続して利用することができます。OB D検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OB D  
検査  
システム

### 利用者管理システム

OB D検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

### 特定DTC照会アプリ

車両がOB D検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOB D検査の可否を判定するためのアプリケーションです。

### OB D検査結果参照システム

OB D検査の結果を確認して出力したり、OB D検査の対象かどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

## 5. マニュアルの紹介

Point

OBD検査ポータルよりOBD検査業務実施時に参照するマニュアルをダウンロードできる

OBD検査で利用するアプリおよび各システムの操作を説明した、以下のマニュアルを用意しています。操作に困ったときなどにマニュアルを参照してください。

### 利用者管理システム操作マニュアル

OBD検査業務開始前の事前準備の際の事業場や利用者（工員または検査員）、OBD検査業務開始後の事業場や利用者（工員または検査員）の管理について説明しています。

### 特定DTC照会アプリ操作マニュアル

車両のOBD検査の可否確認、OBD検査の実施手順、OBD検査結果の確認について説明しています。

### OBD検査結果参照システム操作マニュアル

OBD検査の前後に検査結果を確認したり、問い合わせに応じてOBD検査の対象型式かどうかを確認する操作について説明しています。

マニュアルは、OBD検査ポータルよりダウンロードができます。または、各システムにログイン後、「FAQ（よくあるご質問）」より確認できます。

## 6. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point

事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

### 環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBD検査業務		プレ運用	本格運用	本格運用	本格運用	輸入車

令和5年4月～  
利用者管理システム／OBD検査結果参照システムに必要なもの

インターネット環境  
PC  
Windows 10以上 ※1

令和5年10月～  
特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット環境  
検査用スキャンツール※  
VCI  
WindowsがインストールされたPCまたはタブレット ※1

二次元コードリーダ  
ICタグリーダ  
車検証読み取り用  
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

## 7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

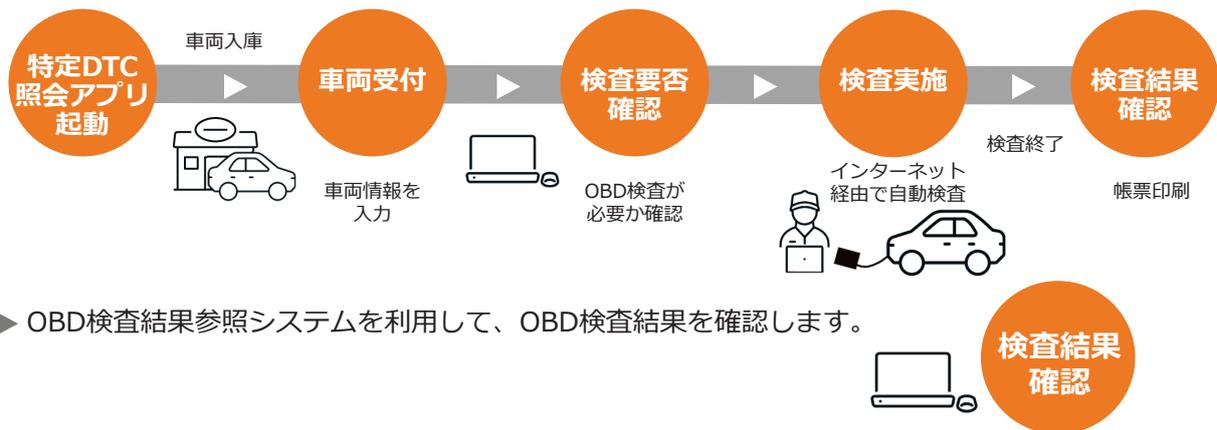
### OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



### 普段の業務 (OBD検査) の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。

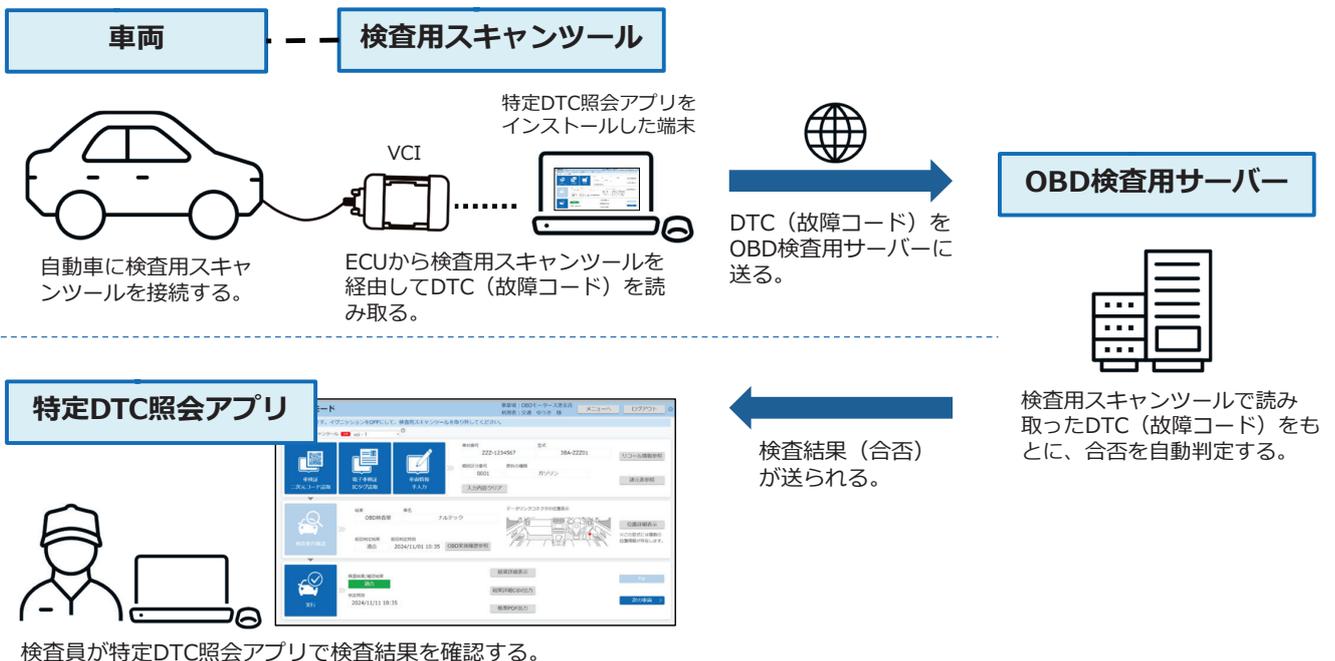


## 8. OBD検査の実施概要

Point

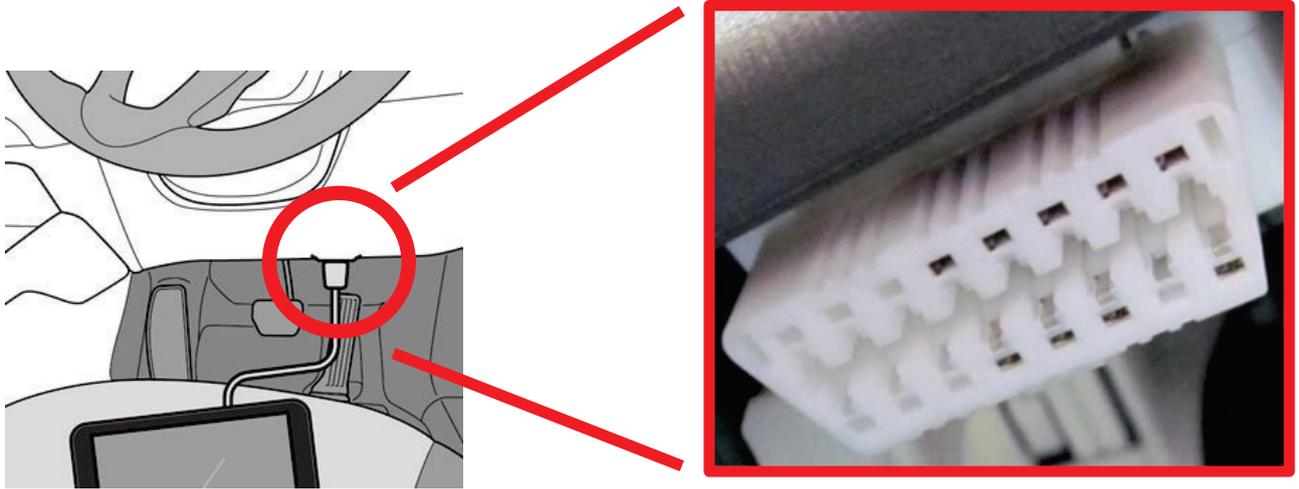
DTC (故障コード) を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC (故障コード) を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



## OBID検査における注意点

- OBIDコネクタに外部出力器等の機器類が装着されている場合、OBID検査の結果に影響がある場合があるので、それらを取り外し何も取り付けられていない状態で検査用スキャンツールを接続して下さい。



OBIDコネクタ

## 9. ポータルの紹介

Point

OBID検査システムへのログインやOBID検査に関する情報の閲覧ができる

OBID検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBID検査ポータル」を設置しています。OBID検査ポータルでは、OBID検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



## 参考：OBD検査ポータルへのQRコード



OBD検査ポータル  
<https://www.obd.naltec.go.jp/>



OBD検査ポータル（操作マニュアル・学習教材）  
<https://www.obd.naltec.go.jp/manual/>



OBD検査ポータル（よくある質問・お問い合わせ）  
<https://www.obd.naltec.go.jp/faq/>

## お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

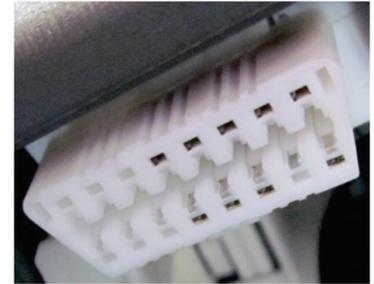
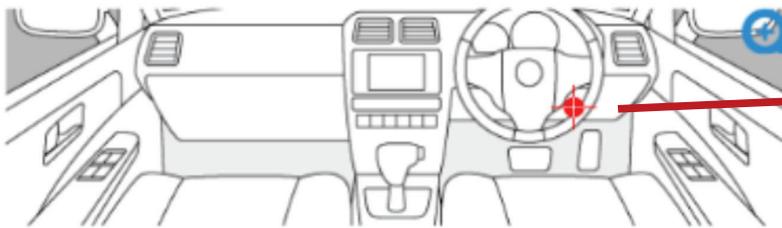
お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：9時00分～17時00分（12月29日から1月3日を除き、年中無休）

## 受検者のみなさまへのお知らせとお願い

- OBD検査の対象車を受検する場合は、運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。  
また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

## 【参考】OBD検査の基準は？

- OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

装置の種類	事例
<b>排出ガス関係装置</b> (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの</li> <li>・ 警告灯を点灯させるための信号 (MIL信号) が出力されているもの</li> <li>・ 1つもレディネスコード (故障診断の前提条件が成立していることを示すコード) が記録されていないもの</li> <li>・ 当該装置に係る特定DTC (OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード) が1つ以上記録されているもの</li> <li>・ 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの</li> </ul>
<b>安全関係装置</b> (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの</li> </ul>

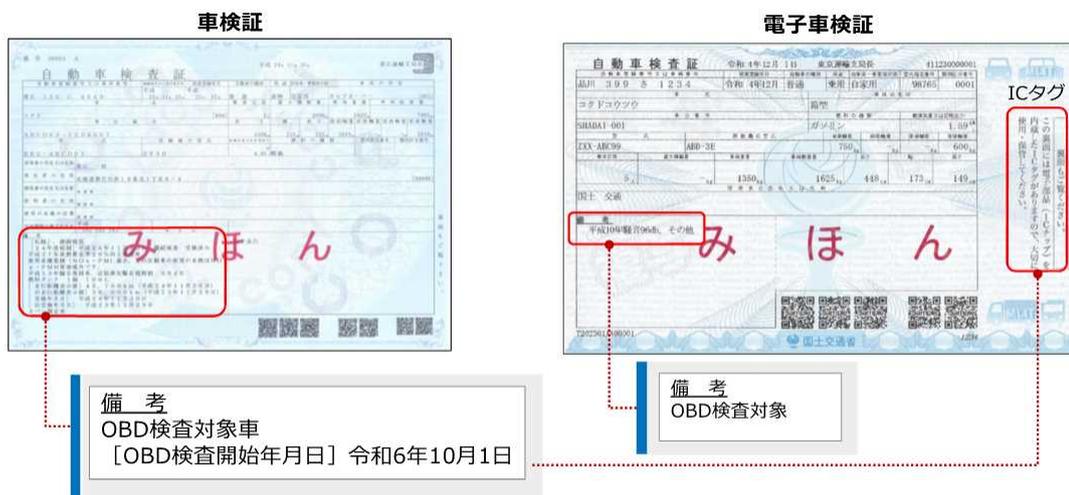
## OBD検査対象車の 受検時のお願い事項について

自動ブレーキ等の先進安全技術の機能維持を図るため、令和6年10月から、車検時の検査項目として「電子装置の検査（OBD検査）」が追加されます。

つきましては、新たな検査項目の円滑な実施のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 1. 対象となる自動車

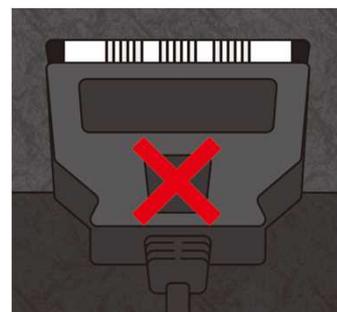
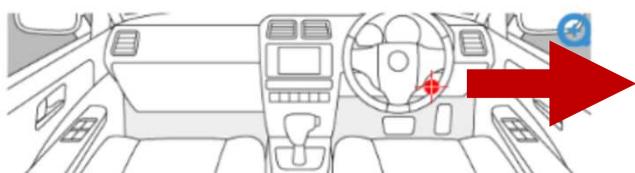
自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車



### 2. 検査コースに並ぶときのお願事項

ハンドル下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取り付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しもお願いいたします。



# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。  
遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。  
また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。  
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供(譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。)しないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

- ⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
  - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
  - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
  - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
  - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
  - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
  - カ 窓ガラスが取外されていない状態
  - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
  - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
  - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
  - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
  - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
  - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
  - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
  - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
  - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)
    - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
    - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
    - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
  - タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。  
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドルリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドルリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄りこと。  
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

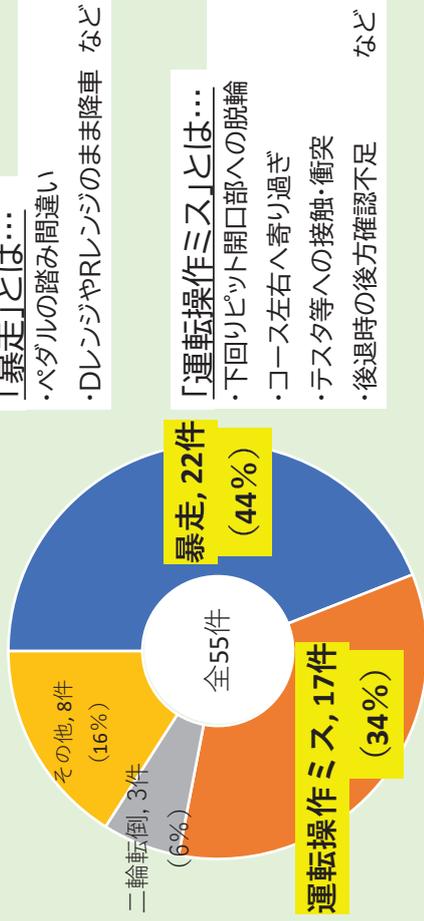
# 自動車技術総合機構からのお願い

受検者の皆様へ

**暴走**や**運転操作ミス**による  
**事故の防止**に  
ご協力をお願いします！！

令和6年度、車検場検査コース内での「**暴走**」や「**運転操作ミス**」など、受検者の方に起因する事故が55件発生しました。

受検者起因事故の原因



「**暴走**」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

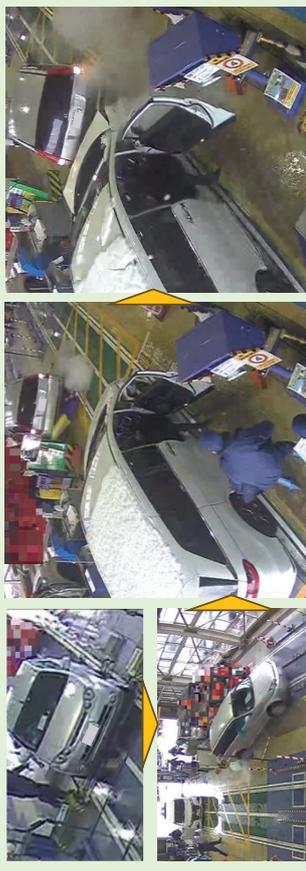
「**運転操作ミス**」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

特に、「**暴走**」による事故の被害は甚大※になる傾向があり、**破損した検査機器の修理費用をご負担いただく**とともに、**コース閉鎖した場合**は待機受検者の皆様に**ご迷惑をお掛け**することとなります。 ※ハットライトテストの場合1千万円超  
**降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！**  
**慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！**

## <事故事例>

スピードメータ検査で停止位置を合わせようとしている際に、ブレーキとアクセルを踏み間違えてバックで暴走し、隣のコースの入り口で待機していた車両に衝突。  
(受検者負担) 被害者治療費、車両及びマルチテスタスタ入場信号、センサの修理費用



ブレーキ検査で「×」判定が出たため、職員に再検査を申告しようとして降車したが、ギアDレンジ、かつ、駐車ブレーキを 작동させなかったため暴走し、ハットライトテストに衝突。  
(受検者負担) ハットライトテスト修理費用



車検場内下回り検査位置で停止する際、ブレーキとアクセルを踏み間違えて30m以上暴走し、駐車車両に衝突。  
(受検者負担) 車両修理費用



独立行政法人自動車技術総合機構

# 車台番号、原動機 型式確認時は

## エンジン停止！

ギア位置、駐車ブレーキの確  
認もお願いします。



4月23日に事故が  
発生しています

# ディーゼル車の 排ガス検査時は、 ギア位置「P<sup>\*</sup>」 駐車ブレーキ「作動」 両方が必要です！

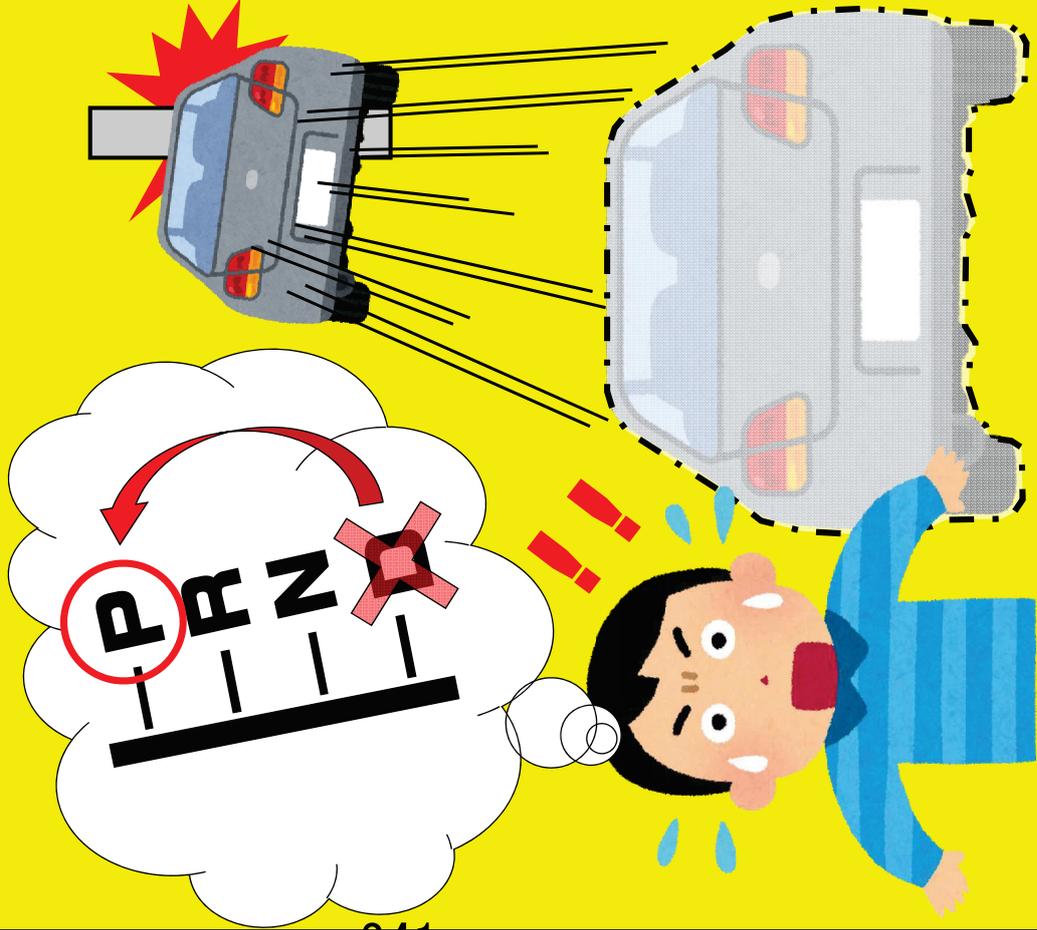
※マニュアル車は「ニュートラル」



6月10日に事故が発生しています。

職員の案内に従い、エンジン停止等の  
操作をお願いします。

# 降車時は、焦らず ギア位置「P」!



# 車台番号、エンジン型式 確認時 トラブルが多発!!

## ボンネットの開閉



※ 持ち棒を使用してください



## 座席の上げ下げ

※ 車台番号打刻箇所のカバーの脱着をお願いします



## カバー類の脱着

# 事前確認をお願いします

※ボンネットの開閉等は受検者の皆様をお願いしています（詳しくは車検場入口の掲示物をご覧ください）。

# 「つまずき」注意!



「つまずき」による転倒事故が発生してきます。段差等にご注意ください。

# 検査場事故ゼロ 運動実施中!

令和6年度は100件を超える事故が発生※しています。

そのうち、2割超が「ギア位置の誤り」、「アクセルペダルの踏み間違い」等の操作誤りによるものでした。

※令和7年3月25日現在：105件



# 熱中症を防ぐ対策

を実施中です！！

検査場において、職員の健康と安全を確保するため、審査時間内に熱中症対策を実施しております。

受検者の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。



直射日光を避けた場所  
での検査を実施



水分補給と  
クールダウンタイムの確保

## 第五章 軽自動車検査協会関係

### 1. 協会の業務等

#### (1) 業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

#### (2) 事務所所在地等

事務所	〒	所在地	TEL
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲1258番地18 (国分寺流通センター内)	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番地3	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町1814番地の2	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜3106番地2	050-3816-3125

#### (3) 業務受付時間

窓口 午前8時45分から11時45分まで、午後1時から4時まで

検査 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで

(土・日・祝日、12/29～1/3は休業)

#### (4) ユーザー車検予約システム (平成27年1月30日～)

○パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第3世代以降の機種による携帯電話 (WEB) での検査予約

<https://www.kei-reserve.jp/>

○固定電話での検査予約 (音声案内に従って検査の予約を行います。)

香川主管事務所 050-3146-2582

徳島事務所 050-3146-2583

愛媛事務所 050-3146-2584

高知事務所 050-3146-2585

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録 (アカウント登録) が  
必要です。

# お願い

構内・検査コースの  
事故防止について

**運転ミスに注意！**

誰もが事故の当事者になるおそれあり！



最近、ブレーキとアクセルの  
操作ミスによる衝突事故が  
多発しています。

アクセルとブレーキペダルの  
配置が近い車両は  
より注意深く操作する  
必要があります。



車台番号及び原動機型式の確認の  
際は、エンジンを停止させ、受検さ  
れる方がボンネットを開閉し、支持  
棒によりボンネットを支持させるよ  
うにお願いいたします。



構内事故が多発しています！！

構内事故が多発しています！！



サイドスリップテスト終了後、停止しようとした時にペダルを踏み間違ひ、前方車面に追突。



ペダルの  
踏み間違ひに注意！！



検査コース入り口からテスト進入時にペダルを踏み間違ひ、前方車面に追突。



駐車場で、駐車しようとする際にペダルを踏み間違ひ、フェンスに衝突。



サイドスリップ検査時にペダルを踏み間違ひ、前方車面に追突。



焦らず、落ち着いて  
確実な操作を！！

### BSHテストに乗り込む際の注意事項



停止位置に確実にタイヤがあることを確認！

検査開始時に車両が飛び出すことがあります！！



中間リフトが下がったことを確認！

確認後にタイヤを回すようお願いいたします！！

アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しております。(令和5年度16件) 構内での移動や検査コースへ入場の際は、十分に注意されますようお願いいたします。

# お願い

リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、エンジンを停止して下さい。

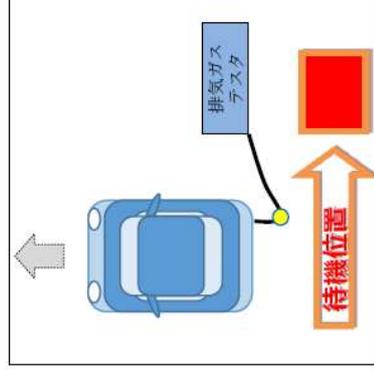
また、リフトが完全に下降するまでは、エンジンをかけないで下さい。

247



## 排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管(マフラー)に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置(車の横など)で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻して下さい。



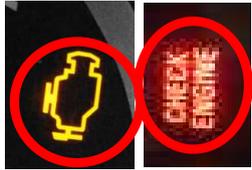
排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。



# お知らせ

お願い～検査時車両状態について～

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。



例

1. 電源投入時に警報を発するもの
  2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
  3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの
- 1～3を全て満たす事が必要になります**

【OBD規制】

当該装置の機能が支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えるものがあること。なお、次に、掲げるものいづれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、発する警報を運転席において容易に判断できないもの

## 適用年月日

乗用	適用年月日
新型自動車	平成12年10月1日～平成20年10月1日～ 適用(OBD) 適用(OBDII)
継続生産車	平成14年9月1日～平成22年9月1日～ 適用(OBD) 適用(OBDII)
貨物	平成14年10月1日～平成20年10月1日～ 適用(OBD) 適用(OBDII)
新型自動車	平成15年9月1日～平成22年9月1日～ 適用(OBD) 適用(OBDII)
継続生産車	適用除外

1. 荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。



**積載物は降ろして受検して下さい。**

2. 後部座席・荷室等が**確認しやすい状態**で受検して下さい。

**皆様のご協力をお願いいたします。**

# お知らせ

## 警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ



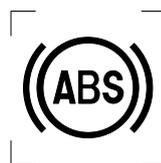
(例)



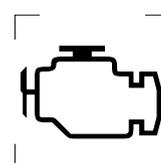
(例)



(例)



(例)



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# 受検者の皆様へ

## 「受検者の秩序維持のための遵守事項」

- (1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
  - ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
  - ③ 検査機器、検査設備、備品等を損傷させ又は破壊しないこと。
  - ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
  - ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
  - ⑥ 検査コース内において、検査担当者等の許可なく自動車を歩行速度を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
  - ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
  - ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
  - ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
  - ⑩ 検査担当者等の許可なく検査機器、検査設備、備品等を使用しないこと。
  - ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
  - ⑫ 検査担当者等の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
  - ⑬ 現車検査中の検査担当者又は書面確認中の検査担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
  - ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
  - ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
  - ⑯ 検査担当者等の許可なく検査中又は検査コースに所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
  - ⑰ 検査中又は敷地等の定められた場所以外では、喫煙しないこと。
  - ⑱ 検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
  - ⑲ その他、検査担当者等が行う公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
- (2) 何人も事務所等の長の許可なく敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。  
また、敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の画像、動画若しくは音声又は公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
- (3) 受検者は、検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

- ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
- イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
- ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
- エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
- オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
- カ 窓ガラスが取外されていない状態
- キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
- ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
- ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
- コ エンジンルーム内の検査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビン  
を上げて支持棒等により保持した状態
- サ 窓ガラスの検査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
- シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し  
た空車状態
- ス 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場  
合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の検査を除く。）
  - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた  
状態
  - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させること  
ができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
  - (ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納  
させた状態
- セ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査  
用スキャンツールを接続できる状態
  - ② 受検車両の入場検査コース又は検査場所について、検査担当者等からの指示があった場合にはその指  
示に従うこと。
  - ③ 受検中は軽自動車検査票を保持すること。
  - ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、  
指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
  - ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者等からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリ  
ッド自動車、アイドルリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドルリ  
ング状態の維持を含む。）を行うこと。
  - ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上  
昇を行わないこと。
  - ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
  - ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
  - ⑨ 検査機器の表示器による表示（音声案内を含む。）又は検査担当者等の指示に応じテスト等への乗り  
入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
  - ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
  - ⑪ 検査コースでの検査が終了又は中断したときは、個別の検査結果にかかわらず、その都度、検査担当  
者から総合判定の通知を受けること。

また、検査コースでの検査が終了し、総合判定の通知を受けたあとは軽自動車検査票を所定の窓口

に提出すること。

- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者等がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

## 「不適切な補修の禁止等」

- (1) 第4章及び第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

### ① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）
- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの
- オ 灯火器（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
- カ 審査事務規程 7-41(8-41)に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を突っ張る仕組みのもの

### ② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

- イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの
- ③ 装置又は部品の補修
- ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修
- イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの
- エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの
- オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
- カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
- キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの
- ④ 車体又は装置への表示
- ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの
- イ 表示された内容が容易に消えるもの
- ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外することができるもの（審査事務規程 7-35-1(8-35-1)(2)の表示を除く。）
- (2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。
- 当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

検査の高度化機器の本格運用を行います。  
ご理解・ご協力をお願いいたします。  
なお、検査は通常と変わりません。

## ○運用時間

全ラウンド(9時00分～16時00分)

## ○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。  
なお、検査の判定方法に変更はありません。

## ○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

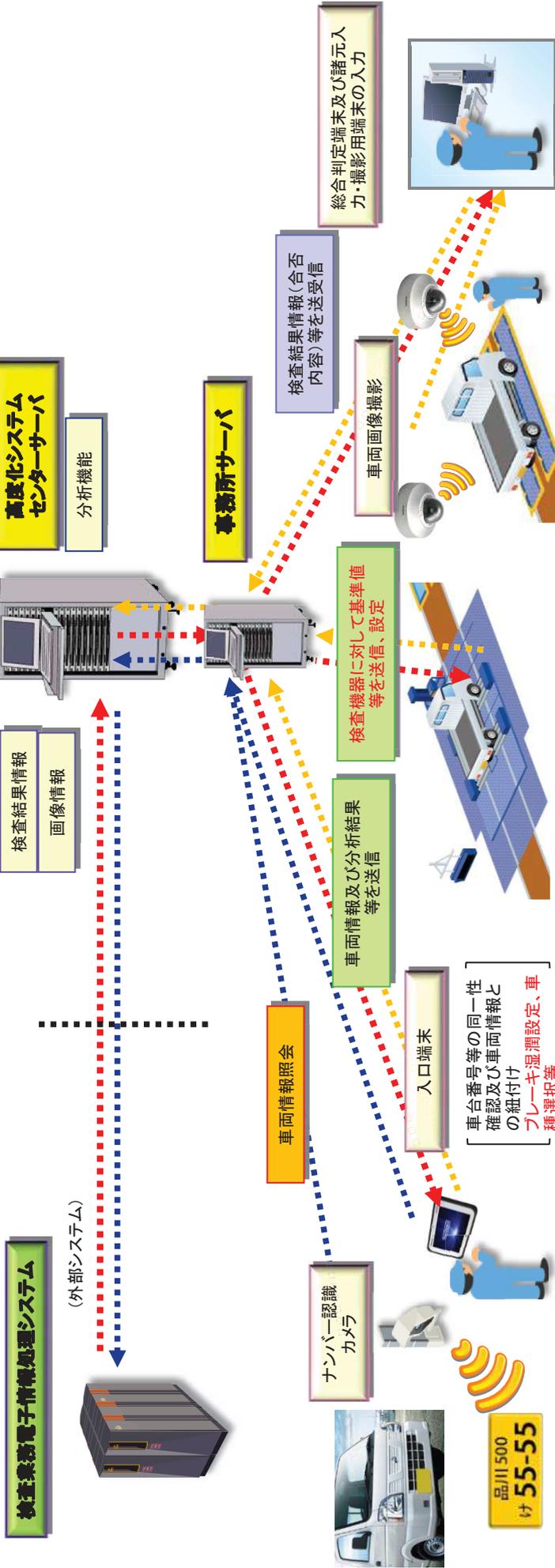
- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づいた的確な検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供



# 軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

## 安全・環境対策

不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映	検査の質の向上	二次架装などの不正改造の防止	整備事業者へ車両の画像を提供	リコール発見に繋がる不具合の抽出
<ul style="list-style-type: none"> <li>型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所間の再検査の再検査率がバラツキに異常がないか観察する。</li> <li>測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。</li> <li>検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。</li> <li>E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省はH30年度に指定整備事業者には様変更に伴った車両の画像データを提供することを予定。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>型式・装置毎の不具合を分析する。</li> </ul> 



## 安全・環境対策

## 利便性向上

## 職員支援

ユーザーの点検・整備意識の向上	不正受検の防止	利用者利便の向上	検査職員を支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>受検車両の検査結果を通知する(現在、一部の事務所で試行中)。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。</li> <li>機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査票をペーパーレス化する。</li> <li>タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。</li> <li>業務量集計業務の簡素化。</li> <li>フレキシブル切替、車種選択の簡素化。</li> <li>検査に不具合があれば一々検案により速やかに対象車両を特定。</li> </ul> 

# お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に  
諸元測定した車両については、写真撮影を  
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和48年9月26日

協会規程第16号

最終改正 令和7年3月24日協会規程第7号

## 2-8-2 画像の取得及び保存

- (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下2-8-2において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、画像取得装置を用いて画像の取得を行うことが困難な場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

- (2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

① 座席の変更に係る書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり

② 審査事務規程7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であつて審査事務規程7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）

③ その他撮影記録が必要と判断した部位

（例）改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備

- (3) (1)及び(2)において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。

なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

- (4) (1)及び(2)において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。

- (5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

ナンバープレート

## 《軽自動車/車両番号標の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標(ナンバープレート)の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあつては、軽自動車の車両番号標(ナンバープレート)を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、  
現車の車台番号  
自動車検査証の車台番号  
車両番号

が同一であることを確認して下さい。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# お知らせ

## 申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会HPよりアクセスできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.keikenkyo-faq.jp/>



手続きでお困りの際は、  
軽自動車検査協会  
手続きナビ  
よくあるご質問(FAQ)  
で解決できます。

### 手続きナビ

名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。

> [手続きナビはこちら](#)



### お知らせ

三一路

- ▶2018.04.27  
【重要なお知らせ】エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置が講じられます
- ▶2018.02.26  
【情報】手続きナビ | よくあるご質問 (FAQ) を開設しました
- ▶2018.02.26  
【情報】本サイトの使い方について



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# ご協力をお願いします

## 次回重量税額メール通知サービスについて

お電話による自動車重量税額のお問い合わせが大変多くなっております。

当協会HPからもお問い合わせできますので、ぜひご利用ください。

[協会トップページ](#) > [Q & A](#) > [申請案内サイト](#) > [お知らせ](#) > [【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました](#)

コールセンターの混雑緩和にご協力をお願いします。

[手続きナビ](#) | [よくあるご質問 \(FAQ\)](#) | [軽自動車検査協会](#) > [お知らせ](#) > [【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました](#)

### お知らせ

#### 【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました

2019.01.28

このたび、1月28日(月)より、「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました。  
以下のリンクをクリックしていただいた後に、ご自身のメールアドレス、重量税額を知りたい車両の車台番号、検査予定日を入力いただきますと、別途、重量税額をメールにて通知いたします。

##### [・次回自動車重量税額メール通知サービス](#)

- ※1 軽自動車専用の次回自動車重量税額通知サービスとなります。  
なお、以下についてはサービス対象外となります。
  - ・登録車及び二輪車
  - ・今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車(新車)
  - ・検査予定日が過去日の場合
- ※2 税額通知メールは、お問い合わせいただきました翌日を目処に送付いたします。  
お問い合わせいただいた翌日が土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)の場合は翌営業日となります。  
また、お問い合わせの集中等により遅れる場合もありますが、ご了承ください。

また、次回自動車重量税額メール通知サービスに関するよくあるご質問(FAQ)については、以下のページをご確認ください。

# 2019年（令和元年） 5月7日から 軽自動車OSSを 継続検査 開始しました。

検査手数料・  
自動車重量税の  
電子納付

電子申請

OSSの前提条件

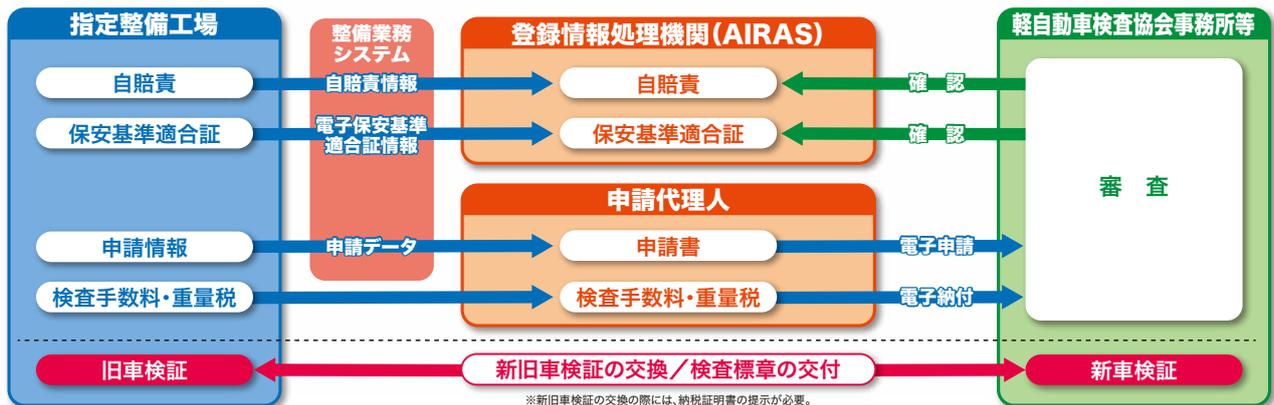
保安基準  
適合証情報

自賠償情報



軽自動車保有関係手続の

## ワンストップサービス



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お問い合わせセンター 軽自動車OSS専用ダイヤル 電話:050-3364-0800  
軽自動車OSSポータルサイト: <https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp>

260



軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

## 軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

### 1.申請手続

- 紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易**。
- 申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）の**提出・提示が不要**。

### 2.保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

- 手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**（紙と比較して**1/3程度** ※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。
- 保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成**。

### 3.検査手数料・自動車重量税の納付

- 電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要**。
- 印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避**。

### 4.事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

- 申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。
- 窓口での**待ち時間が短縮**（審査に要する待ち時間がない）。



## 来所される皆様へのお願い

### 構内徐行運転にご協力ください

平成31年4月26日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。



**軽自動車検査協会**

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車の車検は、



軽

JNKS

で変わる!

令和5年1月から、

Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、

継続検査窓口での

納税証明書の提示が

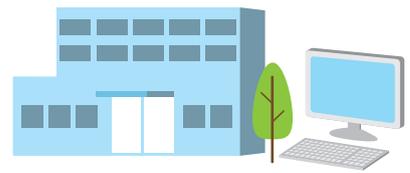
原則

不要になります! ※詳細は裏面をご覧ください。



納税証明書の提示が原則不要に!

継続検査申請(OSS/OCR)

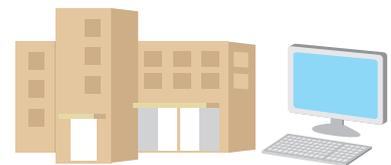


軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

軽JNKS

納付情報 ↑ 登録



市区町村



申請者

提示  
不要!



納税証明書



申請書  
自賠責保険等

申請書類

紛失しても...

納税証明書の再交付申請

不要!



# ご注意ください



- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。  
※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

## よくあるお問い合わせ

Q1



軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽JNKSでの納付確認はできますか？

A1

軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、使用の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。

- ・ 過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
- ・ 納税証明書が添付された納税通知書等が手元にない場合



Q2



軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽JNKSで確認出来ず、紙の納税証明書が必要になる場合がありますか？

A2

次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合



## 電子車検証 IC タグ情報 事前確認のお願いについて

各種申請及び届出におきまして、IC タグが破損して情報が読み取れない場合、車検証再交付が必要となります。

※他管轄車両の場合は、最寄りの事務所で車検証再交付ができませんのでご了承ください。

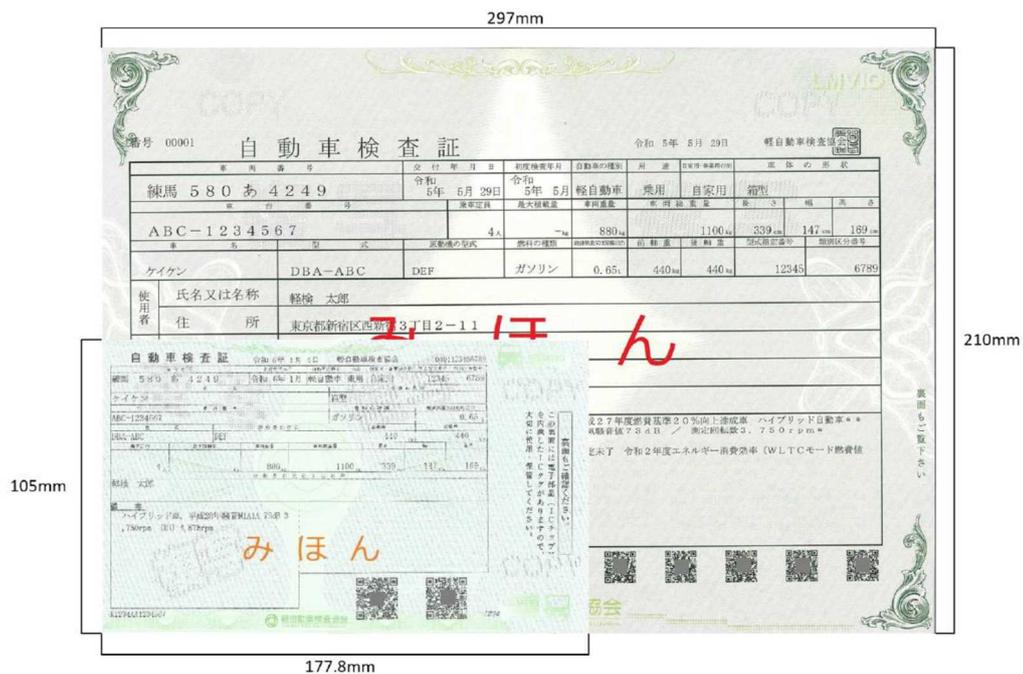
つきましては、事前に IC タグの有効性をご確認いただきますようお願いいたします。  
確認の際は、車検証閲覧アプリをご活用ください。

車検証閲覧アプリについてはこちら↓

URL : <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/business/application/>

不明な点等ございましたら、軽自動車検査協会窓口職員にお尋ねください。

従来の車検証（A4サイズ）に対して、電子車検証はA6サイズにICタグを貼付した大きさになります。



## 走行距離計表示値の確実な確認のお願い

指定自動車整備事業者の皆様へ

今般、保安基準適合証が交付された自動車について、ユーザー様からのご指摘で自動車検査証の**走行距離計表示値を訂正する事案が多発**しております。

つきましては、走行距離計の表示値を確実に確認していただきますようお願いいたします。

保安基準適合証への記載（入力）も確実にお願いいたします。

なお、令和6年1月4日以降、電子車検証を発行した自動車は走行距離が券面に記載されておられません。

お手数ですが、ICタグの情報を確認していただき、走行距離について不明な点等ございましたら最寄りの軽自動車検査協会窓口までお尋ねください。

当協会の業務には引き続きご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

軽自動車検査協会

受検者の皆様へ

受検時の遵守事項をお守りください！

**撮影した情報をソーシャルメディア（YouTube等）に配信又は投稿することを固く禁じます。**



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# 軽自動車検査協会からのお知らせ

後退時車両直後確認装置の基準が適用される自動車について

後退時車両直後確認装置（※①）が型式指定自動車から変更がある場合（装置そのものに変更がある、装置の取付位置が変更になるもしくは視界に影響がある変更を伴う架装など）は、基準に適合することを書面または現車で確認する必要があります（※②）。

※① 直接視界・関節視界装置・ミラー・カメラ及びミラーで構成される装置もしくは、検知装置（ソナー）

※② 1節車においては書面審査のみ



## ●適用時期

新型車：令和4年5月1日

継続生産車：令和6年11月1日

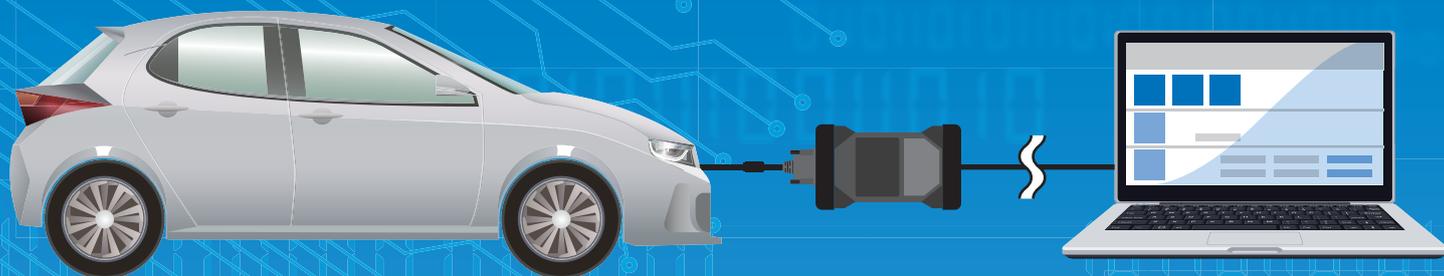
指定自動車等以外：令和6年11月1日

当該基準について、ご質問がございましたら、個別具体的な情報をご用意いただき軽自動車検査協会事務所職員までお声掛けください。

# 車検時の新たな検査項目として 「OBD 検査」が追加されました。



OBD 検査  
ポータルサイト



『OBD 検査』とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査（車検）の検査項目として、令和 6 年 10 月以降（輸入車は令和 7 年 10 月以降）に新たに追加されました。



OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、  
「OBD 検査対象」と記載があります。



令和 3 年 10 月（輸入車は令和 4 年 10 月）以降の  
ニューモデルからが対象、それ以外は対象外

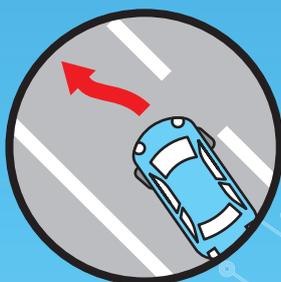
記載があっても以下の場合には検査不要です

- 車検の日が令和 6 年 9 月 30 日以前  
（輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前）
- 車検の日が型式指定年月日から 2 年を経過していない
- 車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日  
から起算して 10 ヶ月を経過していない。

## どんな装置を検査するの？



制動装置  
(ABS、ESC、EVSC、  
BAS、AEBS)



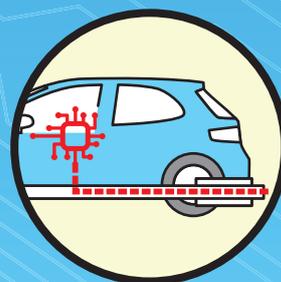
かじ取装置  
(高度運転者支援ステ  
アリングシステム)



自動運行装置



車両接近通報装置  
(AVAS)



排出ガス発散防止装置

## OBD検査対象車の 受検時のお願い事項について

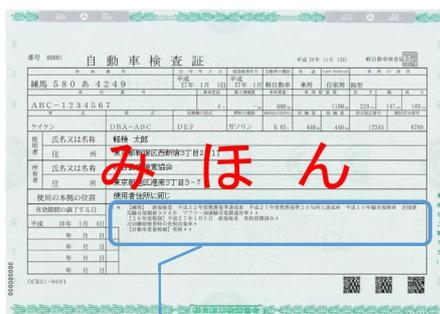
令和6年10月から、OBD検査対象車については、車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）を実施します。

つきましては、OBD検査の円滑な実施のため、以下お願い事項につきまして、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。

### 1. 対象となる自動車

自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車

車検証



備考  
OBD検査対象車  
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

電子車検証



備考  
OBD検査対象  
券面上の記載内容

備考  
OBD検査対象車  
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日  
ICチップ内の車検証記載情報の読取内容

### 2. 検査コースに並ぶときのお願事項

運転席下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いいたします。



※差し込み口は運転席の右下または左下などにあります。

